

令和3年度

環境報告書

令和2年度実績報告



国分寺市

(再生紙使用)

(表紙の写真)

「海まで歩こう」 わんぱく学校・青少年地域リーダー育成事業 (P. 69～P. 70)
国分寺市を源流としている野川を多摩川との合流地点まで歩く様子

令和3年度環境報告書について

環境報告書は、国分寺市環境基本条例（平成16年条例第21号）第26条（環境報告書）に基づき、環境基本計画の適正な進行管理を行うため、市の環境の保全、回復及び創造に関する施策の実施状況を公表するものです。令和3年度環境報告書である本報告書は、『第二次国分寺市環境基本計画実施計画（中期）』（平成29年3月策定）に基づく各施策の令和2年度実績をまとめています。

本報告書は、以下のとおり構成しています。

第1章は、環境の保全、回復及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、環境の保全、回復及び創造に関する目標や施策の方向性を定めた環境基本計画及び環境基本計画の具体的内容を定めた環境基本計画実施計画の概要について掲載しています。

第2章は、本市の環境に係る現況について掲載しています。

第3章は、環境基本計画実施計画（中期）に基づく、重点プロジェクトに関連する主な施策の令和2年度実績を掲載しています。

第4章は、環境基本計画実施計画（中期）に基づく、具体的施策の令和2年度実績を掲載しています。

第5章は、令和2年度実績の一環として、各課における環境学習・啓発活動の一覧を掲載しています。

第6章は、本市の環境マネジメントシステムの一環である、環境審議会、環境推進管理委員会、環境ひろばの令和2年度の活動実績を掲載しています。

第7章は、本市の令和2年度環境活動及び市の環境年表を掲載しています。

第8章は、令和2年度環境調査結果を掲載しています。

本報告書の作成・公表により、市民や事業者の方への情報提供を行うとともに、環境の保全、回復及び創造に関する取組の推進につなげていきます。環境施策の推進には、市民や事業者の皆さんのご協力が必要です。引き続き、市の環境行政にご理解とご協力をお願いいたします。

～令和2年度実績（フォトショット）～



取組No. (25)
「市民農業大学」

<経済課>

農業者の指導のもと、市民に野菜づくりの一連の作業を体験する場や植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学べる場を提供します。

（写真は農業体験学習の様子）



P. 32



取組No. (106)
「エコミュージアム事業の開催」
<緑と建築課>

市内の樹林地などについて、市民団体との協働で緑地・水辺をネットワーク化したエコミュージアムとして活用します。

（写真は国分寺崖線緑地保全地域の様子）



P. 37



取組No. (107)
「科学教室の開催」

<学校指導課>

小学校5～6年生を対象に大気、水、植物に関する学習を通じ、環境への関心を高めます。

（写真は「大気の科学」の学習の様子）



P. 37



取組No. (96)
「公民館における「環境教育・環境学習」の推進」

<公民館課>

各公民館の地域特性などを活かして、体験学習や講座など環境教育・環境学習を推進します。
(写真はサツマイモ掘りの様子)



P. 60



取組No. (111)
「わんぱく学校」

<社会教育課>

わんぱく学校の活動の中で地域の美化・環境活動に参加します。
(写真は野川公園デイキャンプの様子)



P. 70



取組No. (83)
「高齢者の熱中症の予防に関する啓発活動」

<高齢福祉課>

夏場の熱中症対策として、注意喚起や予防法などを広報します。
(写真は涼み処の様子)



P. 107

目 次

第1章 環境基本計画の概要	1
第2章 市内の現状	10
第3章 重点プロジェクト	19
重点プロジェクト1 「在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進」 ..	22
重点プロジェクト2 「地産地消の推進による都市農業の支援」	30
重点プロジェクト3 「野川, 用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用」	38
重点プロジェクト4 「安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供」	41
重点プロジェクト5 「自転車・公共交通機関の利用促進」	46
重点プロジェクト6 「歴史的景観や文化財の保全・活用」	50
重点プロジェクト7 「資源循環型のまちづくりの推進」	55
重点プロジェクト8 「環境負荷の少ないライフスタイルの促進」	64
重点プロジェクト9 「環境面における参加と協働による地域の活性化の推進」	67
第4章 具体的施策（取組）	71
【自然環境】 基本方針1 緑と水が調和した潤いのあるまち	
1-1 緑と水のネットワークの形成	72
1-2 緑の保全	73
1-3 まちなかの緑化	75
1-4 水環境の保全・整備	78
1-5 都市農地の保全・活用	81
1-6 生き物の生息空間の保全	84
【生活環境】 基本方針2 安全・安心に暮らせるまち	
2-1 生活環境の確保	86
2-2 生活環境のモニタリング	90
2-3 化学物質対策の推進	91
2-4 食の安全性の確保	92
【都市環境】 基本方針3 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち	
3-1 環境に配慮したみちづくり	95
3-2 環境に配慮したまちづくり	97
3-3 地域性豊かな景観の形成	104

【地球環境】 基本方針4 資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち	
4-1 地球温暖化対策の推進	106
4-2 省エネルギー・省資源の促進	108
4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	109
4-4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進	110
【環境教育・環境学習】 基本方針5 地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち	
5-1 環境教育・環境学習の推進.....	113
5-2 人づくり、仕組みづくり.....	117
第5章 各課の環境学習・啓発活動等一覧	119
第6章 委員会等の活動経緯	124
1 国分寺市環境審議会(附属機関)	124
2 国分寺市環境推進管理委員会.....	124
3 国分寺市環境ひろば	125
4 国分寺市環境ひろば・国分寺市で共催した事業	126
第7章 国分寺市の環境活動	127
1 環境基本計画実施計画.....	127
2 地球温暖化防止行動計画	129
3 グリーン購入.....	131
4 国分寺市の環境年表.....	132
第8章 環境測定データ編(令和2年度環境調査結果)	135
1 大気環境分析調査.....	135
2 騒音・振動及び交通量調査.....	138
3 酸性雨調査	140
4 野川の水質状況.....	141
5 野川の底質状況.....	142
6 湧水の水質状況.....	143
7 井戸水調査	146
8 野川水生・底生生物調査	149
9 野川・湧水地の流量	153
10 放射線と放射性物質への対応について.....	156
11 環境基準一覧	157

(2) 計画の役割

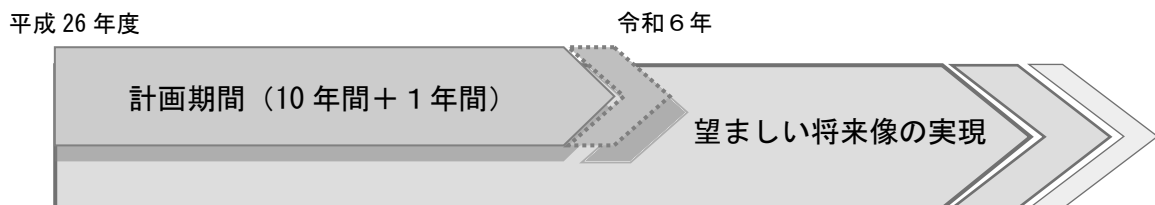
基本計画は、環境の保全、回復及び創造に関する目標と施策の方向性を定め、環境行政の基本方針となるとともに、計画を推進するための市民、事業者、市の役割と、環境に配慮した市民生活、事業活動、施策展開の指針を示します。

(3) 計画の特徴

計画改定にあたり、市民ワークショップなどの意見収集、環境推進管理委員会からの提言、関係課へのヒアリング、庁内検討委員会など職員の合議組織による検討により、現状の把握や課題を抽出し、計画の体系などを整理しました。その後、環境審議会による審議、パブリック・コメントを経て、本計画を策定しました。

4. 計画の期間

計画期間は、長期的な視点を持った計画とするため、概ね 30 年後を見越した上で、平成 26 年度から令和 5 年度の 10 年間として計画を策定しましたが、令和 2 年度に 1 年延伸を決定し、令和 6 年度までを計画期間としました。



5. 対象とする環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、「緑」、「水」、「生物」からなる“①自然環境”，「公害」、「食」からなる“②生活環境”，「道路・交通」、「景観」、「歴史遺産・文化財」からなる“③都市環境”，「資源」、「温暖化・エネルギー」、「ごみ」からなる“④地球環境”，「教育・学習」、「人づくり」、「仕組みづくり」からなる“⑤環境教育・環境学習”の 5 つの分野を対象とします。

6. 国分寺市がめざす環境の将来像（望ましい将来像）

環境の望ましい将来像として「**未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境**」を設定しました。

国分寺市は、史跡武蔵国分寺跡をはじめ、新田開発以降の人々の暮らしの中から生まれた歴史遺産及び歴史的景観が多く残され、国分寺崖線や農地などの緑、お鷹の道・真姿の池湧水群など、緑と水の豊かなまちです。

市内には大きな工場がなく、都市計画道路の整備などによる安全かつ快適な交通環境の確保、ごみの減量化・資源化なども少しずつ進んでおり、良好な環境を形成しています。

樹林地や公園などでは協働による維持管理が行われ、活動を通して人と人のつながりが育まれています。

私たちは、こうした良好な環境を守り、育むためにも、環境に関心を持ち、学び、考え、ともに行動することで、「こくぶんじの豊かな環境」を未来の子どもたちへ引き継いでいきます。

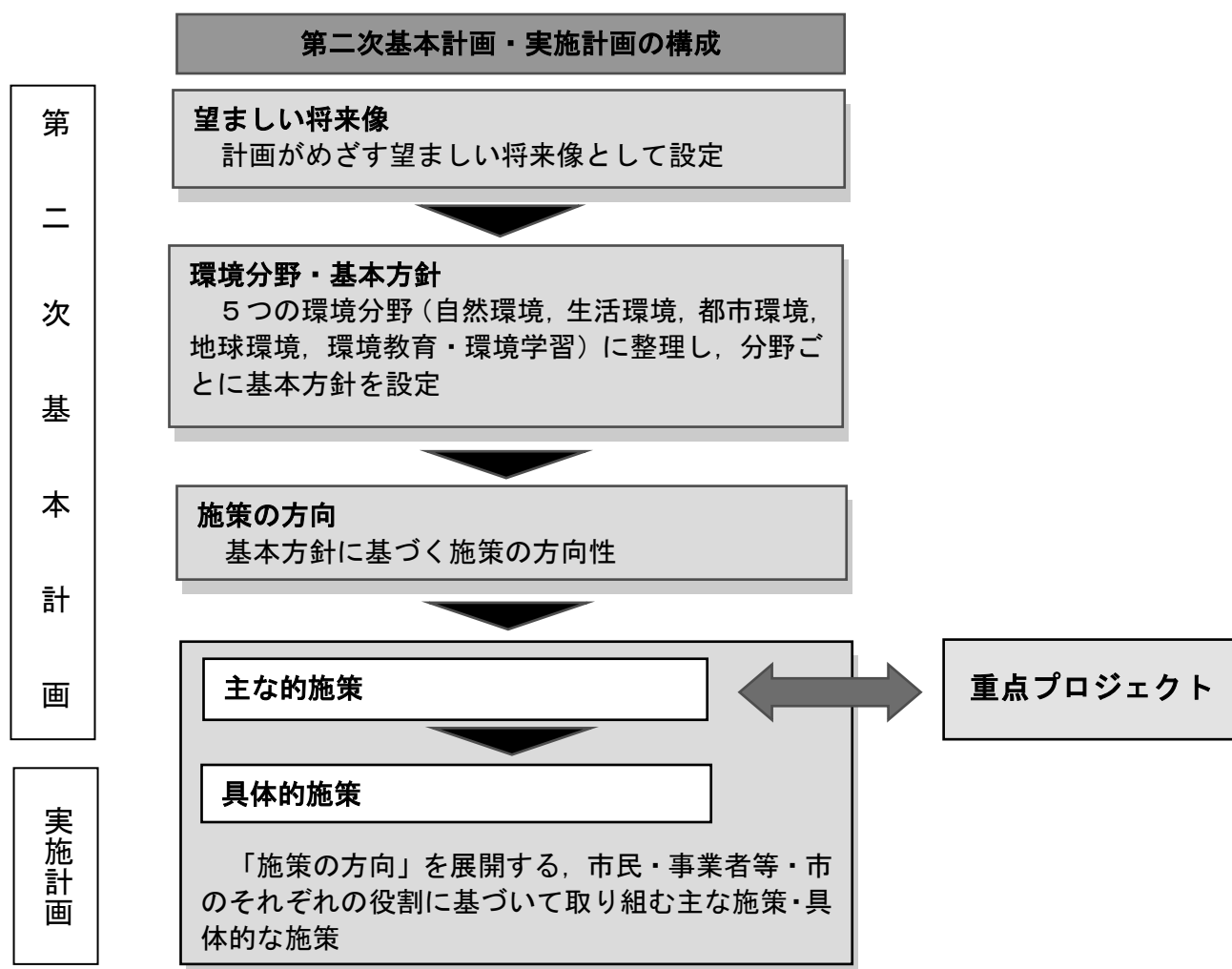
7. 第二次基本計画及び実施計画の構成

本計画では、全体的な視点から、1つの望ましい将来像を設定し、将来像を展開する5つの環境分野（自然環境，生活環境，都市環境，地球環境，環境教育・環境学習）を設け、環境分野ごとに基本方針を設定しました。

基本方針の下に「施策の方向」を整理し、さらに「施策の方向」を展開する「主な施策」，「具体的施策」を位置付け、市民，事業者等，市の役割に基づく取組を示しました。また，望ましい将来像を実現するため，市民ワークショップによる提案，環境推進管理委員会の提言をもとに，9つの重点プロジェクトを設定しています。

重点プロジェクトは，環境基本計画を具体的に推進することを目的としており，分野横断的に相乗効果を発揮するような重要性の高い施策により構成しています。

重点プロジェクトは毎年度，進ちょく状況を点検・評価し，進め方の見直しを行っています。



8. 実施計画

(1) 第二次環境基本計画実施計画（中期）

第二次基本計画を具体的に展開するための計画として，平成29年3月に第二次環境基本計画実施計画（中期）（平成29年度～令和2（平成32）年度）を策定しました。実施計画では，第二次基本計画に定めた49の「主な施策」の具体的な内容を示す「具体的施策」及び重点プロジェクトと主な施策の関連性について定めています。

これらの施策の令和2年度における実施状況は，第3章「重点プロジェクト」及び第4章「具体的な施策（取組）」のとおりです。

(2) 第二次環境基本計画実施計画（後期）

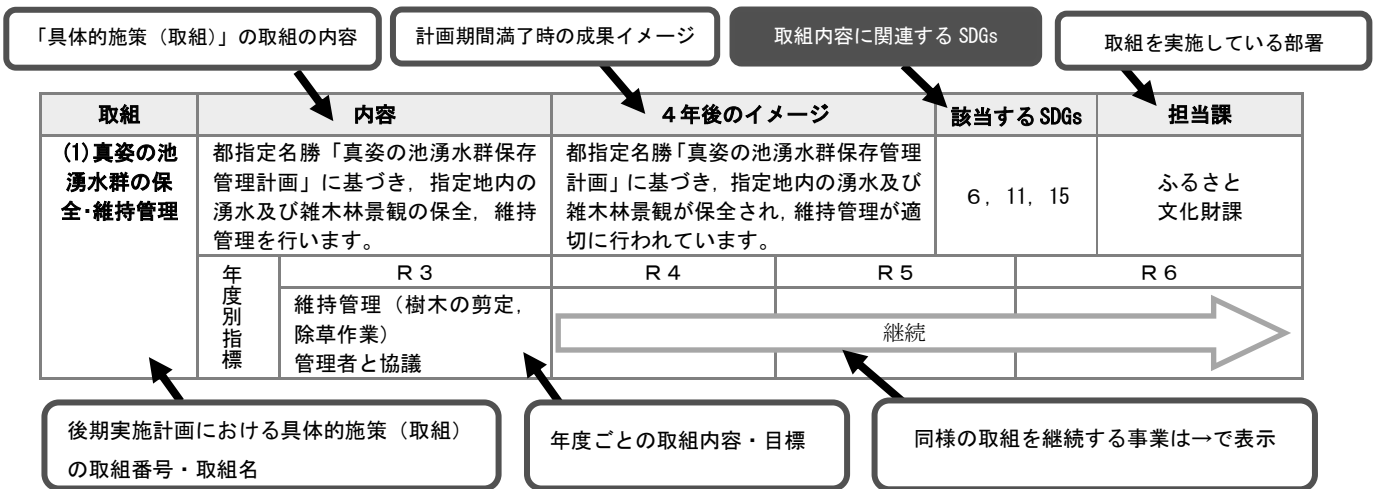
令和2年度で第二次環境基本計画実施計画（中期）が計画期間満了となったため、令和3年度から令和6年度を計画期間とした第二次環境基本計画実施計画（後期）（以下、「後期実施計画」という。）を策定しました。

後期実施計画とSDGsの関係について

後期実施計画では、基本計画の対象とする【自然環境】、【生活環境】、【都市環境】、【地球環境】、【環境教育・環境学習】の5つの環境分野における116の具体的施策（取組）に取り組むこととしています。これらの個々の取組について、SDGsとの関係を整理するため、後期実施計画上では、取組ごとに特に関連の深いSDGsの17のゴールを示しています（後期実施計画における、各取組と関連するSDGsの示し方については、以下の「後期実施計画における具体的施策（取組）と関連するSDGsの記載【例】」を参照）。

後期実施計画に位置付けた取組の推進を通して、持続可能なまちづくりを実現します。

「後期実施計画における具体的施策（取組）と関連するSDGsの記載【例】」



SDGs（持続可能な開発目標）とは

平成27年9月にニューヨークの国連本部で開催された「国連持続可能な開発サミット」で採択された、「我々の世界を変革する：持続可能な開発のための2030アジェンダ」の令和12（2030）年を達成期限とする世界共通の目標です。

SDGs（持続可能な開発目標）は、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に統合的に取り組むことにより、「誰ひとり取り残さない」持続可能な社会の実現を目指すもので、17のゴール・169のターゲットが掲げられています。

SDGsは、途上国のみならず先進国を含めた全ての国が取り組む必要があるユニバーサル（普遍的）なものであるとともに、それぞれのゴールは密接に関連し、経済・社会・環境の三つの側面のバランスの取れた推進が重要とされています。目標の達成には政府、市民、企業といった様々な主体の行動が不可欠です。

<SDGs ウェディングケーキモデル>



ストックホルムレジリエンスセンターのヨハン・ロックストローム氏が提唱した、17のゴールを「環境」、「社会」、「経済」の3層に並べ替え、その軸にパートナーシップを配置した各ゴールの関係性の捉え方

出典：ストックホルムレジリエンスセンターホームページから作成

9. 施策体系

(1) 基本方針・施策の方向・主な施策

「望ましい将来像」を実現するために設定した環境分野・基本方針，施策の方向，主な施策は以下のとおりです。

望ましい将来像	環境分野・基本方針	施策の方向
未来の子どもたちへ引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境	【自然環境】 緑と水が調和した潤いのあるまち	1-1 緑と水のネットワークの形成 1-2 緑の保全 1-3 まちなかの緑化 1-4 水環境の保全・整備 1-5 都市農地の保全・活用 1-6 生き物の生息空間の保全
	【生活環境】 安全・安心に暮らせるまち	2-1 生活環境の確保 2-2 生活環境のモニタリング 2-3 化学物質対策の推進 2-4 食の安全性の確保
	【都市環境】 環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち	3-1 環境に配慮したみちづくり 3-2 環境に配慮したまちづくり 3-3 地域性豊かな景観の形成
	【地球環境】 資源が循環し，エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち	4-1 地球温暖化対策の推進 4-2 省エネルギー・省資源の促進 4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進 4-4 ごみの発生抑制，減量化・資源化の推進
	【環境教育・環境学習】 地域に学び，人のつながりや活動を生み出すまち	5-1 環境教育・環境学習の推進 5-2 人づくり，仕組みづくり

主な施策	
※ () 内番号は全ての「施策の方向」を通して振った施策番号 (通番)	
(1) 拠点となる緑や水辺の保全・整備	
(2) 樹林地などの適切な維持管理 (4) 公園・緑地の整備	(3) 保存樹木等の指定 (5) 協働による維持管理
(6) 公共施設の緑化	(7) 民有地の緑化
(8) 湧水・地下水の保全・活用 (10) 野川整備事業の促進	(9) 用水路の保全・活用 (11) 雨水浸透の促進
(12) 都市農地の保全・活用 (14) 地産地消の推進	(13) 都市農業を支援する人材の育成
(15) 生き物の実態調査 (17) 生き物とのふれあいの機会の創出	(16) 外来生物対策 (18) 生物多様性に対する理解促進
(19) 低公害車の導入の推進・普及啓発 (21) 悪臭の発生防止	(20) 規制・基準などに関する事業者等への指導 (22) 生活騒音・振動対策の推進
(23) 大気や水質などの測定	(24) 空間放射線量などの測定
(25) 化学物質に関する情報の収集・提供	(26) 化学物質に関する事業者への指導
(27) 食の安全性の情報提供 (29) 給食食品などの放射性物質濃度の測定	(28) 食育の推進
(30) 道路整備の推進	(31) 自転車利用の推進
(32) 良質な住環境の創出 (34) まちの美化活動の促進	(33) 地域住民の交流によるまちづくり
(35) 地域特性にあった景観づくり	(36) 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用
(37) 地球温暖化対策の計画的な推進	(38) 地球温暖化への適応
(39) 省エネルギー・省資源行動の促進	
(40) 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	
(41) ごみの発生抑制 (43) ごみ減量や分別などの普及啓発	(42) ごみの減量化・資源化の推進
(44) 多様な主体による環境教育・環境学習の推進 (46) 環境学習に関する情報提供, 学習教材づくり	(45) 地域資源を活用した体験型学習の推進 (47) 環境活動の促進と支援
(48) 環境教育・環境学習の機会の促進	(49) 地域リーダーの育成, ネットワーク化の支援



重点プロジェクト(9)プロジェクト

(2) 重点プロジェクト

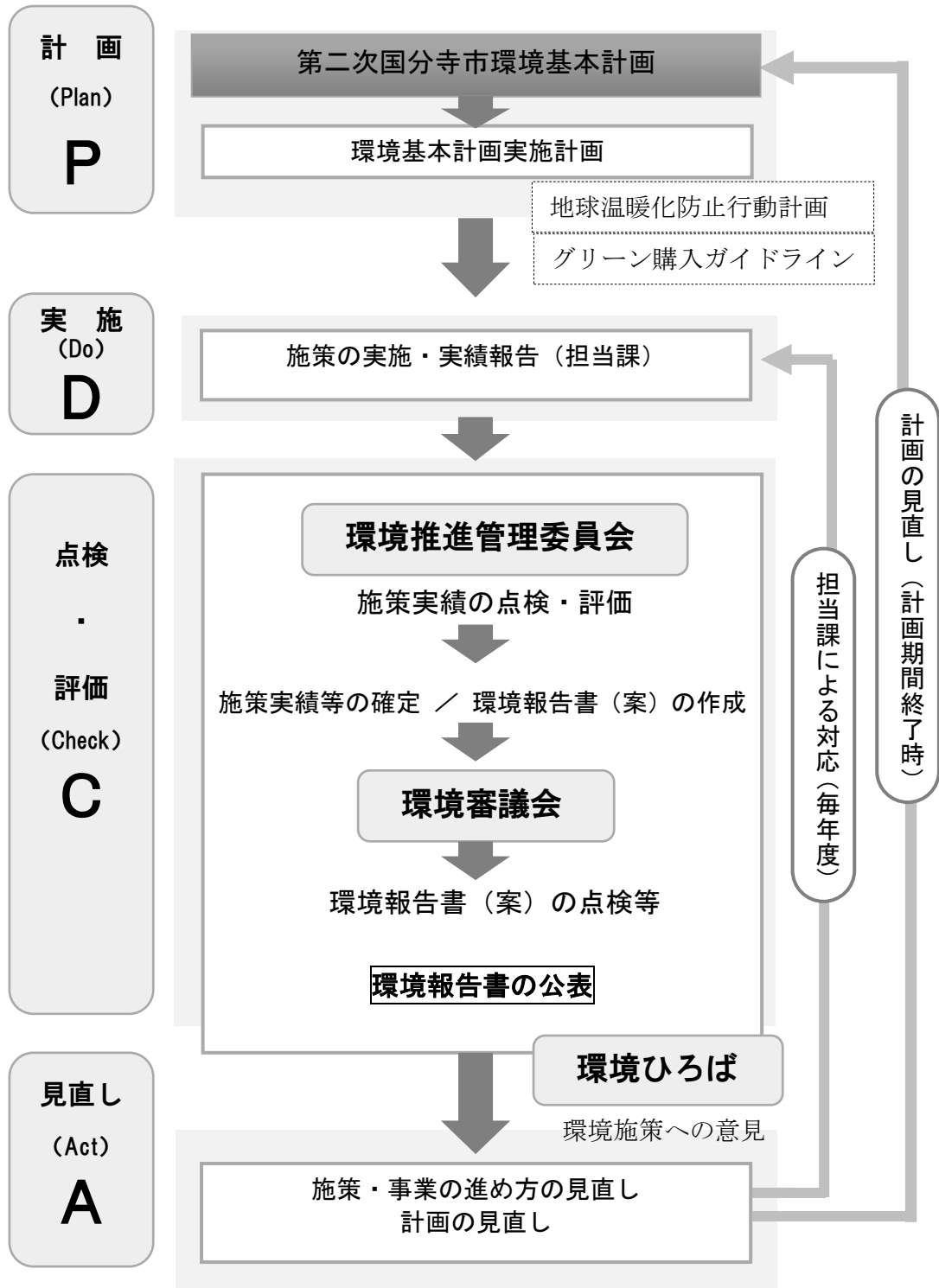
重点プロジェクトは、環境基本計画を具体的に推進することを目的としており、分野横断的に相乗効果を発揮するような重要性の高い施策により構成しています。第二次基本計画において設定された重点プロジェクトと、実施計画において定められた重点プロジェクトに関連付けられた施策は以下のとおりです。

重点プロジェクト番号・重点プロジェクト	関連する主な施策 ※()内番号は全ての「施策の方向」を通して振った施策番号(通番)
① 在来生物の種や生態系などの生物多様性の保全に向けた取組の推進	(1) 拠点となる緑や水辺の保全・整備 (5) 協働による維持管理 (12) 都市農地の保全・活用 (15) 生き物の実態調査の実施 (18) 生物多様性に対する理解促進
② 地産地消の推進による都市農業の支援	(12) 都市農地の保全・活用 (14) 地産地消の推進 (45) 地域資源を活用した体験型学習の推進
③ 野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	(8) 湧水・地下水の保全・活用 (9) 用水路の保全・活用 (10) 野川整備事業の促進 (45) 地域資源を活用した体験型学習の推進
④ 安心・安全な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	(23) 大気や水質などの測定 (24) 空間放射線量などの測定 (25) 化学物質に関する情報の収集・提供 (29) 給食食品などの放射性物質濃度の測定
⑤ 自転車・公共交通機関の利用促進	(31) 自転車利用の推進 (37) 地球温暖化対策の計画的な推進
⑥ 歴史的景観や文化財の保全・活用	(4) 公園・緑地の整備 (36) 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用
⑦ 資源循環型のまちづくりの推進	(42) ごみの減量化・資源化の推進 (43) ごみ減量や分別などの普及啓発 (44) 多様な主体による環境教育・環境学習の推進
⑧ 環境負荷の少ないライフスタイルの促進	(39) 省エネルギー・省資源行動の促進 (40) 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進 (44) 多様な主体による環境教育・環境学習の推進 (46) 環境学習に関する情報提供、学習教材づくり
⑨ 環境面における参加と協働による地域の活性化の推進	(48) 環境教育・環境学習の機会の促進 (49) 地域リーダーの育成、ネットワーク化の支援

10. 環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、下図のとおり 計画（PLAN）、実施・運用（DO）、点検（CHECK）、見直し（ACT）の手順により、各課の事業が環境に対してどのような負荷や影響を与えているかを把握し、環境に配慮した行動（環境プログラム）を推進するシステムです。

● マネジメントシステムの仕組み



《チェック機能》

●国分寺市環境推進管理委員会

国分寺市環境推進管理委員会は、国分寺市環境基本条例第 27 条の規定に基づき、公募市民（2 人）、事業者の代表者（2 人）、学識経験者（3 人）、環境ひろばから選出された者（2 人）、市職員（3 人）の 12 人で構成される組織です。環境基本計画実施計画に基づく施策・事業の進捗状況の管理・評価を行います。

●国分寺市環境審議会

国分寺市環境審議会は、国分寺市環境基本条例第 30 条の規定に基づき、公募市民（4 人）、学識経験者（4 人）、事業者の代表者（2 人）、関係行政機関の職員（2 人）の 12 人で構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画等や、環境の保全、回復及び創造に関する基本的事項に関して審議、答申を行うとともに、必要に応じて市長に建議を行います。

●国分寺市環境ひろば ※協働の推進組織

国分寺市環境基本条例第 28 条の規定に基づき、協働の推進組織として平成 16 年 8 月に環境ひろばを設置しました。

毎月 1 回、市民、事業者、市が一堂に会して環境に関する意見交換を行うとともに、市の環境施策に関する意見や要望を提出するほか、市民への啓発活動、環境イベントの開催などを行っています。

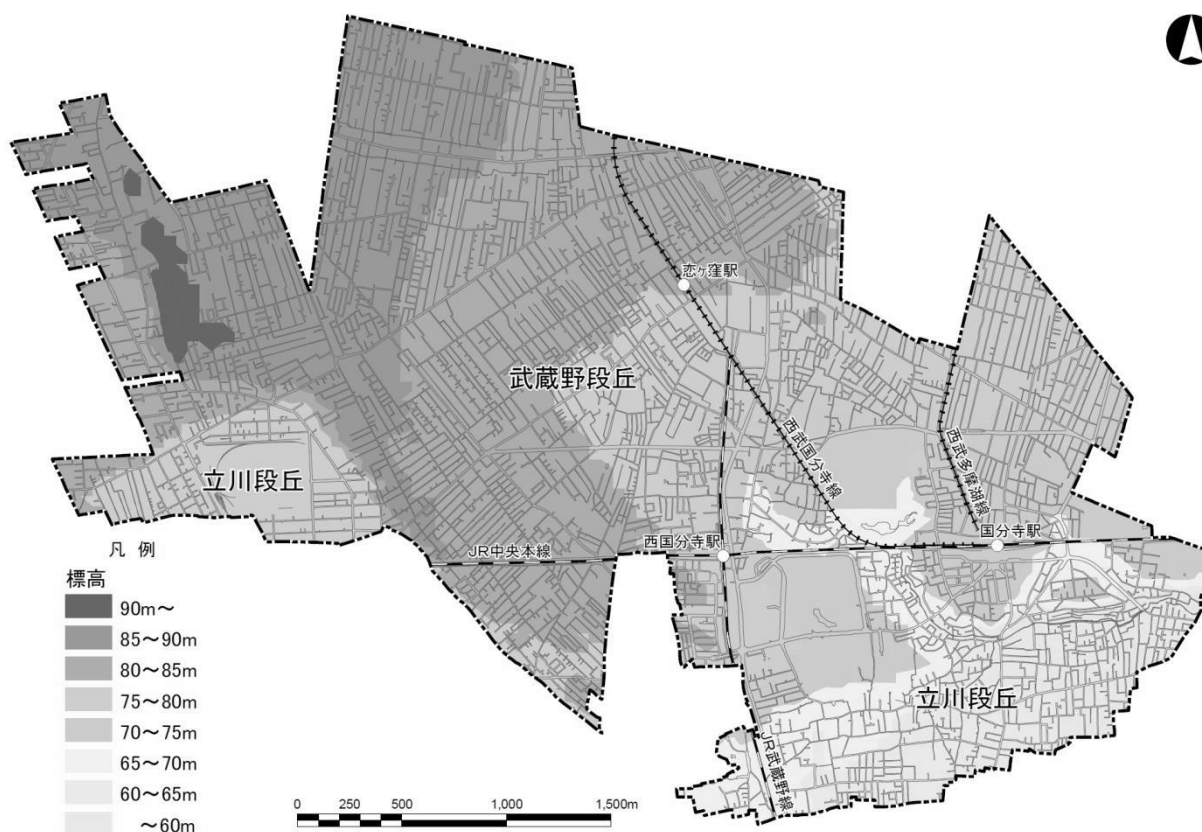
○ 国分寺市の状況

市の環境マネジメントシステムは、国分寺市環境基本計画実施計画、国分寺市地球温暖化防止行動計画、国分寺市グリーン購入ガイドラインにより推進しています。

第2章 市内の現状

- ・本市は、東京都の中心（重心）いわゆる東京の「へそ」に位置し、面積は11.46km²であり、地形としては武蔵野段丘と国分寺崖線を境に一段低い立川段丘から構成されます。市域の西部から東部方向に向かって緩やかに低くなっています。
- ・標高は最も高いところで海拔約92m（西町五丁目・けやき台付近）、最も低いところで約55m（東元町一丁目・鞍尾根橋付近）となっています。
- ・本市の特徴である国分寺崖線は、約5万年前に古多摩川が武蔵野台地を侵食してできた河岸段丘であり、武蔵村山市残堀付近から始まり、市内西町五丁目、光町一丁目、西元町及び東元町一丁目と南町の境へと続き、野川の東岸に沿って大田区丸子橋付近まで続く、東京を代表する崖線の一つです。

●国分寺市の地形



1. 自然環境

- ・市内には国分寺崖線やお鷹の道・真姿の池湧水群など、豊かな緑と水に彩られ、武蔵野の面影を残す住宅都市です。平成30年の市内のみどり率は34.8%で、平成25年の前回データと比較すると、5年間で2.2ポイント減少しています。
- ・西恋ヶ窪緑地や姿見の池緑地など緑地を都市計画緑地に指定し、保全整備を行っています。これらの緑地や砂川用水などでは、環境団体との協働による維持管理が行われています。

- 野川は市内に源流を有する一級河川ですが、コンクリート三面張りの護岸になっており、生き物が生息しにくい環境で親水性に乏しく、景観形成上も良好とはいえない状態です。小金井市以降の下流部では東京都による野川整備事業が既に完了しています。
- 市では平成20年までは緑被地調査を実施し、緑被率の推移を確認してきました（下表「●昭和63年から平成20年における市内緑被地面積及び緑被率の推移」参照）が、それ以降、調査を実施していません。そのため、東京都が東京都本土部を対象に、5年ごとに実施している「みどり率」の調査結果資料を元に、以下の表「●市内のみどり率と緑被率の推移」のとおり、市で独自に市内のみどり率を算定しました。

緑被率とみどり率はいずれも航空写真により、樹林地や庭、草地等の地域全体における構成比を算出していますが、対象とする面積が一部異なっています（下表「●市内のみどり率と緑被率の相違点」参照）。また、市内のみどり率における平成25年以降の数値（下表「●みどり率と緑被率の推移」参照）は、東京都が近赤外線画像※1を活用して算出したみどり率を使用し、市内のみどり率を算定しています。

●市内のみどり率と緑被率の推移

調査年	昭和63年	平成10年	平成20年	平成25年	平成30年
みどり率	—	—	26.7%	37.0%※1	34.8%※1
緑被率	37.5%	30.0%	25.8%	—	—

●みどり率と緑被率の相違点

みどり率と緑被率は、下表のとおり対象とする面積に相違があります。

	庭	樹林地	草地	農地	公園	街路樹	河川・水路・湖沼
みどり率	○	○	○	○	○	○	○
緑被率	○	○	○	○	×	×	×

※1 近赤外線画像：可視光よりも波長が長い近赤外線により撮影した画像。近赤外線を活用すると、植物による光の反射特性を利用し、緑の抽出が容易となり、日陰の緑地なども判読しやすくなります。このことから高い精度で緑を抽出することが可能となります。

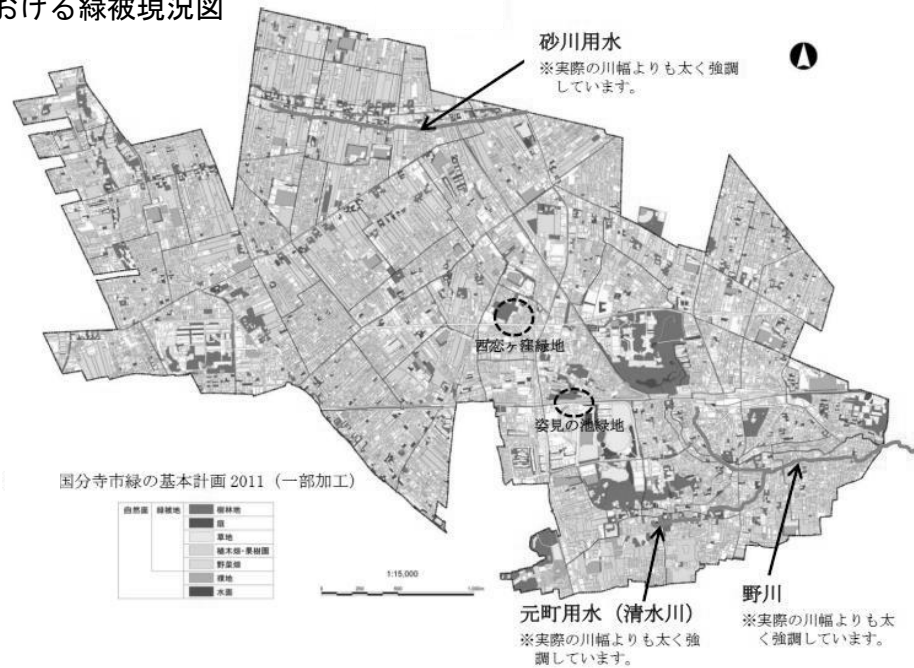
東京都においては平成25年の調査までは、近赤外線画像を用いない方法によりみどり率を算出し、公表していました（平成30年調査公表時に、平成25年調査結果を「参考値」として近赤外線画像を用いた手法により算出。）。

●昭和63年から平成20年における市内緑被地面積及び緑被率※2の推移

分類	昭和63年		平成10年		平成20年			
	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)	面積 (ha)	構成比 (%)		
自然面	緑被地	樹林地	104.86	9.1	82.07	7.1	77.70	6.8
		庭	35.21	3.1	24.85	2.2	22.11	1.9
		草地	33.52	2.9	25.87	2.2	25.28	2.2
		植木畑・果樹園	157.72	13.7	121.90	10.6	94.04	8.2
		野菜畑	99.54	8.7	90.24	7.8	77.92	6.8
	緑被地合計	430.85	37.5	344.93	30.0	297.05	25.8	
	裸地	32.30	2.8	49.28	4.3	31.16	2.7	
水面	1.98	0.2	1.98	0.2	2.58	0.2		
自然面合計		465.13	40.4	396.19	34.4	330.79	28.8	
人工被覆地(注)		685.27	59.6	754.21	65.6	819.61	71.2	
総合計		1,150.40	100.0	1,150.40	100.0	1,150.40	100.0	

注) 人工被覆地：コンクリートやアスファルトなどの人工物に覆われた土地のこと。

●平成 20 年における緑被現況図

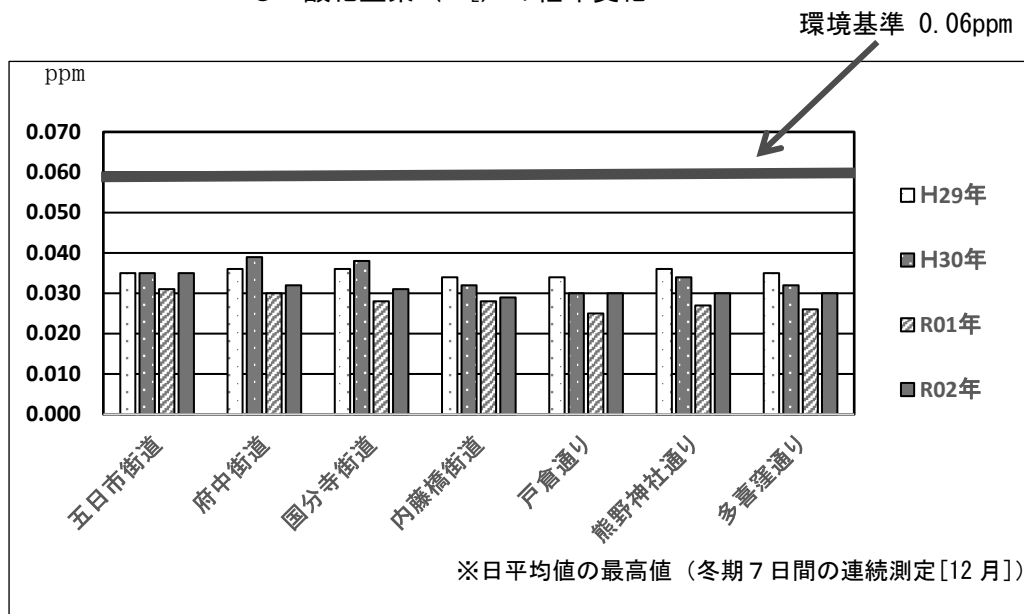


2. 生活環境

- ・主要幹線道路 7 地点において大気，騒音，振動に関する調査を実施しています。冬季 7 日間の大気調査においては，微小粒子状物質（PM2.5）の日平均値の最高値が環境基準値（P.161）以下となっており，全地点で環境基準を達成しています。騒音調査においては，内藤橋街道及び熊野神社通りにおいて最高で 64 デシベル，戸倉通りで 63 デシベルと一部環境基準を超過しているものの，要請限度は全地点で達成しています。また，振動調査では全地点で要請限度を達成しています（*振動には環境基準はありません。）。
- ・水質調査は「野川」及び湧水のうち「真姿の池」並びに「東京経済大学新次郎池」で汚濁状況等の調査を行っています。代表的な水質汚濁の指標である BOD（生物化学的酸素要求量）（P.159）については，これらの調査箇所において環境基準を達成しています。上記のほか市内 20 か所の井戸水について，7 つの調査項目により調査を実施しています。令和 2 年度調査においては，都立殿ヶ谷戸庭園（南町 2 丁目）でテトラクロロエチレンが環境基準値を超過しました。また，西元町一丁目においては，大腸菌が参考基準値を超過しました。都立殿ヶ谷戸庭園は例年環境基準値を超過しており，西元町一丁目は過去にも大腸菌が検出されていることから，今後も継続的に調査・監視していく必要があります。
- ・東日本大震災に伴う原子力発電所の事故を受け，市で市民の身体・生命を守り，安全・安心なまちづくりを進めるため，平成 23 年 7 月から市内の定点において，定期的な空間放射線量を測定しています。あわせて清掃センターの焼却灰，保育園・小中学校などの給食食品等及びプール並びに親水施設等の水の放射性物質濃度を測定しています。調査結果は市ホームページ（トップページ→くらしの情報→地震関連情報【ページ番号：1000455】）で公表しています。なお，令和 2 年度に除染作業などの措置が必要となるような測定値は出ませんでした。

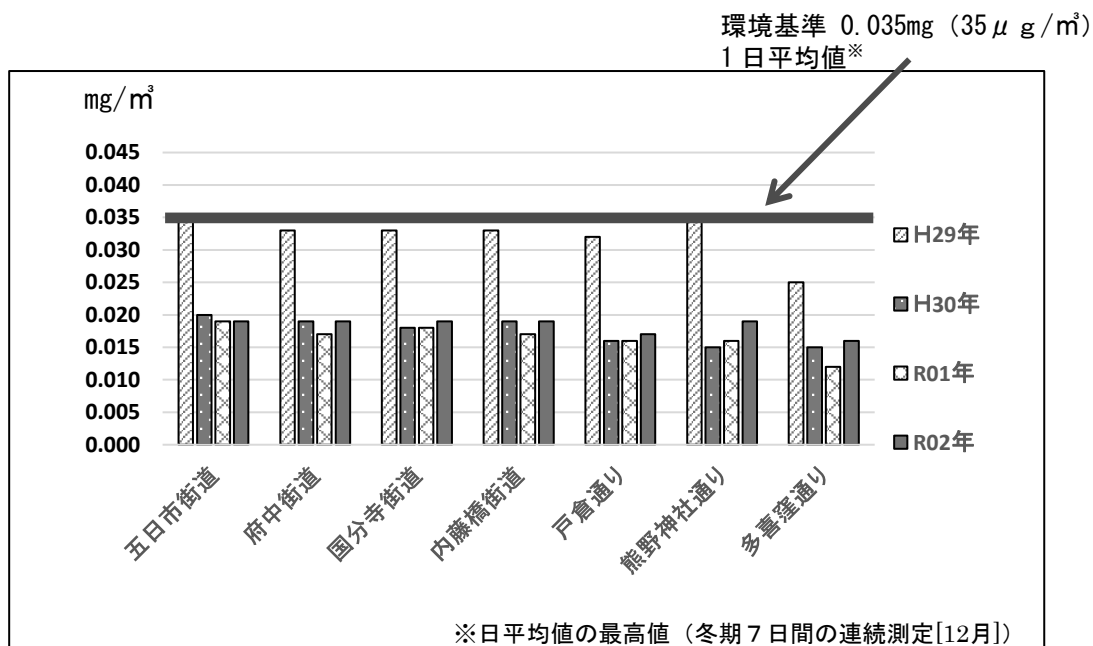
* 詳しい大気や水質などの調査結果は「第 8 章 環境測定データ編（令和 2 年度環境調査結果）」（P.135 以降）を参照してください。

●二酸化窒素 (NO₂) の経年変化



※日平均値の最高値 (冬期7日間の連続測定[12月])

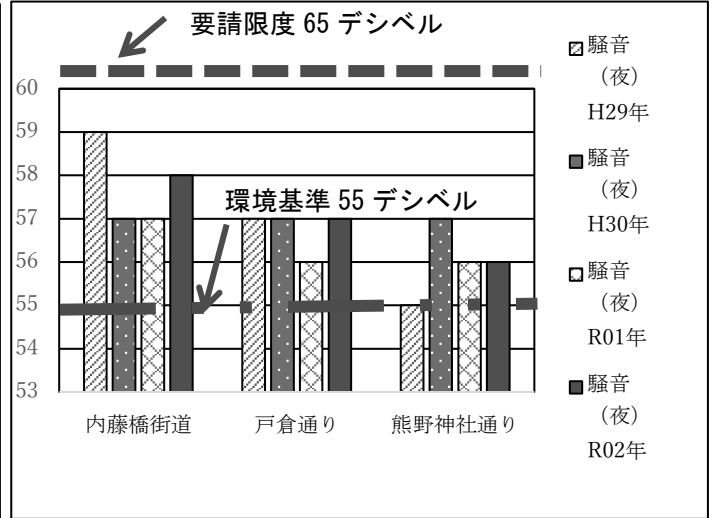
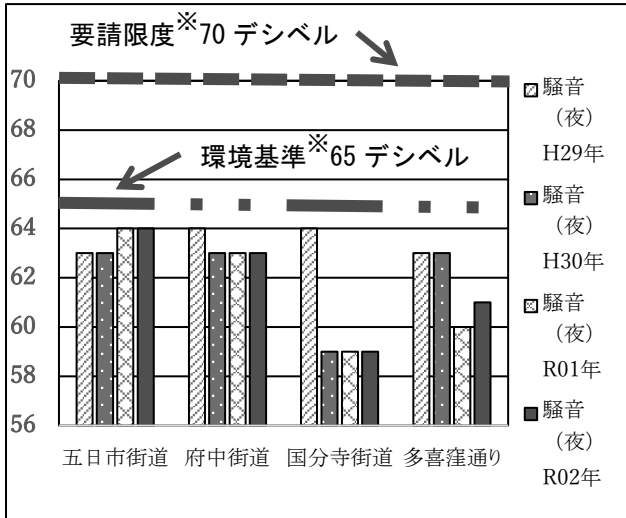
●微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の経年変化



※環境基準：1年平均値が15 μ g/m³以下であり、かつ、1日平均値が35 μ g/m³以下(平成21年9月設定)。本調査では、冬期(12月)7日間の連続測定であり、年間の総有効測定日数が250日に満たないことから、環境基準による大気汚染の評価は参考値とします。

* 計測地点の詳しい位置については、P.136 図8-1を参照してください。

●騒音（dB）の経年変化（夜間）



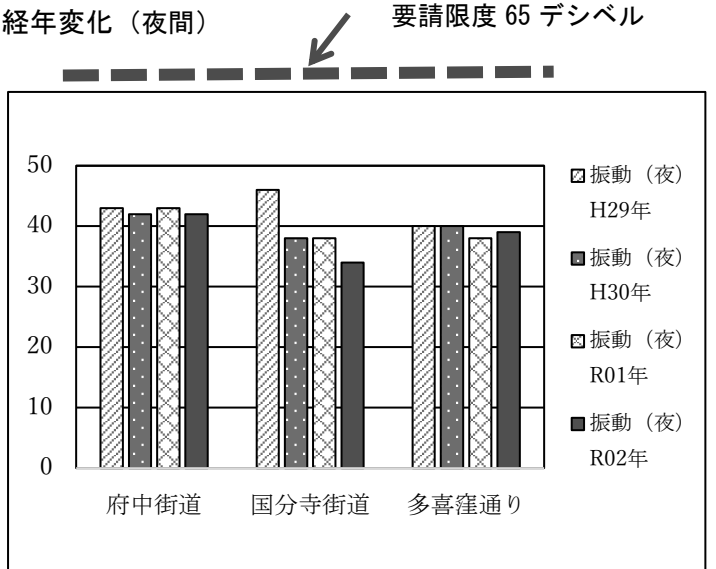
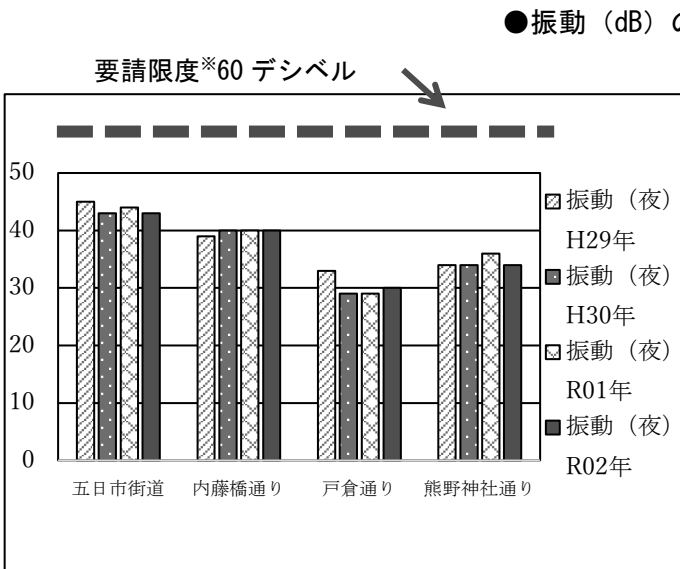
※要請限度

市長が騒音規制法の規定に基づく測定を行った場合に、自動車交通による騒音により、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者又は公安委員会に対し、その改善を要請する際の基準。当該基準については、P. 158 をご参照ください。

※環境基準

環境基本法に基づき、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として騒音に係る環境基準が定められています。
P. 138 表 8-2 に掲げる地点において、主として専ら住居の用に供される地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域として昼間（午前6時から午後10時までの間）は60デシベル以下、夜間（午後10時から翌日の午前6時までの間）は55デシベル以下、左表に掲げる地点においては、幹線交通を担う道路に近接する空間に係る特例に該当する地域として昼間は70デシベル以下、夜間は65デシベル以下と定められています。

●振動（dB）の経年変化（夜間）



※要請限度

振動の環境基準は定められていません。市長が振動規制法の規定に基づく測定を行った場合に、自動車交通による振動により、道路の周辺的生活環境が著しく損なわれていると認めるときに、道路管理者又は公安委員会に対し、その改善を要請する際の基準です。当該基準については、P. 158 をご参照ください。

* 詳しい騒音・振動の調査結果は「第8章 環境測定データ編（令和2年度環境調査結果）」（P. 138～P. 139）を参照してください。

3. 都市環境

(1) 交通安全環境の整備・自転車運転マナーの向上

・市では、環境に配慮した良好な都市空間を形成するため、都市計画道路の整備や歩道改修・設置工事の際は、透水性舗装、低騒音舗装、歩道のバリアフリー化を進め交通安全環境の整備を図り、交通渋滞の解消や防災機能の向上を推進していきます。

また、自転車利用推進のため、自転車駐車場の整備や自転車利用時のマナー向上のため、交通安全教室やイベントでの啓発活動を実施しています。

●市内における事故発生件数

(単位：件)

1月～12月	自転車事故件数		自転車 計	自動車
	第1当事者※1	第2当事者※2		
H28年	26	76	102	225
H29年	25	63	88	220
H30年	28	67	95	217
R元年	20	53	73	175
R2年	21	50	71	167

※1：当事者のうち、過失（違反）がより重いか又は過失（違反）が同程度の場合は、被害がより小さい方の当事者のこと。

※2：当事者のうち、過失（違反）がより軽いか又は過失（違反）が同程度の場合は、被害がより大きい方の当事者のこと。

(2) 安心・安全なまちづくり

・市では、地域の団体（自治会や町内会）と協定を締結し、地域の住民が自分たちの住んでいる“まち”を見直し、「安全で住みよいまちづくり」の実現に向けて、地域の環境の安全化とともに、予測される災害に備えて応急活動体制を整えることなどを両者が協力・共同して進めていく事業として防災まちづくり推進地区を推進しています。



・昭和56年2月に高木町自治会が第1号の協定を市と結んでから、令和3年3月末現在までに15団体※と協定を結び、その地域に合った“防災まちづくり”が進められています。

高木町自治会は防災への積極的な取組が高く評価され、平成29年3月に内閣府から「地区防災計画モデル地区」に選定され、同年9月に「平成29年度防災功労者内閣総理大臣表彰」を受賞しました。

※市域面積の約49.2%がまちづくり推進地区

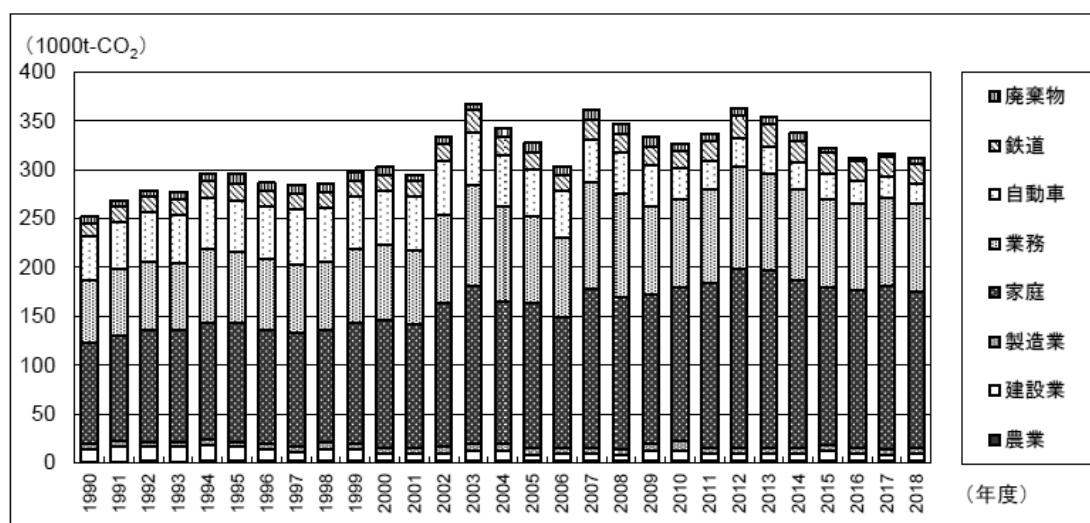
避難場所や防災まちづくり推進地区等については、市ホームページ（トップページ→くらしの情報→防犯・防災【ページ番号：1000447】）をご覧ください。

4. 地球環境

(1) 地球温暖化対策の推進

- ・ IPCC 第5次評価報告書(2014)によると、産業革命以降、化石燃料の使用により、1880年～2012年の間で世界の平均気温が0.85℃上昇しました。また、東京の気温は1876年以降100年あたり約2.5℃上昇したとの報告があります(参考：東京都資料)。
- ・ 人為起源である温室効果ガスの約7割を二酸化炭素(CO₂)が占めます。市内では、平成2(1990)年以降、増減の波はありますが、全体として増加傾向にあります。要因としては、家庭部門、業務部門による二酸化炭素排出量が増加しています。省エネの取組の推進が求められます。
※二酸化炭素排出量は各年の電源構成によって変動します。

●市内 部門別二酸化炭素排出量の推移



出典：「多摩地域の温室効果ガス排出量(1990年度～2018年度)」
(オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」)

(2) ごみの発生抑制, 減量化・資源化の推進

ごみ・資源物量全体は、ごみ減量・資源化の市民意識の向上や家庭ごみ有料化(平成25年6月実施)等の取組により年々減少していましたが、令和2年度の総排出量は29,261tで、前年度との比較では約1.8%増加しています。内訳別にみると、もやせるごみが約1.9%減少しており、そのほか、もやせないごみが約9.1%、粗大ごみが約16.0%、有害ごみが約4.6%、資源物が約6.1%増加しています。なお、もやせるごみ量を1人1日あたりに換算すると367.1グラム※となり、多摩地域では少なさで第2位となっています。

また、「もやせるごみ(持込除く)」は1人1日あたり317.2グラム※となりました。小金井市に次ぎ、収集量の少なさで多摩地域第2位となっているものの、前年度との比較では2.6%増加しています。この主な要因としては、新型コロナウイルス感染症による外出自粛が影響していると考えられます。

資源プラスチック収集量については、令和2年度は1人1日あたり50.0gと、前年度と比較して2.8%減少しました。主な要因はレジ袋の有料化やプラスチック問題に対する意識の高まり等複合的なものと考えます。

市ではごみの排出量削減に取り組んでいますが、最終処分場である日の出町二ツ塚廃棄物広域

処分場の延命化及びエコセメント施設の安定的かつ効率的な運用、現在の清掃センターの安定的な稼働のためには減量を継続する必要があります。なお、「もやせるごみ」については令和2年4月から日野市に建設した可燃ごみ処理施設で、日野市、国分寺市、小金井市の3市における共同処理が本格稼働を迎えました。可燃ごみ処理施設の周辺をはじめ日野市民への環境負荷を低減するためにも、今後も継続してごみの減量化・資源化を図る必要があります。

●ごみ・資源物収集量の推移

(単位：トン)

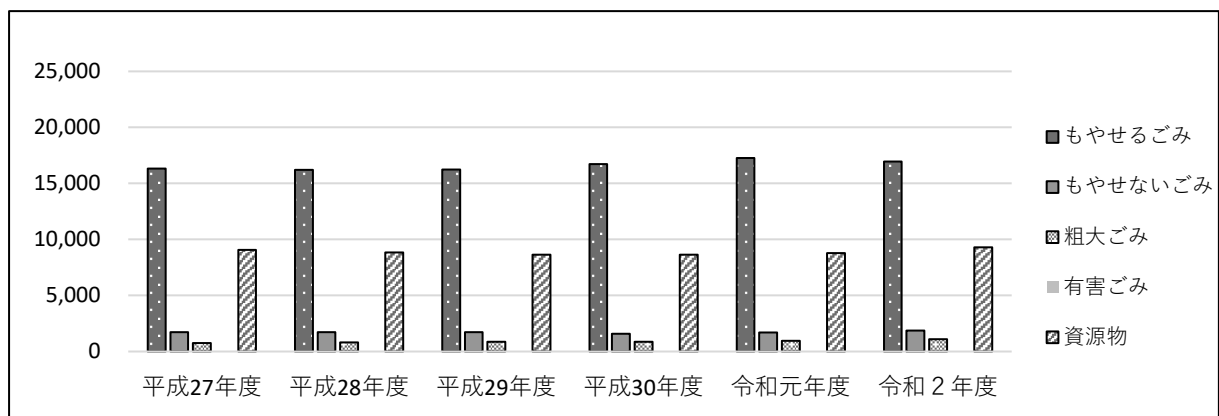
品目	年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
	もやせるごみ	収集※1	13,889	13,828	13,810	13,920	14,135
持込※2		2,445	2,384	2,441	2,815	3,134	2,306
計		16,334	16,212	16,251	16,735	17,269	16,942
もやせないごみ		1,724	1,724	1,717	1,596	1,710	1,866
粗大ごみ		757	805	868	859	950	1,102
有害ごみ		40	48	41	43	44	46
資源物		9,055	8,832	8,640	8,653	8,773	9,305
合計		27,910	27,621	27,517	27,886	28,746	29,261

※1 収集：市民等の戸別収集

※2 持込：収集運搬許可業者・事業者による持込

●ごみ・資源物収集量の推移

(単位：トン)

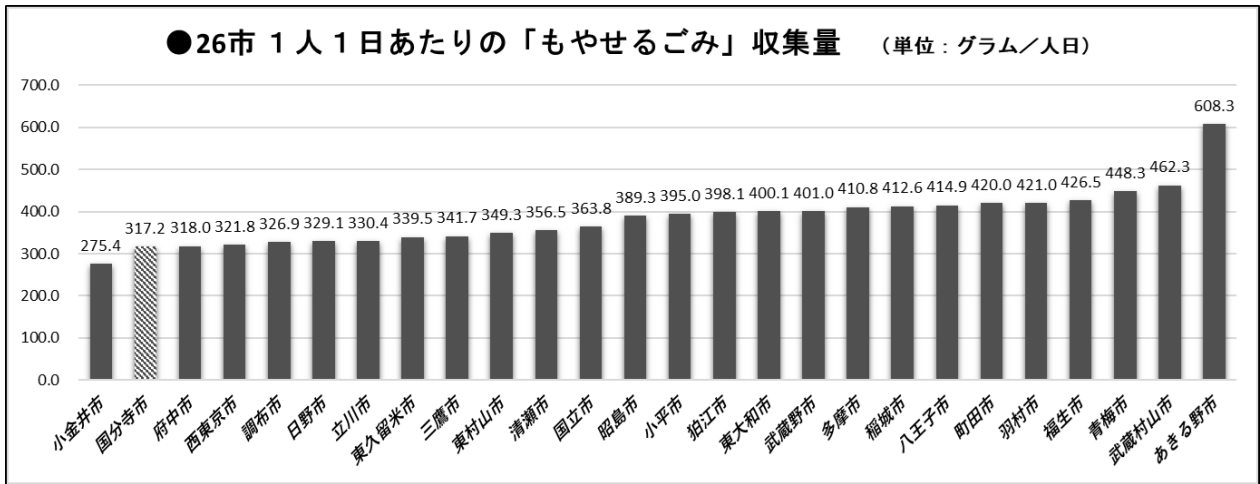


●1人1日あたりの「もやせるごみ」収集量※

(単位：グラム)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
収集	316.5	314.4	311.2	308.8	309.1	317.2
収集・持込	372.2	368.6	366.2	371.3	377.6	367.1

※出典：「多摩地域ごみ実態調査 令和2（2020）年度統計」（公益財団法人 東京市町村自治調査会）から作成



出典:「多摩地域ごみ実態調査 令和2(2020)年度統計」
(公益財団法人 東京市町村自治調査会)から作成

5. 環境教育・環境学習

- ・市民と一緒に環境問題を考える機会として環境シンポジウム、夏休み子ども自然教室(※)やアメリカザリガニ捕獲大作戦(※)などを毎年開催し、環境学習を推進しています。
- ・そのほか、毎月1回、市民・事業者・市が一堂に会して、環境をテーマに意見交換を行う環境ひろばを開催するとともに、イベントでの啓発活動、広報紙発行など行っています。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、未実施

「環境ひろばの活動」

参加自由です。一緒に参加しませんか。

意見交換

原則毎月第3日曜日に環境をテーマに自由に意見交換しています。

廃プラスチック問題、緑地の環境の変化、市内に生息する野鳥、都市農業、市の環境に関する計画などをテーマとしています。また、広報紙(環境ひろばニュース)を発行し、環境ひろばの活動や市のイベントなどを紹介しています。

啓発活動

毎年、国分寺まつり(11月)、環境まつり(12月)に出展しています。

環境に関するパネル展示、アンケート調査、子ども向けクイズ、環境に関するパンフレット・チラシの配布など啓発活動を行っています。市民の皆さんとお話できる貴重な機会です。





環境シンポジウムの開催

毎年2月に、環境ひろばと市の共催で、環境に関する講演会(シンポジウム)を開催しています。

地球温暖化、水の保全、樹木の保全、生物多様性などテーマにし、専門家による講演を聞き、一緒に環境問題を考え、行動する機会を設けています。

見学会の実施

不定期ですが、毎年環境に関する施設見学会を実施しています。

令和元年9月は環境ひろばの有志等で東村山市にある「秋水園リサイクルセンター」を見学し、ごみ処理の過程や現状について学習しました。



夏休み子ども自然教室(令和元年度開催の様子)



アメリカザリガニ捕獲大作戦(令和元年度開催の様子)

第3章 重点プロジェクト

第二次環境基本計画における望ましい将来像「未来の子どもたちに引き継ぐ こくぶんじの豊かな環境」を実現するため、市民ワークショップによる提案、環境推進管理委員会の提言をもとに、自然環境、生活環境、都市環境、地球環境、及び環境教育・環境学習の5分野から分野横断的に相乗効果を発揮するような重要性の高い施策により構成する9つの重点プロジェクトを設定しました。

これらの重点プロジェクトを具体的に展開するため、庁内の検討組織（委員会・部会）で関連する施策を抽出し、実施計画（中期）として位置付けしたものが以下の内容となります。

本章では、重点プロジェクトに関連する主な施策の令和2年度実績を掲載します。重点プロジェクト以外の主な施策の令和2年度実績は第4章（P.71以降）に掲載します。

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
①	在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進	自然環境
関連する 主な施策	1 拠点となる緑や水辺の保全・整備	
	5 協働による維持管理	
	12 都市農地の保全・活用	
	15 生き物の実態調査の実施	
	18 生物多様性に対する理解促進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
②	地産地消の推進による都市農業の支援	自然環境
関連する 主な施策	12 都市農地の保全・活用	
	14 地産地消の推進	
	45 地域資源を活用した体験型学習の推進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
③	野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用	自然環境、環境教育・環境学習
関連する 主な施策	8 湧水・地下水の保全・活用	
	9 用水路の保全・活用	
	10 野川整備事業の促進	
	45 地域資源を活用した体験型学習の推進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
④	安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供	生活環境
関連する 主な施策	23 大気や水質などの測定	
	24 空間放射線量などの測定	
	25 化学物質に関する情報の収集・提供	
	29 給食食品などの放射性物質濃度の測定	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑤	自転車・公共交通機関の利用促進	都市環境, 地球環境
関連する主な施策	31 自転車利用の推進	
	37 地球温暖化対策の計画的な推進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑥	歴史的景観や文化財の保全・活用	都市環境, 環境教育・環境学習
関連する主な施策	4 公園・緑地の整備	
	36 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑦	資源循環型のまちづくりの推進	地球環境
関連する主な施策	42 ごみの減量化・資源化の推進	
	43 ごみ減量や分別などの普及啓発	
	44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑧	環境負荷の少ないライフスタイルの促進	地球環境, 環境教育・環境学習
関連する主な施策	39 省エネルギー・省資源行動の促進	
	40 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進	
	44 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	
	46 環境学習に関する情報提供, 学習教材づくり	

プロジェクト番号	プロジェクト名	環境分野
⑨	環境面における参加と協働による地域の活性化の推進	環境教育・環境学習
関連する主な施策	48 環境教育・環境学習の機会の促進	
	49 地域リーダーの育成, ネットワーク化の支援	

重点プロジェクトの見方

重点プロジェクト	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">「第二次環境基本計画」・「第二次環境基本計画 実施計画（中期）」に定められた重点プロジェクトの番号・名称</div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">【環境分野： 重点プロジェクトの該当する環境分野】</div>
【背景・目的】	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 重点プロジェクトに取り組む背景・目的 ※「第二次環境基本計画」・「第二次環境基本計画 実施計画（中期）」から転記 </div>

施策の方向	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">「第二次環境基本計画」に定められた、施策の方向</div>
通番	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">重点プロジェクトに関連する施策（「主な施策」）の番号・名称</div>
目的	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;"> 施策の目的 ※「第二次環境基本計画 実施計画（中期）」から転記 </div>

取組（ ）	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">「主な施策」に位置付けられた「第二次環境基本計画 実施計画（中期）」における具体的施策（取組）の番号・名称</div>	担当課	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">取組の担当課 (計画策定時の担当課名)</div>
内 容	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">取組の内容</div>		
4年後のイメージ	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">取組の4年後（令和2年度）の成果イメージ</div>		
年度別指標	H29	H30	R1(H31)
	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">「第二次環境基本計画 実施計画（中期）」計画期間（平成29年度～令和2年度）における取組の指標</div>		
令和2年度実績	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px;">指標に対しての令和2年度実績 次年度以降の取組内容が令和2年度の取組内容と異なる場合等、「次年度の取組」として記載</div>		

【令和2年度実績】

重点プロジェクト①	<p>在来生物の種や生態系など生物多様性*の保全に向けた取組の推進</p> <p style="text-align: right;">【環境分野：自然環境】</p>
<p>【背景・目的】</p> <p>国分寺市の地形的特徴である「国分寺崖線*」を中心とした崖線緑地、樹林地、都市農地や屋敷林、お鷹の道*・真姿の池湧水群*、野川*及び姿見の池*などの国分寺の緑と水は、多様な動植物の生息域であると同時に、市民と自然との関係をつなぎ直してくれるかけがえのない存在です。都市化の進展にもなって寸断化が進んでいる、これらの緑地や水辺を有機的に連続させて緑と水のネットワーク化を進め、そこに息づいている生き物たちとの共存共生を図っていきます。</p>	

施策の方向	1-1 緑と水のネットワークの形成
通番	(1) 拠点となる緑や水辺の保全・整備
目的	<p>国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地、お鷹の道・真姿の池湧水群、姿見の池などの拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理を進めます。</p> <p>また、国3・2・8号線*や野川整備事業、都市計画道路などの整備にあたっては、連続性のある新たな緑の創出を図り、沿道及び周辺の緑、水辺とのネットワークの形成を図ります。</p>

取組 (1)	真姿の池湧水群の保全・維持管理	担当課	ふるさと文化財課
内 容	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。		
4年後のイメージ	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観が保全され、維持管理が適切に行われています。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
令和2年度実績	<p>国史跡指定地内の公有地の除草、樹木の剪定を委託して実施しました。真姿の池については、破損していた配水管を修繕しました。また、「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき所有者（管理者）と協力のもと維持管理を行いました。真姿の池の水質の維持について、管理者と協議を行いました。</p> <p>次年度の取組：国史跡指定地内の公有地については、年間を通じてシルバー人材センターに委託し清掃や樹木の剪定、除草作業を実施します。</p> <p>「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき所有者（管理者）と協力のもと維持管理を行います。真姿の池の水質の維持について、管理者と協議を行います。</p> <p><校外学習支援校内訳（重点プロジェクト③通番(8)の目的に対する実績）> 四小6年生143人、七小6年生90人</p>		

***生物多様性**

生き物には、さまざまな生物種が存在（種の多様性）し、森林や河川などの環境に適応して（生態系の多様性）、同じ種でも個体差（遺伝子の多様性）が見られます。こうした違いを「生物多様性」といいます。

***国分寺崖線**

5万年前に古多摩川が武蔵野台地（南側）を浸食してできた延長約30kmの河岸段丘のことです。国分寺崖線沿いには貴重な緑地、公園や寺社、歴史遺構などが数多く点在しています。

***お鷹の道**

江戸時代に尾張徳川家のお鷹場だったことに由来して名付けられた散策道のことです。湧水群清流にはアブラハヤなど小魚がいます。

***真姿の池湧水群**

848年、絶世の美女・玉造小町が重い病に苦しみ、国分寺の薬師如来に祈ると、一人の童子があらわれ池の水で身を清めるように言われ、身体を洗うとたちまち病気が平癒したとの伝承から、この池を「真姿の池」と呼ばれるようになりました。

この真姿の池湧水群は野川の源流の一つであり、昭和60年に全国名水百選、東京都名水57選に選ばれました。

***野川**

真姿の池湧水群、日立中央研究所敷地内の大池を源流とした多摩川水系の一級河川です。国分寺崖線の湧水を集めながら、小金井市、三鷹市、調布市及び狛江市を経て、世田谷区二子玉川付近で多摩川に合流します。国分寺市内の野川はコンクリート三面張りの護岸で生物が生育・生息しにくい環境になっています。

***姿見の池**

鎌倉時代に、宿場町の恋ヶ窪で遊女たちが池で自らの姿を映したことから、「姿見の池」と呼ばれるようになったと伝えられています。昭和に入り一度埋め立てられましたが、平成10年度東京都と国分寺市は、湿地、用水路、水辺林等を含めた池周辺地域を東京都指定「国分寺姿見の池緑地保全地域」として整備し、かつての武蔵野の里山風景を見ることができます。

***都市計画道路 国3・2・8号線府中所沢線**

- ・市役所西側を南北方向に走る都市計画道路のことで、現在東京都が施行しています。
(計画概要)
- ・府中市武蔵台3丁目～国分寺市東戸倉2丁目 往復4車線
- ・道路幅員36m(標準部)、延長約2.5km 車道16m、環境施設帯両側10m×2
- ・事業主体 東京都 事業期間 平成19年～令和8年度(予定)


取組 (2)	国分寺崖線の保全			担当課	①まちづくり推進課 ②緑と建築課
内 容	国分寺崖線の区域内での開発事業では、まちづくり条例※による整備基準に基づき、敷地内の緑地などを開発区域外の緑地などと連続する配置となるように指導します。				
4年後のイメージ	国分寺崖線区域内の開発事業に対する緑化指導を行うことで、国分寺崖線における新たな緑化の推進や既存緑地の保全が図られます。				
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2	
	国分寺崖線区域内の開発事業に対する緑化指導の実施				
令和2年度実績	<p>【①まちづくり推進課】</p> <p>国分寺崖線区域内での開発事業 15 件に対し、緑地の配置、樹種、規模に関して指導を行いました。</p> <p>開発事業の整備基準に基づき、また土地利用の状況などを踏まえ、緑地の配置などについて、事業者と協議調整を行うことができたと考えます。</p> <p>例 1) 共同住宅新築工事又は宅地造成では、接道緑化及び敷地周辺の緑化を確保することで、潤いのある住空間を創出しました。</p> <p>例 2) 宅地造成では、敷地内緑化に加え、農地に隣接する部分に生垣緑化を確保し、緑の連続性を確保できるよう配慮しました。</p> <p>①西町四丁目の宅地造成 (22 区画) : 敷地面積 2,767.94 m²に対し、15.46%の緑化 ②西元町三丁目の共同住宅 (12 戸) : 敷地面積 791.47 m²に対し、20.40%の緑化 ③南町三丁目の共同住宅 (5 戸) : 敷地面積 282.69 m²に対し、14.60%の緑化+21.40 m²の壁面緑化 ④泉町一丁目の共同住宅 (5 戸) : 敷地面積 360.66 m²に対し、20.44%の緑化 ⑤西元町二丁目の共同住宅 (12 戸) : 敷地面積 971.00 m²に対し、20.98%の緑化 ⑥西恋ヶ窪三丁目の宅地造成 (15 区画) : 敷地面積 1,910.00 m²に対し、18.08%の緑化 ⑦東元町三丁目の保育園 : 敷地面積 649.00 m²に対し、20.59%の緑化 ⑧西元町三丁目の宅地造成 (22 区画) : 敷地面積 2,779.83 m²に対し、15.21%の緑化 ⑨東元町四丁目の宅地造成 (4 区画) : 敷地面積 515.29 m²に対し、13.09%の緑化 ⑩西恋ヶ窪三丁目の宅地造成 (7 区画) : 敷地面積 940.19 m²に対し、13.58%の緑化 ⑪光町一丁目の宅地造成 (19 区画) : 敷地面積 2375.97 m²に対し、18.34%の緑化 ⑫光町一丁目の宅地造成 (8 区画) : 敷地面積 1001.28 m²に対し、18.18%の緑化 ⑬西恋ヶ窪三丁目の宅地造成 (5 区画) : 敷地面積 625.60 m²に対し、13.81%の緑化 ⑭西恋ヶ窪一丁目の宅地造成 (5 区画) : 敷地面積 633.91 m²に対し、14.33%の緑化 ⑮東元町三丁目の宅地造成 (7 区画) : 敷地面積 909.00 m²に対し、13.11%の緑化</p> <p>※令和2年度に開発事業事前協議書が提出されたもののみを計上しています。</p> <p>次年度の取組 : 国分寺崖線区域内にて開発事業が行われる際は、緑豊かな潤いのある住環境を創出するよう、緑が連続するような緑地の配置、樹種、規模に関して指導を行い、開発事業の整備基準に基づき、接道部緑化などを中心とした協議調整を事業者と行います。</p> <p>【②緑と建築課】</p> <p>国分寺崖線区域内での開発事業に対する指導を 14 件行い、14 件がまちづくり条例の整備基準を達成しました。</p> <p>次年度の取組 : まちづくり条例の緑化基準に基づき、緑化指導を行い、継続して緑化を促進します。</p> <p>① ・ ② (参考 : 令和元年度 21 件指導)</p>				

***国分寺市まちづくり条例**

市では、市民の福祉を高め、豊かな緑と水と文化財にはぐくまれた安全で快適なまちづくりの実現を目指し国分寺市まちづくり条例 (平成 16 年 6 月 24 日公布、平成 17 年 1 月 1 日施行) を制定しました。本条例では市の特性を生かしたまちづくりの仕組み、開発事業に伴う手続、土地利用に関する基準、都市計画法の規定に基づく都市計画の手続などを定めています。

取組 (3)	湧水及び地下水の保全・活用	担当課	緑と建築課	
内 容	「湧水及び地下水の保全に関する条例」に基づき、保全に努めます。また、湧水に関するイベントを実施し、湧水地を活用します。			
4年後のイメージ	湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導の実施、定点観測の実施をすることにより湧水及び地下水の保全が図られます。また、湧水めぐりによって、市民の湧水や地下水への関心が高まります。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	<ul style="list-style-type: none"> ・湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導実施 ・地下水位観測 (35 箇所) ・湧水量観測 (12 箇所) ・湧水めぐり (真姿の池湧水群など) を実施年1回 			
令和2年度実績	崖線区域内での開発計画について、まちづくり条例に基づく地下水観測が必要な案件が1件あったため、観測方法などについて協議しました。 地下水位観測 (35 箇所)、湧水量観測 (12 箇所) を継続して実施した結果、異常はありませんでした。 湧水めぐり (小林理学研究所、真姿の池、お鷹の道湧水群、殿ヶ谷戸庭園など) は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。 次年度の取組： <ul style="list-style-type: none"> ・湧水及び地下水の保全に関する条例に基づき、湧水源周辺等における大型開発事業の実施の際に、開発事業者に対し、必要に応じて地下水の保全に配慮した基礎工法について適切な指導を行うものであるため、継続実施します。 ・湧水源直上周辺の対象となる大型開発事業における適切な指導の実施をします。地下水位観測・湧水量観測を継続します。 ・市民の湧水や地下水への関心が高まるように湧水めぐりを実施します。 			

取組 (4)	エックス山等市民協議会との協働による緑地保全	担当課	緑と建築課	
内 容	エックス山等市民協議会*と意見交換を行いながら、西恋ヶ窪緑地**整備方針に基づき適切な緑地の保全と若返りを推進します。			
4年後のイメージ	西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民協議会との会議(意見交換) 4回 ・協議会の作業(下草刈りや囲い設置作業や修理等) 40回以上 			
令和2年度実績	<ul style="list-style-type: none"> ・エックス山等市民協議会と定例会議を実施し、意見交換しました。(3回) ・協議会で下草刈り、樹木の伐採、囲いの修理のほか樹木更新を実施し、緑地保全に努めました。(113回) ・伐採した樹木については、薪として利用する市民の方に配布するなどして再利用しました。 次年度の取組： <ul style="list-style-type: none"> ・市民協議会との会議(意見交換) 4回 ・協議会作業(下草刈りや囲い設置作業や修理等) 40回以上実施します。 			

取組 (5)	市民団体との協働による緑地や用水路*の維持管理		担当課	緑と建築課
内 容	姿見の池緑地や砂川用水*路などの緑地や用水路の適正な維持管理を市民団体と協働で行います。			
4年後のイメージ	市民団体との協働による維持管理によって、姿見の池緑地や砂川用水路などの緑地や用水路の生物の生息空間の保全が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	定例作業（草刈りや植栽管理）の実施及び意見交換の適宜実施			
令和2年度実績	<p>・姿見の池緑地及び砂川用水路の維持管理については、それぞれ市民団体と協働して月に2回程度実施しました。</p> <p>・姿見の池緑地周辺については、水路脇の草刈等を行いました。</p> <p>・砂川用水路については、護岸の雑草対策として、防草シートを設置し、菜の花等の種をまき、水路維持管理低減を図りました。また、維持管理の協定を結んでいるボランティア団体より相談を受け、団体主催による水路周辺住民と水路に親しめる催しを予定しましたが、新型コロナウイルス感染症予防対策のため中止しました。</p> <p>次年度の取組：</p> <p>・姿見の池緑地：除草や草管理等を月2回程度実施します。</p> <p>・砂川用水：除草やごみ揚げ清掃等を月2回程度実施します。</p>			

*エックス山等市民協議会

平成14年に西恋ヶ窪緑地（通称：エックス山）の樹林地が公有化されたのに伴い、市と協働で林の整備方針をつくり、それに基づく管理を行っていくために発足した市民の集まりです。市との間で協定を交わして協働でエックス山を守る活動をしています。

*西恋ヶ窪緑地（通称：エックス山）

市内最大の樹林地約14,000㎡。昔、道路がエックスの字で交差していたため通称エックス山と呼ばれています。環境団体による維持管理作業のほか、観察会、小学校の校外学習などに利用されています。

*用水路

江戸時代の新田開発に伴い、市内には玉川上水から引水した用水（榎戸新田分水、恋ヶ窪用水、中藤新田分水、戸倉新田分水、野中新田分水など）が多くありました。その後、昭和30年代以降は、上水道の整備など都市化により、現在は砂川用水、恋ヶ窪用水（一部）、お鷹の道水路（清水川）の用水路が通水しています。

*砂川用水

江戸市民の飲用水として開発された玉川上水の分水口から導水された分水路の一つである砂川分水（旧野中新田分水）のことです。かつては五日市街道に沿って、南側と北側にそれぞれ流れていましたが、現在は南側のみ通水している唯一の分水路です。

取組 (6)	緑のネットワークの創造		担当課	まちづくり計画課 (旧都市企画課)
内 容	都市計画道路国 3・2・8 号線の環境施設帯*や国 3・4・6 号線*の街路樹などの緑をつなげて、緑のネットワークを創造します。			
4年後のイメージ	東京都施行による国 3・2・8 号線の環境施設帯の整備に連動して国 3・2・8 号線沿道地区の地区計画*を適切に運用することで街路樹の緑と調和したまちなみの形成が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	街路樹の緑と調和したまちなみを形成するための事項等を盛り込んだ国 3・2・8 号線沿道地区の地区計画の適切な運用			
令和2年度実績	国 3・2・8 号線沿線の住民に対して、事業の進ちょく状況等について周知すべく「国 3・2・8 号線沿線地区まちづくりニュース」を発行し、1回の情報提供を行いました。窓口にて、地区計画を案内する際に、街路樹の緑と調和したまちなみを形成するための事項等を盛り込んだ国 3・2・8 号線沿道北・中・南地区地区計画のパンフレットを活用しました。			

***環境施設帯**

沿道の良好な生活環境を確保するため、道路内の敷地を有効に利用し、歩道植樹帯等を整備する施設帯のことで

***都市計画道路 国 3・4・6 号線**

国分寺街道の交差点を起点とし、日立中央研究所や熊野神社の北側を経て、日吉町交差点の終点まで東西に走る道路幅員 16m、延長約 2.8km の都市計画道路のことで、交通の円滑化、防災性の向上などの機能を担います。鉄道交差部分など一部区間が未完成となっています。

***地区計画**

- ・地区計画とは、地区の課題や特徴を踏まえ住民と区市町村とが連携しながら、地区の目指すべき将来像を設定し、その実現に向けて都市計画に位置づけて「まちづくり」を進めていく都市計画法の手法です。
- ・地区計画の「目標」・「方針」を定め、道路・公園などの位置や建築物などのルールとして地区整備計画を定めます。

施策の方向	1-2 緑の保全
通番	(5) 協働による維持管理
目的	エックス山等市民協議会による維持管理作業、地域住民や市民活動団体による公園清掃などの「公園サポート事業」など、市民主体の緑のまちづくり活動を促進し、協働による維持管理を進めます。

※通番(5)に関連する以下の取組の実績等は以下のページに記載していますのでご参照ください。

(4) エックス山等市民協議会との協働による緑地保全 P. 25

取組 (12)	近隣住民による公園の維持管理		担当課	緑と建築課
内 容	地域住民や市民活動団体の理解を得て「公園サポート事業」*への登録を促し、サポート団体による公園清掃などの維持管理を行います。			
4年後のイメージ	市民等の自治会、ボランティア活動団体が、市内の市立公園・緑地の美化活動等を行うことにより、良好な環境の保全及び創出が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	登録 3 団体, 3 公園 (累計 28 団体, 35 公園)	登録 3 団体, 3 公園 (累計 31 団体, 38 公園)	登録 3 団体, 3 公園 (累計 33 団体, 41 公園)	登録 3 団体, 3 公園 (累計 32 団体, 42 公園)
令和2年度実績	新規の団体が 1 公園 (元町公園) を登録しました。また、団体登録の取消が 1 団体 1 公園 (国分寺公園) あり、累計 29 団体, 39 公園で、市民による清掃活動等が行われました。 次年度の取組: 令和元年度と同様に事業を継続するとともに、大学のボランティア団体など若い世代への周知を行います。 (参考: 令和元年度 登録団体・清掃活動等実施公園 29 団体, 39 公園)			

***公園サポート事業**

市立公園を自治会・町内会・市民団体などの方に、地域の交流の場としての活用をお願いし、ボランティアとして月 1 回程度簡単な清掃や草むしりなどをしていただく事業のことで

施策の方向	1-5 都市農地の保全・活用
通番	(12) 都市農地の保全・活用
目的	都市農地の保全として、生産緑地地区への追加指定を行います。 また、都市農業の理解を深める一助として都市農地を活用しながら、農業体験農園の整備や農ウォーク、収穫体験などの農業体験の機会を提供します。


※通番(12)に関連する取組の実績等は以下のページに記載していますのでご参照ください。

(23)生産緑地の追加指定 P. 31・(24)農業体験農園の支援 P. 31・(25)市民農業大学 P. 32・(26)農ウォーク P. 32・(27)市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動 P. 33


施策の方向	1-6 生き物の生息空間の保全
通番	(15) 生き物の実態調査の実施
目的	多様な生き物の生息空間の保全に向けて、市民活動団体や教育・研究機関などの協力を得ながら、市内の動植物調査を実施し、指標生物*となる動植物の生息状況に関するデータを収集し、活用していきます。

***指標生物**

生態学的によく研究され、生息できる環境条件が限られていることが判明している生き物のことで、環境指標種、指標種ともいいます。分布状況、経年変化等を調べることにより、地域の環境を類推・評価することができます。

取組 (34)	動植物調査	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	平成 32 (令和 2) 年度に予定している 2 回目の動植物調査に向けて情報を収集します。		
4年後のイメージ	平成 27 年度以降の経年変化について情報を収集しつつ、改めて動植物調査を行うことで、市内の動植物の生息・生育状況を把握し、その後の対策に繋げることができます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	市民・市民団体等から市内の動植物に関する生息状況の情報を収集		
令和2年度実績	新型コロナウイルス感染症による、国等の動向や感染状況に鑑み、いきものの把握については、イベントや広報等による市民等からの情報収集を中止しましたが、市民活動団体の協力を得て、国分寺姿見の池緑地保全地域において植物相調査結果と市民 2 名から情報提供があり、実態の把握ができました。 次年度の取組：引き続き環境団体などの協力を得て、市内に生育・生息する動植物の情報を収集していきます。また、環境アドバイザーの派遣についてはオンラインでの派遣についても検討し環境に対する周知・啓発に努めます。		

施策の方向	1-6 生き物の生息空間の保全
通番	(18) 生物多様性に対する理解促進
目的	生き物の種や個体差などの生物多様性の重要性や、日常生活とのつながりについて、身近な自然や生き物とのふれあいや、環境に配慮した物品の購入に関する情報の提供などを通じて、普及啓発と理解促進を図ります。

取組 (36)	観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	担当課	①まちづくり計画課(旧環境計画課) ②緑と建築課		
内容	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めるとともに、関係団体等と生物多様性保全に向けた調整を行います。				
4年後のイメージ	市内に存在する良好な自然環境を紹介し、生き物とふれあうことで、自然への愛着と普及が図られます。イベント等を通じて市民の生物多様性に関する関心が高まります。関係団体と調整を行うことで、生物多様性の保全に向けた方向性が作られます。				
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2	
	バードウォッチング2回 湧水めぐり1回 夏休み子ども自然教室2回 体験学習1回の開催等市民参加型イベントの実施 関係団体との調整				
令和2年度実績	<p>【①まちづくり計画課】 令和2年度については新型コロナウイルス感染症による、国等の動向や感染状況に鑑み、「姿見の池アメリカザリガニ捕獲大作戦」及び環境アドバイザーの派遣については中止となりましたが、外来生物が在来生物に及ぼす影響等について令和3年1月30日にオンライン形式で環境シンポジウムを開催しました。(参加者37人) 次年度の取組：今後は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点や新しい生活様式に即したイベント開催や広報の手法等について検討していきます。</p> <p>【②緑と建築課】 バードウォッチング、夏休み子ども自然教室、湧水源めぐりともに新型コロナウイルス感染症対策により中止となりました。夏休み子ども自然教室はHP上に西恋ヶ窪緑地での自主学習内容を掲載し、児童が自由に学習できる環境を整えました。 次年度の取組：バードウォッチング2回、湧水源めぐり1回、子どもへの啓発企画検討を行う。 (参考：令和元年度 バードウォッチング1回(延べ39人)、夏休み子ども自然教室2回(延べ71人)、湧水めぐり事業1回(延べ43人))</p>				

***外来生物**

人為的に本来の生息地以外の地域(国外や国内)から侵入してきた生き物のことです。外来生物が在来の生物種や生態系に様々な影響を及ぼす場合があります。

【背景・目的】

農地は、新鮮で安全な野菜の供給基地であるばかりではなく、生き物の生息空間、雨水の保水、地下水の涵養、景観の形成、災害時の避難場所など、様々な機能を有しており、地域の貴重な緑となっています。

しかし、市域の西部（府中街道以西）に多くの農地が残されているものの、宅地化によって農地の分断・減少が進んでいます。昭和59年に256ヘクタールあった農地は約4割が失われ、平成24年には、159.5ヘクタールとなっています。

このような減少傾向の農地を守るためには、市内産農産物の利用を促進し、営農が続けられる状況を保つことが必要です。そのためには、市内産農産物の流通を促進し、農業に対する理解と関心を高めることが欠かせません。

このため、農地を担う都市農業を支援し、環境への負荷の少ない国分寺ならではの豊かな食生活の普及、農への参加を通じたふれあい・交流を広げます。

*地産地消

地域で生産されたものを地域で消費することです。地産地消によって、生産者と消費者などの地域交流、新鮮な農産物の消費、輸送コストやエネルギーの節約にも役立ちます。また、地元で生産された農産物を積極的に消費することで、都市農業の支援にもつながります。

施策の方向	1-5 都市農地の保全・活用
通番	(12) 都市農地の保全・活用
目的	都市農地の保全として、生産緑地地区 [*] への追加指定を行います。 また、都市農業の理解を深める一助として都市農地を活用しながら、農業体験農園 [*] の整備や農ウォーク、収穫体験などの農業体験の機会を提供します。

*生産緑地地区


・農林漁業と調和した良好な都市環境の形成を目的として、一団の面積が500㎡以上（ただし、国分寺市では300㎡以上）の市街化区域内農地を保全するために、市町村が都市計画で定める地区のことをいいます。生産緑地地区に指定された農地は30年間の営農義務を条件に、税法上の優遇措置に合せて一定の建築行為の制限を受けます。

・市では毎年新たに生産緑地追加指定の希望農地を募集し、条件に適合している場合は都市計画法に基づき指定します。

*農業体験農園

連続した農業体験を市民に提供する体験型農園で、農業経営の一環として農家が開設するものです。種や苗、肥料等の野菜作りに必要なものは全て農園主が用意し、農家の指導で未経験者でも安心して野菜作りができます。

取組 (23)	生産緑地の追加指定			担当課	まちづくり計画課 (旧都市企画課)
内 容	農業と調和した都市環境の形成を図るため、生産緑地の追加指定を行います。				
4年後のイメージ	生産緑地地区の追加指定を実施し、減少を抑制することによって、都市農地の保全と都市農業の活性化が図られます。				
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2	
	・制度の周知 ・追加指定の実施 ・生産緑地面積 累計 128.00ha	・制度の周知 ・追加指定の実施 ・生産緑地面積 累計 127.43ha	・制度の周知 ・追加指定の実施 ・生産緑地面積 累計 126.86ha	・制度の周知 ・追加指定の実施 ・生産緑地面積 累計 126.29ha	
令和2年度実績	<p>国分寺市まちづくり条例に基づき、生産緑地の追加指定を拡充させることを目的に農業従事者への周知を高めるため、市民との懇談会を市役所にて開催しました。</p> <p>令和元年度に改正した国分寺市生産緑地地区指定基準の運用基準の改正内容を農業従事者へ広く周知するため、チラシを作成するとともに、市報・HPで生産緑地の追加指定の募集を行い、6件(約0.471ha)の追加指定を行いました。削除19件(約2.969ha)と合わせると、生産緑地の累計は256件(面積約120.04ha)となりました。</p> <p>そのうち、平成4年に指定した生産緑地の所有者等へ特定生産緑地制度の周知及び申請受付を行い、申請対象面積約95.57haの内約61.37haの指定を行いました。</p> <p>次年度の取組：生産緑地制度について今後も継続的に農業従事者へ周知を行い、引き続き追加指定の募集を行っていきます。</p> <p>令和4年以降も多くの生産緑地を残すことができるよう、特定生産緑地制度について引き続き周知を徹底するとともに申請の受付を行います。</p>				

取組 (24)	農業体験農園の支援			担当課	経済課
内 容	市民等が農業体験できる場として、農業体験農園の施設整備費及び自立支援への補助を行います。				
4年後のイメージ	農業経営の一環であることから、農家は相続税納税猶予制度が適用され、安定的に農園が継続できています。利用者は栽培技術と収穫物を得るとともに、農家との交流により都市農業への理解が深まります。				
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2	
	・農園の整備・運営等への補助や相談支援 ・広報PRを年1回(市報等で入園者募集の案内)				
令和2年度実績	<p>令和2年度は、8月15日号及び1月15日号市報に農業体験農園入園者の募集を促す記事を掲載しました。</p> <p>(令和2年度農業体験農園の設置状況：233区画/305区画(最大設置数) ※市内農業体験農園7園の合計区画数。令和2年11月1日調査時点)</p> <p>また、市内において新規に体験農園を設置することに興味のある方に対しては、設置に要する施設整備費に係る補助金及び設置後に要する自立的運営を支援する補助金制度のPRを行い、市民の農業体験の機会を確保するとともに農業に対する理解を深め、良好な農地の保全を図ることに努めました。</p> <p>なお、現在7園の農業体験農園では、国分寺市民のみならず市外からの入園者もあり、農業の体験や理解を深めることができました。</p> <p>次年度の取組：農業者にとっては都市型農業経営モデルの一つであり、今後も農業振興施策の一つとして経営支援を継続します。</p>				

取組 (25)	市民農業大学	担当課	経済課
内 容	農業者の指導のもと、市民に野菜づくりの一連の作業を体験する場や植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学べる場を提供します。		
4年後のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> ・修了生は野菜づくりや植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを知ります。 ・修了生は食育や都市農業・農地への理解が深まります。 		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	<ul style="list-style-type: none"> ・年間を通して特定曜日に実習を実施 ・修了生 20 人以上 		
令和2年度実績	<p>募集定員 30 人に対し、応募のあった 16 人を育成し、全員が修了生となりました。なお、今年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民農業大学では 8 月中旬～12 月中旬の後期日程のみ（4 月～8 月中旬の前期日程中止）実施（毎週火・水・土・日）しました。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。</p> <p>次年度の取組：市民に体験学習を通じて都市農業への関心と理解を深めてもらうため、今後も農業振興施策の一つとして事業は継続します。</p> <p>（参考：令和元年度 修了生 15 人，累計数 991 人）</p>		

取組 (26)	農ウォーク	担当課	経済課
内 容	農業委員会他共催で「農ウォーク」を開催し、市民が地域の畑などを歩いてまわり、農にふれる場を作ります。		
4年後のイメージ	参加者は都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まります。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	<ul style="list-style-type: none"> ・市民と農業者が交流しながら、市民が農にふれる場を創出（年 1 回開催） 		
令和2年度実績	<p>農ウォークについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年の 7 月開催から 11 月に延期して実施する予定でしたが、感染症の拡大状況により中止しました。</p> <p>次年度の取組：市民に国分寺農業を知ってもらい、市民と農業者が交流するために 3 団体共催で実施しており、新型コロナウイルス感染症対策を講じた別の手法での開催についても協議していきます。</p> <p>（参考：令和元年度 1 回開催（市民等 50 人，農業者等スタッフ 35 人，計 85 人））</p>		


取組 (27)	市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動		担当課	子ども子育て事業課
内容	市内農園(保育園の近隣地など)での野菜掘り会、園庭での野菜作りを行うことにより、農とのふれあいを図ります。			
4年後のイメージ	自然の恵みとしての食材やそれを育てた人々を知り、収穫体験を通じて農とふれあうことにより、食育の推進が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1(H31)	R2
	野菜作り及び収穫体験の実施農園での収穫体験(各保育園・年1回開催)			
令和2年度実績	<ul style="list-style-type: none"> 各保育園の園庭等で野菜作り及び収穫を行いました。(トマト・ミニトマト・里いも・ピーマン・ラディッシュ・かぶ・人参・ほうれん草・スナップエンドウ・ミニ大根・キュウリ・ナス・さつまいも・おくら・しそ・スイカ等)自分たちで世話をし、大切に育てることで、野菜も生きていることを実感し、嫌いな物でも食べられるようになったり、観察をしたり調べたりするなど、学びの多い活動でした。 近隣の農園で収穫体験を行いました。 <p>①こくぶんじ保育園1回(12月, 大根・かぶ・人参・白菜・長ネギ・ジャガイモ) ②ひかり保育園0回 ③恋ヶ窪保育園1回(1月, 大根)</p> <p>次年度の取組: 育てる楽しみを伝えながら、観察や世話などを通して一連の計画の中収穫に結び付ける取組を行っていきます。また、近隣農家の協力の継続と清掃センターから譲渡していただくたい肥などで土づくりも行っていきます。 (参考: 令和元年度 こくぶんじ保育園3回, しんまち保育園1回)</p>			

施策の方向	1-5 都市農地の保全・活用
通番	(14) 地産地消の推進
目的	<p>地域で生産されたものを地域で消費することにより、新鮮な食材の消費、輸送面での環境負荷の軽減などにつながることから、給食食材への市内産農産物の活用、朝市や農業祭などのイベントの開催、直売所の設置の支援などにより、地産地消を進めます。</p> <p>また、国分寺ブランド*の育成・PRにより都市農業の振興を図ります。</p>

***国分寺ブランド**

平成23年度に第1号として国分寺市内で品種登録されたイロハモミジの司シルエットに始まり、市内で製品化された国分寺らしさあふれる商品を国分寺ブランドに認定しています。これらの商品はいずれも市内の農産物などを原材料に使用したり、歴史にちなんだものです。

取組 (29)	給食への市内産農産物の活用		担当課	学務課
内容	市内農家から野菜を購入し、児童に給食として提供します。			
4年後のイメージ	学校給食食材への市内農産物を積極的に活用することで地産地消を図ることができます。			
年度別指標	H29	H30	R1(H31)	R2
	市内産農産物の割合 30%(単年)			
令和2年度実績	<p>小学校給食における地場産野菜の使用率は27.9%で、昨年度に引き続き前年度を上回りました。</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は、農家との情報交換会は中止になりました。4・5月が学校休業、6月に分散登校となりましたが、旬の野菜を使った給食を提供できるように、各校の栄養士が日常的に契約農家と連絡を取り合い、積極的に地場産野菜を取り入れました。 (参考: 令和元年度 市内産農産物使用率26.5%)</p>			

取組 (30)	市内産食材を活かした食の普及	担当課	経済課	
内 容	イベントなどで市内産の野菜等の情報や、レシピを紹介します。			
4年後のイメージ	市民等の食育や都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まります。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	国分寺まつり等のイベントで市内産の野菜等の情報や、それらを活かしたレシピ等の紹介			
令和2年度実績	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民向け料理教室を中止しました。</p> <p>次年度の取組：市内産食材を活かした食の普及は、JAが実施しているほか、様々な主体によって取組が行われており、地産地消につながるため、JAの取組への支援を継続していきます。</p> <p>(参考：令和元年度 開催回数 10回)</p>			

取組 (31)	販売網の強化の支援	担当課	経済課	
内 容	生産者と流通側の連携により多様な出荷・販売体制づくりを支援します。			
4年後のイメージ	市内農業者の農業経営を支援するとともに、市民等は食育や都市農業・農地への理解が深まり、地産地消への意識が高まります。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	JAや流通業者等の関係組織・団体と連携し、それらが主体的に行う多様な出荷・販売体制づくりの支援			
令和2年度実績	<p>市内の農産物直売所を集約した直売所マップの情報を更新して配布しました。JA 東京むさし国分寺支店の共同直売所の販売額は 109,378,554 円、出荷者数 93 人、来客者数 75,417 人でした。また、令和3年度から実施する国分寺駅北ロイイベント広場での地場産農畜産物の定期販売のため、12月24日～26日に実証実験として産直活動を支援しました。</p> <p>次年度の取組：地産地消の推進により、市内農家の所得向上を図るため、今後も農業振興施策の一つとして事業を継続します。</p> <p>(参考：令和元年度 販売額 102,880,776 円、出荷者数 95 人、来客数 79,687 人)</p>			

取組 (32)	国分寺ブランドの普及		担当課	市政戦略室
内 容	市内観光や産業活性化のため、農産物や加工品などのブランド品を認定し、農業、商業の振興を図ります。			
4年後のイメージ	国分寺ブランド認定品の増加により、市内事業者等の活性化が図られるとともに、市の魅力的な製品のブランド力が高まり、そのPRを通じて都市農業の振興が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	<ul style="list-style-type: none"> ・国分寺ブランド品の認定・普及 ・ブランド協議会で定期的に審査会を開催(年1回開催) 			
令和2年度実績	<p>新規ブランド認定品の応募はありませんでした。また、新型コロナウイルス感染症の影響により、例年認定品の販売・PRを行ってきた各種イベントも中止となったため、イベント参加実績はありません。</p> <p>ブランド協議会*（感染症拡大防止の観点から書面開催）では、本事業の今後の運営について現状・課題の整理を行いながら協議をした結果、令和5年3月31日をもって事業を終了することとなりました。このことに伴い、既認定品の全ての認定期間を事業終了日となる令和5年3月31日までとする再認定を行いました。</p> <p>次年度の取組：令和2年度のブランド協議会での協議を踏まえ、今後は新規認定品の募集やギフトセットの販売、各種イベントへの参加は行わないこととなりました。ただし、市HPへの情報掲載やブランドシール・パンフレットの配布等のPR活動については令和3年度も引き続き行っていきます。</p>			

*ブランド協議会

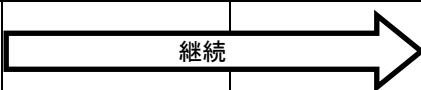
国分寺ブランドを創設し、市内観光及び産業の活性化を図るため、JA東京むさし、国分寺商工会、国分寺市観光協会によって組織され、平成24年より活動しています。


取組 (33)	飲食店等における地場野菜の活用促進		担当課	経済課 (市政戦略室)
内 容	国分寺市内で生産された野菜を「こくベジ」と名付け、地場野菜のPRと、こくベジを使った食事メニュー「こくベジメニュー」のPRを行います。それにより、地場野菜の地産地消を進めるとともに、来訪者の消費を促し、交流人口の増加を図り、街の活性化につなげます。			
4年後のイメージ	こくベジメニュー取扱店が増加し、市への来訪者の、国分寺市の農業や地場野菜に対する認知度が向上しています。市民の地場野菜への関心が高まり、地産地消の促進が図られています。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	<ul style="list-style-type: none"> こくベジメニュー取扱店の増加 地場野菜地産地消イベントの開催 ※地方創生交付金により実施 			
令和2年度実績	<p>こくベジプロジェクト推進連絡会が主体となり、農家と飲食店を繋げる事業として、こくベジメニュー提供店を新たに4店舗増やすことができたものの、新型コロナウイルス感染症の影響により閉店を余儀なくされた飲食店が9店舗あったことから、最終的に100店舗となりました。また、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、期間限定イベントのトマトフェスタ・うどんフェスタや産直マルシェのこくベジのじかん×てのわ市・こくベジのじかんクリスマスマルシェを中止しました。一方、本プロジェクトの認知度向上とPRのため、令和3年2月26日～3月31日にセレオ国分寺9階インドアガーデンで開催された「国分寺市まちを楽しむプロジェクトパネル展」に参加し、多くの方にこくベジの取組を知ってもらいました。</p>			


施策の方向	1-5 都市農地の保全・活用
通番	(45) 地域資源を活用した体験型学習の推進
目的	国分寺崖線や樹林地，都市農地，お鷹の道・真姿の池湧水群，史跡武蔵国分寺跡などの地域資源を活用しながら，生命の尊さ，自然の大切さ，環境保全等を学ぶ機会として，自然観察会や農業体験などの体験型学習を進めます。

※通番(45)に関連する以下の取組の実績等は以下のページに記載していますのでご参照ください。

(24) 農業体験農園の支援 P. 31・(25) 市民農業大学 P. 32・(26) 農ウォーク P. 32・(27) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動 P. 33・(36) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供 P. 29

取組 (104)	学童体験農園	担当課	学校指導課
内容	農家の指導をうけて，土づくり，種蒔きから収穫までの一連の農作業を体験し，小学校と地域の連携を図ります。		
4年後のイメージ	児童に対して，地域資源を活用した体験学習を通じて，農業をはじめ，自然環境への関心を育みます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	小学校3校(六小・八小・十小)実施を継続しながら，拡充を検討します。		
令和2年度実績	地域の農家の協力を得て第六小，第八小の2校で，新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しながら，学童体験農園を実施し，自然の大切さを学びました。 第十小学校については，ご協力いただいていた農家の方のご都合により，令和2年度から学童体験農園としての活動は中止となりました。 なお，新規農園については，学校からの要望はなく，候補となる農地もなかったため，拡充には至りませんでした。		

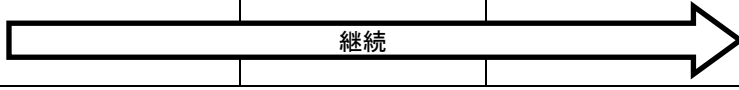
取組 (105)	児童の収穫体験	担当課	学校指導課
内容	小学校の生活科，理科の学習において，農作物などの収穫を通して，地域の中で自然に親しむことにより，自然環境への関心を高めます。		
4年後のイメージ	児童に対して，収穫体験などを通じて，農業をはじめ，自然環境への関心を育みます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	小学校全10校で実施(単年)		
令和2年度実績	児童の自然環境への関心を高めるため，新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底しながら，小学校全校で，可能な体験活動を工夫して実施しました。		

取組 (106)	エコミュージアム*事業の開催	担当課	緑と建築課	
内 容	市内の樹林地などについて、市民団体との協働で緑地・水辺をネットワーク化したエコミュージアムとして活用します。			
4年後のイメージ	市民の歴史文化や自然環境の保全意識の向上が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	市民団体との協働事業の実施及び支援 (年1回・定員30人)			
令和2年度実績	<p>エックス山等市民協議会と協働して、第10回エコミュージアム国分寺を3月に実施し、国分寺崖線、押切橋、不動橋、もみじ橋、鞍尾根橋などを散策しました(参加人数は21人)。</p> <p>「昔の国分寺を知ることができて大変よかったです」などの意見があり、好評でした。</p> <p>次年度の取組：市民団体との協働事業の実施及び支援をします。 (参考：令和元年度 参加者24人)</p>			

*エコミュージアム

樹林地や水辺などの地域環境を野外展示物として捉え、博物館と見立てて活用することをいいます。

取組 (107)	科学教室の開催	担当課	学校指導課	
内 容	小学5～6年生を対象に大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心を高めます。			
4年後のイメージ	小学5～6年生を対象に大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心を高めます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	受講者130人(単年)			
令和2年度実績	<p>希望する小学校5・6年生を対象とした科学教室を実施し、参加者は125人でした。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部、年間の計画を変更するとともに、1回の参加人数を減らす等の感染防止対策を徹底しながら行いました。</p> <p>5年生コースでは「大気の科学」「水の科学」を、6年生コースでは「土の科学」「電気の科学」を取り上げ観察や実験を行いました。 (参考：令和元年度 参加者157人)</p>			

取組 (108)	宇宙の学校の開催	担当課	学校指導課	
内 容	5歳児から小学4年生を対象とし、宇宙や自然科学をテーマにした話や実験・工作などを通して、宇宙や自然科学への興味や関心を高めます。			
4年後のイメージ	実験や工作などを行うことで科学に興味を持つ小中学生を育て、ひいては、自然環境への関心を育みます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	受講者350人(単年)			
令和2年度実績	<p>希望する5歳から小学校4年生を対象に、宇宙の学校/ジュニア科学教室の開催を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため令和2年度は中止としました。 (参考：令和元年度 参加者110人)</p>			

重点プロジェクト③

野川，用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用

【環境分野：自然環境，環境教育・環境学習】

【背景・目的】

現在市内には，名水百選の一つに指定されている「お鷹の道・真姿の池湧水群」などの湧水や，市内の湧水を水源とし多摩川に合流する全長 20km ほどの一級河川である野川，玉川上水からの分水である砂川用水などの水辺があります。

水を取り巻く国分寺の近世の歴史を振り返ると，国分寺村分水（恋ヶ窪用水）をはじめ新田開発とともに整備された野中新田分水，中藤新田分水など用水路網は人々の暮らしに欠かせないものでした。これらの用水路も，昭和 30 年代までは清流の面影をとどめていましたが，昭和 40 年代になると，砂川用水など一部を除き通水を停止，荒廃が進みました。用水路は歴史遺産であり，適切に保存し，活用していくことが大切です。

また，野川は市内唯一の河川ですが，コンクリート三面張りの護岸になっており，生き物が生息しにくい環境であり，親水性に乏しく，景観形成上も良好とはいえない状態です。野川や用水路は，親水化に向けた整備を進める必要があります。

国分寺の自然を特徴づけ，多様な生き物を育み，自然とのふれあいを提供し，歴史・文化を伝えてくれる，いわば地域の資源ともいえる水辺を守り，活用します。

施策の方向	1-4 水環境の保全・整備
通番	(8) 湧水・地下水の保全・活用
目的	湧水量の安定確保に向け湧水の涵養域にある樹林地を保全するとともに，お鷹の道・真姿の池湧水群等の湧水地，姿見の池を親水空間として活用し，地域資源としてPRします。 また，湧水や地下水の水量，水質に関するモニタリングを実施します。

※通番(8)に関連する取組の実績等は以下のページに記載していますのでご参照ください。

(1)真姿の池湧水群の保全・維持管理 P. 22・(3)湧水及び地下水の保全・活用 P. 25

施策の方向	1-4 水環境の保全・整備
通番	(9) 用水路の保全・活用
目的	砂川用水や恋ヶ窪用水などの用水路については，適切な維持管理を行うとともに，親水性に配慮した整備を検討します。

取組 (18)	用水路の親水化整備などの検討		担当課	緑と建築課
内容	砂川用水路や恋ヶ窪用水路等について，用水路の親水性の向上に配慮した整備等を検討します。			
4年後のイメージ	水路の整備計画が策定されており，適切な維持管理も図られています。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	水路現況調査(延長約 1,700m, 5 箇年の調査が完了)	公園・緑地の整備計画に係る庁内検討委員会の開催	・並木町親水施設の護岸整備 ・砂川用水の一部の親水性の検討	姿見の池緑地内にある恋ヶ窪用水路の一部において親水化整備の検討
令和2年度実績	姿見の池緑地内にある用水路について，姿見の池緑地の都市計画緑地拡大に伴う市民説明会の中で，拡大する区域の公園と緑地内に流れる水路の境にあるフェンスを撤去して親水化する案を説明して，一定の理解を得られました。 次年度の取組：引続き市民の意見を聴いて検討を行います。			

施策の方向	1-4 水環境の保全・整備
通番	(10) 野川整備事業 [*] の促進
目的	治水対策、親水空間の創出や生態系に配慮した環境の整備、さらに防災の側面の環境形成を図るなど東京都と連携し協議を進め、野川整備事業を促進します。 また、東京都や野川流域の自治体などと連携を図りながら、野川マップの作成などを通じて、野川が市民にとって親しみのある川となるよう普及啓発を行います。

***野川整備事業**

- ・野川は都市計画河川に指定されており、東京都は平成 18 年 3 月（平成 29 年 7 月改定）に野川流域河川整備計画を策定しています。
- ・本計画では、降雨 65mm/時に対応とした河川改修として、両側の管理用通路を含めた幅 23m（標準）の複断面河道整備を計画に位置付けています。
- ・計画期間はおおむね 30 年とされ、治水対策のほか、河川の親水性、生態系の保全の向上が期待されます。整備主体は東京都建設局になります。市では早期整備を東京都へ要望しています。


取組 (19)	野川整備事業促進の要望・協議	担当課	緑と建築課
内容	東京都に対し、治水・環境面などを考慮した河川整備について要望し、協議を行います。		
4年後のイメージ	東京都の野川整備事業促進が図れます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	・東京都との協議及び整備要望 ・地元への情報提供		
令和2年度実績	<p>東京都に対して、野川・仙川改修促進期成同盟[*]を通じて、国分寺市として、国分寺地域の野川整備について、治水機能や防災性の向上、親水空間の形成に向けた事業実施を目に見える形で行うよう強く要望したり、東京河川改修促進連盟[*]を通じて、野川整備の早期実現を要望しました。市民に対しては、まちづくりと野川に関する懇談会を令和 3 年 3 月 27 日に実施し、参加人数は 12 人でした。野川流域環境保全協議会（5 市 1 区）の研修会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止でした。</p> <p>次年度の取組：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京都との協議及び整備の要望をします。 ・地元への情報提供をします。 		

***野川・仙川改修促進期成同盟**

野川及び仙川の改修を促進することを目的として、世田谷区、武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、小平市、狛江市、国分寺市で組織しています。

***東京河川改修促進連盟**

東京都内の河川の氾濫、溢水による災害を防除して住民の福祉を増進するため、その実現に協力する 14 区 19 市 2 町 1 村で組織しています。

取組 (20)	野川流域の自治体との連携		担当課	緑と建築課
内容	野川流域環境保全協議会に参加し、野川やその周辺環境に関する情報収集や意見交換などを行います。			
4年後のイメージ	野川への関心が高まり、野川及びその周辺の環境改善が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	野川流域自治体との意見交換・情報収集、野川マップの配布			
令和2年度実績	<p>野川流域連絡会※（リモート会議開催）や野川・仙川改修期成同盟に出席し、他の自治体等と意見交換や情報収集を行いました。</p> <p>野川マップについては、緑と建築課窓口に配架して配布しました。</p> <p>次年度の取組：野川流域自治体との意見交換・情報収集、野川マップの配布をします。</p>			

※野川流域連絡会

流域住民や市民団体、行政が一体となって、河川に係る環境や歴史、文化、河川計画や工事、管理などについて情報や意見交換を行う組織として「野川流域連絡会」を平成12年8月に設立して活動しています。

参考：令和2年度野川流域連絡会参加実績

緑と建築課：0回（全4回）、まちづくり計画課：2回（全4回）

施策の方向	5-1 環境教育・環境学習の推進
通番	(45) 地域資源を活用した体験型学習の推進
目的	国分寺崖線や樹林地、都市農地、お鷹の道・真姿の池湧水群、史跡武蔵国分寺跡などの地域資源を活用しながら、生命の尊さ、自然の大切さ、環境保全等を学ぶ機会として、自然観察会や農業体験などの体験型学習を進めます。

※通番(45)に関連する取組の実績等は以下のページに記載していますのでご参照ください。

(24) 農業体験農園の支援 P. 31・(25) 市民農業大学 P. 32・(26) 農ウォーク P. 32・(27) 市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動 P. 33・(36) 観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供 P. 29・(104) 学童体験農園 P. 36・(105) 児童の収穫体験 P. 36・(106) エコミュージアム事業の開催 P. 37・(107) 科学教室の開催 P. 37・(108) 宇宙の学校の開催 P. 37

【背景・目的】

東日本大震災以降、安全・安心な暮らしに対する関心が高まり、情報の重要性が改めて認識されています。

市民の安全・安心な暮らしの確保に向けて、大気、水質などの測定、各種調査を実施しています。引き続き、大気などのモニタリングや化学物質対策を進めていく必要があります。


農薬の過度の使用や遺伝子組換え食品、食品添加物、放射能物質など、安全で健康的な食生活への不安が高まっていることから、正確な情報公開・提供を行うなど、食の安全性、放射性物質などについての適切な情報収集とわかりやすく提供する仕組みを確立します。

施策の方向	2-2 生活環境のモニタリング
通番	(23) 大気や水質などの測定
目的	大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類*（大気・土壌）やごみ焼却施設における排ガスなどについて継続的に測定し、環境に大きな影響を与える場合は必要に応じた対応を行います。

*ダイオキシン類

ダイオキシン類対策特別措置法では、ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）と定義しています。生殖、脳、免疫系などへの影響が懸念され、研究が進められています。炭素・水素・塩素を含むものが燃焼する過程において、意図せざるものとして生成されます。

取組 (45)	大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の定期的測定		担当課	環境対策課 （旧環境計画課）
内容	定期的に大気、井戸水、河川水、道路沿いの騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の測定を行い、その結果（概要）は環境報告書において公表します。			
4年後のイメージ	大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の定期測定を行うことによって、環境変化の推移を監視することができます。また市民等へ測定結果を公表することによって安全・安心な暮らしの確保が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	大気環境調査7地点などの定期測定と公表の実施			
令和2年度実績	自動車騒音常時監視に係る調査委託（年1回、1月実施） 野川等水質分析等測定委託 野川水質（年7回、4月・6月・8月・9月・11月・1月・3月） 池水質（年1回、5月実施） 井戸水調査（年1回、令和3年2月実施） 大気・土壌中のダイオキシン類濃度分析調査業務委託（隔年実施1回） （令和2年度は大気：令和3年2月実施） 大気環境分析調査委託（年1回、12月実施） むかしの井戸水における有機フッ素化合物調査（6か所、令和3年3月11日測定）			

取組 (46)	可燃ごみ焼却施設における排ガス, ダイオキシン類などの定期的測定	担当課	環境対策課 (旧ごみ対策課)
内 容	清掃センターの可燃ごみ焼却施設から発生する排ガスなどについて, 公害物質除去のための薬剤処理を行うとともに, その効果について測定を行い, 結果を公表します。		
4年後のイメージ	関係法令に基づき測定を実施し, 基準が守られ環境保全が図られていることが確認できます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	排ガス測定を月1回, 排ガス中のダイオキシン類測定を年4回行い, HPで結果を公表		
令和2年度実績	焼却炉が休炉となったため焼却炉に関する測定は実施していません。 (参考: 令和元年度 [ダイオキシン類]0.011~0.053ng-TEQ/m ³ N, [排ガス・ばいじん]0.001g/m ³ N未満, [硫黄酸化物]4ppm, [塩化水素]21ppm, [窒素酸化物]82ppm)		


施策の方向	2-2 生活環境のモニタリング
通番	(24) 空間放射線量※などの測定
目的	東日本大震災の影響を受けて、市民の安全・安心を確保するため、市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、公共施設における空間放射線量などを継続的に測定し、基準より高い数値が出た場合は除染するとともに、必要に応じて国や東京都などの関係機関との連携・調整等の対応を行います。 また、市民に対しては、空間放射線量測定機器の貸出のほか、公共施設における空間放射線量測定結果の公表など、迅速な情報提供を行います。


※空間放射線量

空気中において、一定時間に何個の放射線量が放出されるかを表した数値のことです。東日本大震災に伴う原子力発電所の事故後、環境モニタリングにおける重要な測定項目として用いられています。


取組 (47)	空間放射線などの定期的測定	担当課	①子ども子育て事業課 ②環境対策課(旧ごみ対策課) ③緑と建築課 ④教育総務課
内容	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、公共施設における空間放射線量及び清掃センターの焼却灰・排ガス、給食残さなどを原料とするたい肥などの放射性物質濃度を測定し、データを公表します。		
4年後のイメージ	公共施設等において定期的な測定を実施し、データを公表することで、市民や保護者等に安心を与え、安全で安心な施設の利用が図れます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設等における空間放射線量の測定 市報やHPでの結果公表 		
令和2年度実績	<p>【①子ども子育て事業課】 小学校での測定に併せて、小学校に隣接した児童館・学童保育所 13 か所で、各施設月 1 回ずつ測定を行い、市報やHPで結果を公表しました。 保育施設及び小学校から離れた児童館・学童保育所では、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一時休止しています。 次年度の取組：安心し施設の利用ができるように実施を継続していきます。</p> <p>【②環境対策課(旧ごみ対策課)】 毎週金曜日(祝日を除く)、清掃センター敷地境界の東西南北4地点にて、地上100センチメートルの高さで空間放射線量の測定を実施し、基準値を下回っていることを確認して、市報・HPに1か月毎にまとめたものを公表しました。</p> <p>【③緑と建築課】 窪東公園他7か所の公園内の定点において月1回測定を実施した結果、問題はありませんでした。また市報やHPで結果を公表しました。 次年度の取組：公共施設等における空間放射線量の測定をします。市報やHPで結果を公表します。</p> <p>【④教育総務課】 コロナ渦のため、測定を一時中止していたため、日数は減少したものの、小中学校、その他教育施設等において、引き続き施設ごとに月1から2回、延べ109日測定作業を実施し、市報やHPで随時結果を公表しました。</p>		

施策の方向	2-3 化学物質対策の推進
通番	(25) 化学物質に関する情報の収集・提供
目的	化学物質に関する情報を収集し、市民へわかりやすく情報提供を行います。 また、合成洗剤や農薬などについては、過度の使用を控えるなどの普及啓発を行います。

取組 (48)	化学物質に関する情報の収集・提供	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)	
内容	有害化学物質に関する情報を収集し、市民に提供するとともに、適正使用を啓発します。			
4年後のイメージ	有害化学物質に関する情報を収集し、市民や事業者等に提供することにより、化学物質の過度の使用を控えるなどの意識向上が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	有害化学物質のパンフレットの配架及び土壌履歴等の情報提供			
令和2年度実績	化学物質に関する情報を収集し、市HPと東京都HPの関連するページをリンクさせ、市民へわかりやすく情報提供を行いました。 (参考：令和元年度 来庁者へ 187 件情報提供)			

取組 (49)	清掃センター焼却炉の維持管理及び公害防止調査結果の公表	担当課	環境対策課 (旧ごみ対策課)	
内容	可燃ごみ焼却施設の点検整備及び集塵機のフィルターなどを定期的に交換し、ダイオキシン類などの発生の抑制に努めるとともに、排ガスなどの測定結果及び焼却炉の維持管理状況について情報提供を行います。			
4年後のイメージ	関係法令に基づき測定を実施し、基準が守られ環境保全が図られていることが確認できます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	集塵機フィルターの交換、点検整備を実施し、排ガス等の測定結果と維持管理状況を年4回公表			焼却炉が休炉となったため、点検整備及び測定は終了
令和2年度実績	焼却炉が休炉となったため、焼却炉に関する点検整備及び測定は実施していません。			

施策の方向	2-4 食の安全性の確保
通番	(29) 給食食品などの放射性物質濃度の測定
目的	「国分寺市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、保育園・小中学校などで使用している給食食品や市内産農畜産物等の放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要に応じた対応を行います。

取組 (56)	給食食品などの放射性物質濃度の測定	担当課	まちづくり計画課(経済課)
内容	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、給食食品や市内産農畜産物などの放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要な対応を行います。		
4年後のイメージ	保護者などに対し放射能に関する適正な情報提供を行うことで、給食食品等に関する安心・安全が確保されます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	給食食品等の測定及び、市報やHPによる結果の公表		
令和2年度実績	<p>平成 24 年度から引き続き実施している取組。子どもたちの食の安全・安心を目的として令和 2 年度も引き続き放射性物質濃度測定を実施しました。</p> <p>測定結果は昨年（令和元年）度同様、基準値以下の検出値であり、市HP、市報へ掲載することで市民へ安全な食の提供が行われていることを広報しました（食品等検査件数：460 検体）。</p> <p>なお、東日本大震災から 10 年が経過し、これまでの測定結果（全ての検体において「基準値以下」となっている。）及び他市の測定状況を踏まえ、事業の縮小を行いました。（参考：令和元年度 食品検査件数 1,233 検体）</p>		

重点プロジェクト⑤

自転車・公共交通機関の利用促進

【環境分野：都市環境，地球環境】

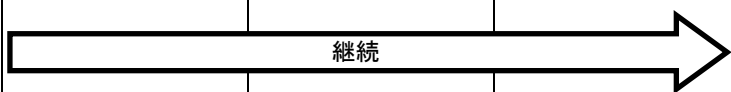
【背景・目的】

自転車は、環境負荷の少ない乗り物として、日常的に広い年齢層で利用されています。誰もが安心して、安全に自転車に乗ることができる環境をつくるには、歩行者と自転車が安全に共存できるようにするためのまちづくりや、通行ルールの徹底、放置自転車を減少させるための方策が求められています。

また、自家用車の利用を控え、二酸化炭素の排出の少ない電車やバスなどの公共交通機関を利用することで、交通の流れの円滑化や1人あたりの二酸化炭素(CO₂)をはじめとした温室効果ガスの排出抑制などの効果が期待できます。

このため、自転車や公共交通機関の利用促進に向けた普及啓発をするとともに、自転車が安全・快適に走行できる道路空間を確保します。

施策の方向	3-1 環境に配慮したまちづくり
通番	(31) 自転車利用の推進
目的	自転車駐車場の整備を行うとともに、自転車利用のマナーの向上やルールづくりなど、自転車利用の促進に向けた普及啓発を行います。

取組 (38)	環境保全に関するPR	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)	
内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。			
4年後のイメージ	イベント等でPRを行うことで市民の意識を向上します。最新の情報を提供することで効果的な啓発を行います。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	・イベント等でPR ・HP等で新しい情報を提供			
令和2年度実績	新型コロナウイルス感染症による国等の動向や感染状況に鑑み、イベント等は中止となりましたが、市報・HPにおいて、環境負荷の少ない移動手段である自転車の利用促進、環境に配慮した行動の基本的な姿勢や考え方を示す「環境配慮指針」における取組、家庭における省エネルギーの意識を高めることを目的とした「環境家計簿」の周知などについて広報を行ったほか、環境施策の取組状況を示した環境報告書を公表しました。			


取組 (59)	自転車駐車場の整備	担当課	交通対策課 (旧事業計画課)	
内容	放置自転車対策の一つとして自転車駐車場における自転車の収容台数が課題となっています。現在、国分寺駅周辺の自転車駐車場の収容台数は再開発事業開始前に比べ約500台分不足している状況です。そのため、国分寺駅周辺地区まちづくり構想で示された国分寺駅周辺での約6,000台分の自転車駐車場の収容台数を確保するため、(仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場を整備し十分な自転車の収容台数を確保します。			
4年後のイメージ	(仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場を整備することにより、国分寺駅周辺での自転車駐車場不足が解消され、道路上での放置自転車が減少することが見込まれます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	(仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場築造工事	(仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場築造工事	(仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場の完成と運営開始	事業完了
令和2年度実績	令和元年度事業完了			

取組 (60)	自転車利用のルールの周知	担当課	交通対策課 (旧事業計画課)	
内 容	市報・HP及び公共施設内の掲示板等で、適宜、交通安全に関する情報提供や、自転車利用のルールの周知を行います。それに加えて、交通安全教室及び啓発イベント（市民のつどい）を開催や、国分寺駅周辺で啓発ティッシュの配布（放置自転車クリーンキャンペーン）等を実施し、市民の自転車利用マナーの向上を図ります。			
4年後のイメージ	駅周辺の自転車利用マナーが守られています。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	<ul style="list-style-type: none"> ・市報、HP及び公共施設内の掲示板等での交通安全情報の発信（適宜） ・交通安全教室及び啓発イベントの開催回数（5回） ・国分寺駅周辺での駐車マナー啓発キャンペーンの実施（1回） 			
令和2年度実績	<p>5月の自転車月間のほか、様々な機会において市報・HP及び公共施設内に掲示するなど交通安全情報の発信を随時行いました。</p> <p>自転車交通安全教室2回（第三中学校・国分寺高校）を実施しました。他にも、国分寺まつりにて交通安全教室1回、交通安全市民のつどい1回などの啓発イベントを予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。</p> <p>また、国分寺駅周辺での駅前放置自転車クリーンキャンペーン1回についても、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止しました。</p> <p>放置自転車の撤去台数については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和元（平成31）年度2,293台から令和2年度1,006台と減少しています。</p> <p>（参考：「市内で発生した自転車事故件数」H28年102件、H29年88件、H30年95件、R1年73件、R2年71件（減少傾向））</p>			


施策の方向	4-1 地球温暖化対策の推進	
通番	(37)	地球温暖化対策の計画的な推進
目的	<p>市の事務事業を対象とした「国分寺市地球温暖化防止行動計画」（市役所版）に基づき、市は公共施設の省エネルギー化の推進、ノーカーデーの実施、グリーン購入の推進、節電行動などによって、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます。</p> <p>また、地域のエネルギーの方向性などを含め、市域を対象とした総合的な地球温暖化対策実行計画（市域版）策定の検討を進めます。</p> <p>さらに、市報などを通じて、市民や事業者等へ公共交通機関の利用促進、エコドライブなどの地球温暖化防止に関する普及啓発を進めます。</p>	

※通番(37)に関連する以下の取組の実績等は以下のページに記載していますのでご参照ください。

(38)環境保全に関するPR P.46

取組 (79)	庁用車の使用抑制	担当課	契約管財課	
内 容	移動手段としての徒歩・自転車の推奨や長距離移動の場合には明確な理由を文書で提出させることで、日常的な使用抑制を図ります。			
4年後のイメージ	庁用車の利用回数・走行距離が減り、燃料費や事故の削減にもつながります。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	契約管財課が管理する庁用車の貸出し時に他の移動手段の推奨を実施 			
令和2年度実績	<p>令和2年度 250,213 km (前年比: 58,147km 減)</p> <p>※走行距離減については、新型コロナウイルス感染症対策における緊急事態宣言により、イベント・行事等が中止となったこと、また、被災地支援等もなかったことによるものです。</p> <p>【契約管財課所有自転車貸出件数】</p> <p>平成30年度 515件、平成31年度 569件、令和2年度 315件 (前年比: 254件減)</p> <p>※自転車の貸出し台数減については、新型コロナウイルス感染症対策によるイベント・行事の中止や会議、訪問業務等が制限されたことによるものです。</p> <p>(参考: 令和元年度 庁用車の走行距離 308,360km, ノーカーデー指定日使用件数 372件)</p>			

取組 (80)	地球温暖化防止行動計画(市役所版)の推進	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)	
内 容	「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」に基づき、省エネ行動などを実施し、温室効果ガス排出の抑制、省資源・省エネルギーを進めます。			
4年後のイメージ	「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」に基づく省エネルギーや省資源の取組の推進により、市の事務及び事業におけるCO ₂ 排出量が着実に削減されます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	平成24年度を基準として平成30年度までにCO ₂ 排出量を15%以上削減	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度を基準として平成30年度までにCO₂排出量を15%以上削減 「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」の改定 	新「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」による目標値の達成	新「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」による目標値の達成
令和2年度実績	<p>地球温暖化防止のため、庁内のイントラネット掲示板での周知や、市庁舎等でのポスター掲示等を行い、職員に対し省エネ・省資源の啓発を行いました。</p> <p>また、各施設管理者から上下半期ごとに電気・ガスなどの使用量の報告を求めてエネルギー使用量を把握し、令和元年度の温室効果ガス総排出量として、その結果を市報・HPで公表しました。</p> <p>【内容】令和元年度の温室効果ガス総排出量は、約6,819t-CO₂であり、基準年度(平成25年度)排出量と比較して約1.8%(128t-CO₂)の削減となりました。</p> <p>主な要因として、基準年度である平成25年度に比べ、都市ガスを除いたエネルギー使用量が減少しており、その理由として、昼休み等における不要な照明の消灯や、エコドライブの実践による車両走行距離の削減といった地球温暖化防止行動を継続して行っていることが挙げられます。</p>			

取組 (81)	グリーン購入※の推進	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)	
内容	再生材などを使用した環境負荷の少ない製品の購入を推進します。毎年度「国分寺市グリーン購入ガイドライン」の見直しを行うとともに、前年度の調達実績等について調査します。			
4年後のイメージ	庁内におけるグリーン購入の推進によって、環境負荷の少ない物品等の購入が進み、資源の有効利用と省資源化が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	<ul style="list-style-type: none"> ・グリーン購入推進に向けた啓発 ・グリーン購入ガイドライン見直し ・調達実績調査 全分野 調達率 100% 			
令和2年度実績	<p>庁内ポスター及びイントラネットを活用し、職員に対し、グリーン購入について啓発を行いました。</p> <p>令和元年度の購入実績報告（13分野 90品目）に基づき、調達率を算定した結果、11分野で90～100%を達成しました。この結果をHPで公表しました。内容としては、令和元年度実績において前年度に対し調達率の向上した分野は事務用機器類 94.7%、OA機器 98.8%、照明 94.6%、衣料品等 97.5%、作業手袋 99.7%の調達率でした。なお、やむを得ない理由によるものを除いた調達率は全分野において100%でした。</p> <p>国分寺市グリーン購入ガイドライン検討委員会で対象品目などについて検討し、令和3年度版ガイドライン（14分野 91品目）を作成し、職員へグリーン購入の推進を周知しました。</p> <p>（参考：平成30年度購入実績 11分野でグリーン購入 90～100%達成）</p>			

*グリーン購入

購入の必要性を十分に考慮し、品質や価格、デザインだけでなく環境のことを考え、環境負荷ができるだけ少ない製品やサービスを、環境負荷の低減に努める事業者から積極的に購入することをいいます。コピー用紙は古紙配合率が高いもの、文具・事務用品類は再生材を利用しているものなどが挙げられます。平成13（2001）年4月にグリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律）が制定され、国や地方自治体などで率先してグリーン購入を推進しています。

【背景・目的】

市は、国分寺崖線や樹林地，農地，お鷹の道・真姿の池湧水群，史跡武蔵国分寺跡^{*}，用水路などの地域資源，それに関わる歴史的景観や文化財を有しており，これらを後世に残していくことが大切です。地域の自然やそれに関わる地域の暮らしや文化を学ぶことは，郷土愛を育むとともに，自然と共存して暮らす知恵と工夫を生み出すきっかけとなることから，市の歴史・文化をテーマとした環境教育・環境学習を推進します。

施策の方向	1-2 緑の保全
通番	(4) 公園・緑地の整備
目的	国指定史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備や，都市計画公園・都市計画緑地の整備を進めます。 また，一定規模以上の開発事業については，「国分寺市まちづくり条例」に基づき，子どもの遊び場，地域住民の憩いの場として身近な公園の設置を促進します。

取組 (9)	歴史公園の整備			担当課	ふるさと文化財課
内容	「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡 [*] 保存管理計画」等に基づき，史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備を進めます。				
4年後のイメージ	僧寺中枢地区が市立歴史公園として供用開始され，史跡の整備・活用が適切に行われています。				
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2	
	金堂基壇復元工事 (1年次目)	金堂基壇復元工事 (2年次目)	僧寺中枢地区を歴史公園として供用開始	中枢部周辺地区整備工事	
令和2年度実績	僧寺中枢部周辺地区のうち中門東側一角の整備を行い，公園管理車両出入口部を設置し，既設の看板類を撤去し建て替えました。また，遺構解説板4基と今後の整備予定地に案内板2基を新設しました。 次年度の取組：令和4年度以降は南門地区の規模の大きい整備工事を予定しています。そのため，次年度は準備行為として工事対象地区の赤道の廃止や実施設計の修正等の業務を行います。				

*史跡武蔵国分寺跡

741年聖武天皇の命により全国に国分寺（僧寺）と尼寺が建立され，武蔵国では国府（府中市）に近く，東へ通じる東山道武蔵路沿いの広大な平地と東西に連なる国分寺崖線の麓，豊かな湧水をもつ現在の西元町一帯に国分寺と尼寺が建てられました。歴史的に重要なことから大正11年に国史跡に指定され，現在史跡整備を少しずつ進めています。

*東山道武蔵路跡

泉町二丁目の西国分寺住宅の東側にある東山道武蔵路跡は古代の道路遺構。東山道武蔵路は上野国（現在の群馬県）から南下して武蔵国府に至る往環路（東山道の支路）です。発掘調査の結果，幅12mの道路跡が台地上から谷部にかけて490mの長さで確認されたため，地下遺構を保存して現在の道路が築造されました。現在，その道路跡の約300メートルを歩道形式で保存しています。また谷部へ下る切り通しの部分の遺構平面レプリカを野外展示しています。

取組 (10)	開発事業に伴う提供公園整備の促進		担当課	緑と建築課
内 容	一定規模 (3,000 m ²) 以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき身近な公園 (開発区域の6%以上の面積, 国分寺崖線区域の場合は8%以上の面積を確保) の設置の整備を促進します。			
4年後のイメージ	市立公園の設置を行うことで子どもの遊び場や市民の憩いの場, 緑地の拡充が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	公園設置にあたっては, 安心安全で快適な公園空間となるよう事業者との協議を実施			
令和2年度実績	開発事業に伴う3件の提供公園について開発事業者と憩いの場となるよう協議をした結果, 2件 (西元町三丁目地内, 新町三丁目地内) は令和4年度に, 1件 (西町四丁目地内) は令和3年度に開園予定となりました。 次年度の取組: 公園設置にあたっては, 安心安全で快適な公園空間となるよう事業者との協議を実施します。			

取組 (11)	都市計画公園・緑地の新規指定		担当課	緑と建築課
内 容	新たな都市公園の整備については, 必要に応じて都市計画公園・緑地に指定し, 整備を進めます。			
4年後のイメージ	計画的な緑地等の保全が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	・恋ヶ窪緑地の都市計画決定 (平成30・31年度で整備予定) ・恋ヶ窪用水路周辺緑地の整備完了	・恋ヶ窪用水路周辺緑地の開園 ・(仮称) さつき公園の都市計画決定	・恋ヶ窪緑地の用地買収及び整備 ・(仮称) 内藤さつき公園の都市計画決定	姿見の池緑地拡大の都市計画決定
令和2年度実績	都市計画緑地の姿見の池緑地区域拡大について, 令和3年2月26日に都市計画変更の決定をしました。 次年度の取組: 姿見の池緑地の区域拡大エリアについて事業認可を申請し決定を受けます。市民の意見を聴く場を設け, 整備内容を定めます。			

施策の方向	3-3 地域性豊かな景観の形成
通番	(36) 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用
目的	国指定史跡武蔵国分寺跡などの公有化による歴史公園の整備, 新たな文化財調査などにより, 市内の歴史遺産及び文化財の保存・整備を進めます。 また, 文化財愛護ボランティアの養成や文化財めぐりなどのイベントの開催, 観光マップなどの広報活動の充実などにより, 文化財とのふれあいを推進するとともに, 活用を進めます。

※通番(36)に関連する以下の取組の実績等は以下のページに記載していますのでご参照ください。

(9)歴史公園の整備 P.50


取組 (74)	(仮称)郷土博物館	担当課	ふるさと文化財課
内 容	史跡武蔵国分寺跡の整備にともない、(仮称)郷土博物館構想の具体化を図ります。		
4年後のイメージ	新庁舎の建設計画に保存・公開施設が位置づけされています。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	保存・公開施設の検討	→ 継続	
令和2年度実績	<p>狭隘となっている瓦等の収蔵庫の確保について、友好都市である鳩山町と契約し町内の施設を借用して3,000箱を移設し保管しました。</p> <p>「(仮称)郷土博物館」については、設置場所や費用、新庁舎建設など課題が多く検討に至っていません。</p> <p>次年度の取組:「(仮称)郷土博物館」の建設については、検討に至っていません。</p> <p>友好都市である埼玉県鳩山町と協議し、令和4年度以降も継続して町施設に遺物を収蔵します。</p>		


取組 (75)	市内総合文化財調査*	担当課	ふるさと文化財課
内 容	「市内総合文化財調査計画」に基づき、市内に所在するさまざまな文化財の所在調査を行い、目録に登載することによって、文化財の保護を図ります。		
4年後のイメージ	文化財の所在調査を行い、目録に登載することによって、文化財の保護に寄与します。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	市内総合文化財調査として、名勝・天然記念物等分野における本調査(1年次目)	市内総合文化財調査として、名勝・天然記念物等分野における本調査(2年次目)	市内総合文化財調査として、名勝・天然記念物等分野における整理・報告作成
令和2年度実績	<p>令和2年度は歴史的建造物に関する調査を市の西側約1,000件について業者に委託して実施しました。目録登載に向けた各分野(建造物・石造物・天然記念物等)のリストの作成を行いました。</p> <p>次年度の取組:次年度以降も引き続き調査と整理を進めてまいります。</p>		

***市内総合文化財調査**

市教育委員会では遺跡発掘調査による考古資料、市史編さん事業による古文書、市内民俗調査による民具、社寺調査による建造物などの把握を行ってきました。一方で路傍の石造物など把握していないものも多く、それらの文化財が知らず知らずのうちに失われていく前に、あらゆる分野の文化財の所在・現状を把握するため、市内総合文化財調査を実施します。

取組 (76)	文化財とのふれあい推進	担当課	ふるさと文化財課
内 容	市内文化財めぐり、市外文化財めぐりなど、文化財を理解促進するイベントを実施します。		
4年後のイメージ	国分寺の歴史や文化財に対する理解が深まり、地域への愛着や誇りを醸成し、地域が活性化されます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	市内文化財めぐり、市外文化財めぐり等の実施	→ 継続	
令和2年度実績	<p>令和2年度は11月1日に「レプリカを作ろう」を実施し、教育7DAYSの一環として、小中学生を対象とした文化財に触れるワークショップを開催しました。資料館所蔵の鎧瓦等を模った型から、色付けしたレプリカ作成体験を実施しました。11月3日～7日には「子ども歴史クイズラリー」を開催し、おたかの道湧水園に訪れる子どもに園内で楽しんでもらうため、子ども向けのクイズを実施しました。12月4日～13日には都立武蔵国分寺公園連携事業「ディスカバリーワードラリー」を開催し、参加者が都立武蔵国分寺公園や周辺史跡のポイントを巡り、各ポイントに配置してある展示から一文字ずつ集め単語を完成させるディスカバリーワードラリーを実施しました。</p> <p>次年度の取組:新型コロナウイルスの影響により市外文化財めぐり等イベントはおおむね中止となりました。今後は、感染防止対策を十分にとりつつ様々なイベントを工夫して開催してまいります。</p>		

取組 (77)	広報の充実	担当課	市政戦略室
内 容	歴史・観光マップを配布するほか、案内板などを整備します。		
4年後のイメージ	観光協会の各種活動・実施事業を通じて、市内外への国分寺市のPRが図られ、国分寺市の自然や歴史・文化に対する関心が高まります。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	・観光案内看板の整備 ・観光PRイベントの実施		
令和2年度実績	<p>市観光協会とふるさと文化財課の共催により、10月10日の国指定重要文化財「木造薬師如来坐像」の開帳日に合わせ、「市内文化財めぐり」の募集を行い、定員20人の申込みがありましたが、荒天により中止しました。</p> <p>市観光協会が維持管理する観光看板は、東元町三丁目の道標3基のうち、1基を撤去、2基を修繕（表面塗装・内容更新）しました。</p> <p>市内のイベントは、感染症対策を講じた「ぶんさんウォーク 2020～ぶんぶんウォーク特別編～」に出店し、東京経済大学のボランティアぶんじコンシェルジュが「こくぶんじFANバッジ」（缶バッジ）の販売や20人が参加したオリジナル缶バッジづくりのワークショップを行いました。このほかの国分寺まつりをはじめとする市内外の各種イベントについては新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となり、出店（展）できませんでした。</p> <p>協賛事業（協力・後援）としては、市内の様々な団体が実施するイベント等に名義後援や理事派遣を行いました。また、市立第二小学校において国分寺市の魅力を伝えるアプリをプログラミングする学習活動に協力しました。</p> <p>3月には前年に引き続き史跡武蔵国分寺跡の桜のライトアップの実施を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となりました。</p> <p>府中市共同事業については、公開中の観光アプリ「ぶらり・国府」の維持更新を実施しました。本アプリの機能を活かした観光スポット等を巡るモバイルポイントラリーを1月～2月に実施し、参加した122人にオリジナルグッズを引き替えました。また、昨年度に制作した、LINEスタンプ「武蔵国スタンプ国分寺・府中」の販売一周年を記念して協議会のイメージキャラクターに設定し、名前を公募したところ約300人の応募があり、厳正な審査の上、名前を決定しました。また、テーマ別の観光冊子として魅力再発見ミニブックも3種発行しました。マイクロツーリズムとして、市民や近隣市の方に地元の魅力を再発見してもらうため、有名な観光スポットも、あまり知られていないエピソードを紹介することで、興味を深めていただけるようにしています。地図は、書き込みが可能で、オリジナルのマップが作れる仕様です。</p> <p>次年度の取組: コロナ禍において、生活スタイルが見直されていることを好機ととらえ、感染症対策を講じながら、地域の魅力に気づいてもらえるコンテンツを制作・推進する必要があります。また、アフターコロナを見据えた観光まちづくりのありかたを検討し、情報を届けたいターゲットに訴求する戦略を講じながら、市の魅力企画・発信の取組を推進する必要があります。</p>		

取組 (78)	文化財普及事業の推進(広報)	担当課	ふるさと文化財課
内 容	各種パンフレット等の多言語化やICTを活用した情報発信を積極的に行い、市内内外からの来訪者に対する文化財の理解促進に努めます。		
4年後のイメージ	国分寺の歴史や文化財に対する理解が深まり、地域への愛着や誇りを醸成し、地域が活性化されます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	NHK『ブラタモリ』のCG画像やICTの活用		
令和2年度実績	<p>NHK『ブラタモリ』のCG画像は、資料館内や国分寺市デジタル博物館で放映しています。今年度は、コロナ禍により市内小学校の校外学習の中止となったため、事前学習における映像の活用が図れませんでした。</p> <p>市重要史跡「恋ヶ窪村分水」のマップを作成し分水の跡をたどれるような内容としました。また、国分寺・府中観光振興連絡協議会において、テーマ別（探検・開運等）の観光冊子を作成し市内の文化財等の紹介を行いました。</p> <p>次年度の取組：デジタル博物館におけるブラタモリの映像の周知や来館者への情報発信を目的としたデジタルサイネージの積極的な活用を図ります。</p>		

重点プロジェクト⑦

資源循環型のまちづくりの推進

【環境分野：地球環境】

【背景・目的】

地球温暖化の原因となる二酸化炭素 (CO₂) をはじめとした温室効果ガスの排出抑制、最終処分場の延命化のためには家庭ごみ（もやせるごみ、もやせないごみ）の減量が必要です。

ごみ・資源物量全体及び1人1日あたりのごみ排出量は、減少していますが、未だにもやせるごみに資源物が混入されていることから、ごみの分別について、指導、啓発をさらに続けていく必要があります。また、ごみの有料化や個別収集システムの導入を契機にして、着実なごみ減量に向けた数値目標を設定し、実現を図る必要があります。


さらに、市民生活、事業活動などの各段階において、ごみの発生そのものが少ない社会を目指し、ごみが資源・エネルギーとして再利用できる資源循環型のまちづくりへの転換を市民・事業者等・市が一体となって推進していきます。


また、地球温暖化の原因となる二酸化炭素 (CO₂) をはじめとした温室効果ガスの排出抑制のための対策として、資源循環型のまちづくりを推進します。


施策の方向	4-4 ごみの発生抑制、減量化・資源化の推進
通番	(42) ごみの減量化・資源化の推進
目的	家庭用生ごみ処理機器購入助成の普及促進、給食残さ・せん定枝・家庭の厨芥類のたい肥化、リサイクル家具の販売、陶磁器、小型家電、金物類やごみ焼却灰の再資源化、清掃指導員による分別指導などのほかに、多摩地域各市の先行事例の分析・研究を行い、ごみの減量化・再資源化を推進することによって、資源の循環、ごみ焼却に伴い発生する二酸化炭素排出量の削減を進めます。

取組 (89)	生ごみ処理機器の普及促進	担当課	ごみ減量推進課
内容	生ごみ処理機器（ごみけしくん、市販型）の購入費の一部を助成するとともに、啓発活動により普及を図ります。		
4年後のイメージ	平成30年度までに家庭のもやせるごみ-11tを目標とします。市民活動団体との協働事業による説明会の開催や、各種イベント（環境まつりなど）における啓発活動により生ごみ処理機器の普及・促進が継続され、もやせるごみの減量につながっています。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体との協働事業による説明会の開催や、各種イベント（環境まつりなど）における啓発活動など 生ごみ処理機器目標 推奨型 50基 市販型 100基 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体との協働事業による説明会の開催や、各種イベント（環境まつりなど）における啓発活動など 検証及び見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 市民活動団体との協働事業による説明会の開催や、各種イベント（環境まつりなど）における啓発活動など
令和2年度実績	<p>毎年、ごみの減量のため、廃棄物減量等推進委員と協働で、国分寺まつりや各公民館・地域センター等のイベントへ参加し啓発を行っていましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い中止となりました。減量化・資源化の市の取組は、市報掲載・HP等で啓発を行いました（推奨型：3基、市販型：136基）</p> <p>次年度の取組：今までの啓発活動等は継続するとともに、市報・HP等でも更なる啓発活動を行っていきます。</p>		




取組 (90)	給食残さ・家庭の厨芥類及びせん定枝のたい肥化			担当課	ごみ減量推進課
内 容	小学校や保育園の給食残さ，集合住宅及び戸建住宅（自治会単位など）の生ごみ及び家庭のせん定枝をたい肥化し，小学校，保育園の園芸や家庭菜園などでの利用を促進します。				
4年後のイメージ	集合住宅，自治会の生ごみのたい肥化をして，1世帯（平均2.1人）の年間の生ごみ排出量47.5kg（平成26年度）を有効活用することにより，もやせるごみの減量が推進されています。				
年度別指標	H29	H30	R1(H31)	R2	
	市報やHPなどの啓発によって ①小学校や保育園の給食残95tのたい肥化 ②家庭の生ごみたい肥化36tの減量 ③せん定枝たい肥化29tの減量	市報やHPなどの啓発によって ①小学校や保育園の給食残さをたい肥化 ②家庭の生ごみたい肥化し減量 ③せん定枝は燃料に資源化し減量	市報やHPなどの啓発によって ①小学校や保育園の給食残さをたい肥化 ②家庭の生ごみたい肥化し減量 ③せん定枝は燃料に資源化し減量		
令和2年度実績	小学校10校，保育園1園の給食残さ収集量61t 家庭の生ごみたい肥化累計1,151世帯，61t せん定枝搬入量193t 給食残さとせん定枝でチップ化できたものをまぜてたい肥化したものは，家庭菜園・市民農園等の利用のために配布し，もやせるごみの減量を推進しました。 たい肥配布量17t 市立第二小学校，市立第四小学校，本多公民館で生ごみ拠点収集を実施				

取組 (91)	ごみの減量化・資源化の推進			担当課	ごみ減量推進課
内 容	「一般廃棄物処理基本計画やごみ減量化資源化行動実施計画（アクションプラン）」に基づき，ごみの減量化・資源化を推進します。				
4年後のイメージ	平成30年度までに，ごみ量（もやせるごみ・もやせないごみ・粗大ごみ・有害ごみ）1,927t（1人1日24g）の減量，分別による資源物9,493t（1人1日8.2g）の減量ができています。				
年度別指標	H29	H30	R1(H31)	R2	
	水切り・天日干し運動や生ごみ・せん定枝の資源回収などの具体的な施策を展開 1人1日あたりごみ排出量355.9g資源化率40.4%	水切り・天日干し運動や生ごみ・せん定枝の資源回収などの具体的な施策を展開 検証及び見直し	水切り・天日干し運動や生ごみ・せん定枝の資源回収などの具体的な施策を展開		
令和2年度実績	新型コロナウイルス感染症拡大に伴い，国分寺まつり，公民館や地域センターのイベントは中止となりました。市報・HP等でごみの減量の仕方などの啓発広報を継続的に実施しました。 令和2年度 1人1日あたりごみ排出量382.5g，資源化率38.1% （参考：令和元年度 1人1日あたりごみ排出量368.2g，資源化率37.2%）				


取組 (92)	分別の周知・指導	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課	
内 容	市報やごみリサイクルカレンダーなどを通じて分別のルールを周知し、清掃指導員によるごみ分別指導や廃棄物減量等推進委員による啓発活動を行います。			
4年後のイメージ	平成 30 年度時点で、もやせるごみに混入している紙・衣類 419 トン、資源プラスチック類 251 トンの減量、もやせないごみに混入している資源プラスチック類 10 トンの減量ができています。 継続した啓発、指導により、さらなる減量が図られています。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	不分別者及び市民要望による随時分別指導の実施	・不分別者及び市民要望による随時分別指導の実施 ・検証及び見直し	不分別者及び市民要望による随時分別指導の実施	
令和2年度実績	<p>【①環境対策課(旧ごみ対策課)】 年間をとおして、収集会社担当者と市職員で不分別のごみの排出者に指導を行いました。不分別ごみ 8,493 件について注意喚起のシールの貼付けを行いました。このシール貼付けにより不分別のごみはおおむね解消されています。なお、不分別ごみの排出者 34 人(家屋又は集合住宅単位)には、面談、文書通知及び電話連絡により、指導を行いました。</p> <p>【②ごみ減量推進課】 環境対策課事業 (ごみ減量推進課では、ごみの分別説明会を市民からの依頼により開催していますが、今年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。)</p>			

施策の方向	4-4 ごみの発生抑制, 減量化・資源化の推進
通番	(43) ごみ減量や分別などの普及啓発
目的	ごみ・リサイクルカレンダーの作成・配布, 協働による分別体験説明会・イベントの開催, 資源物の集団回収の推奨, リーフレットの作成や市報などを通じて, ごみ減量や分別に関する普及啓発を進めます。

取組 (93)	ごみリサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルール啓発	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課	
内容	分別ルールなどを記載したごみリサイクルカレンダーを全戸配布し, 啓発を行います。			
4年後のイメージ	ごみ・リサイクルカレンダーの記載内容などの検証及び見直しを行い, より分かりやすく, ごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発がされています。			
年度別指標	H29	H30	R1(H31)	R2
	・ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発, 30年度版カレンダーの作成及び各戸配布 ・カレンダーの検証及び見直し(検討委員会8回)	・ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発, 31(令和元)年度版カレンダーの作成及び各戸配布 ・カレンダーの検証及び見直し(検討委員会8回)	・ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発, 32(令和2)年度版カレンダーの作成及び各戸配布 ・カレンダーの検証及び見直し(検討委員会8回)	・ごみ・リサイクルカレンダーによる分別ルールの啓発, 33(令和3)年度版カレンダーの作成及び各戸配布 ・カレンダーの検証及び見直し(検討委員会8回)
令和2年度実績	【①環境対策課(旧ごみ対策課)】 環境対策課, ごみ減量推進課で構成する検討委員会において, 収集日やごみ・資源物の分別, 収集方法等について協議し, 確認を行いました。また, 廃棄物減量等推進委員からの意見も踏まえ, 「ごみ・リサイクルカレンダー」を作成し全戸に配布しました。 【②ごみ減量推進課】 環境対策課事業 (ごみ減量推進課では, 廃棄物減量等推進委員会よりの意見も踏まえ, カレンダーの見直しに参加しました。)			

取組 (94)	説明会やイベントなどでの啓発活動	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課	
内容	分別体験説明会をはじめ, 国分寺まつり, 環境まつりなどの各種イベントにおいて, 協働によるごみの減量・資源化, 分別について啓発活動を推進します。			
4年後のイメージ	出前講座や説明会等の開催, リサイクル情報紙の発行, アプリ・HPの充実を図ります。また, 施設見学会, 3R講座*の開催, 集団回収等の連絡会, ビデオや広報誌の活用による啓発活動が推進されています。			
年度別指標	H29	H30	R1(H31)	R2
	・分別説明会の実施 28回 ・国分寺まつりなどのイベントでの啓発 20回	・分別説明会の実施 ・国分寺まつりなどのイベントでの啓発 ・検証及び見直し	・分別説明会の実施 ・国分寺まつりなどのイベントでの啓発	
令和2年度実績	【①環境対策課(旧ごみ対策課)】 ごみ減量推進課事業 【②ごみ減量推進課】 ごみの減量のため, 廃棄物減量等推進委員会と協働で, 国分寺まつりや各公民館・地域センター等のイベントへ参加する予定でしたが, 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い, 中止となりました。減量化・資源化の市の取組については, 市報・HP等で啓発を行いました。			

※3R講座 P.62※参照

取組 (95)	広報活動の充実	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課	
内 容	市報特集号やHP, アプリなどを通じて, ごみ減量・資源化の啓発を行います。			
4年後のイメージ	啓発による分別ルールのお知らせによって, 減量及び資源化が図られています。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	市報やHP, アプリなどを通じたごみ・資源物の分別に関する啓発 年1回以上広報	・市報やHP, アプリなどを通じたごみ・資源物の分別に関する啓発 年1回以上広報 ・検証及び見直し	市報やHP, アプリなどを通じたごみ・資源物の分別に関する啓発 年1回以上広報	
令和2年度実績	<p>【①環境対策課 (旧ごみ対策課)】</p> <p>10月15日号市報の折込で「ごみ減量リサイクルだより」を発行しました。内容は、「ごみ・資源物の処理状況」、「有害ごみ(危険品)の分別の徹底」、日野市・国分寺市・小金井市、浅川清流環境組合による合同事業「水銀回収キャンペーン」や廃棄物減量等推進委員会において編集を行っている「ごみダイエットかわらばん(第25号)」について掲載しました。</p> <p>HPやごみ分別アプリにごみ・資源物の収集日や分別方法等を掲載し周知を図りました。</p> <p>ごみ分別アプリのダウンロード数は累計38,370件でした。</p> <p>【②ごみ減量推進課】</p> <p>ごみ・資源物の分別に関する啓発等のため、ごみの特集記事を市報(6月15日号、10月15日号)に掲載しました。</p> <p>また、ごみの収集日やごみの分別方法等を確認できるごみ分別アプリのお知らせ機能を利用し、拠点収集・分別相談開催情報等の発信を行いました。</p> <p>廃棄物減量等推進委員会により「ごみダイエットかわらばん」を作成し、特集号に掲載し、より多くの市民に減量化、資源化意識の向上を図りました。</p>			


施策の方向	5-1 環境教育・環境学習の推進	
通番	(44) 多様な主体による環境教育・環境学習の推進	
目的	<p>小中学校、公民館、地域センターなどを環境教育・環境学習の拠点施設として、市民、事業者等、学校や市などの多様な主体による講座や学習会を開催するなど、環境教育・環境学習を推進します。</p> <p>また、市職員においては、環境教育・環境学習に関する講座や研修会などに積極的に参加し、環境意識の向上を図ります。</p>	

取組 (96)	公民館における「環境教育・環境学習」の推進	担当課	公民館課
内容	各公民館の地域特性などを活かして、体験学習や講座など環境教育・環境学習を推進します。		
4年後のイメージ	公民館で環境学習講座・講演会を継続的に実施し、多くの市民が環境について学んでいます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	環境学習講座などの実施 (2館以上実施)		
令和2年度実績	<p>【本多公民館】 「中庭を考える講座(2回)」でレイズドベッドや寄せ鉢などを作成し、11月には中庭のオープニングセレモニーを開催し、市民の憩いの場にしました。</p> <p>【恋ヶ窪公民館】 3月に「恋ヶ窪の自然を探る」(1回)を開催し、地域の自然を学ぶ機会を設け、地域の自然環境保護・保全意識の醸成に努めました。</p> <p>【光公民館】 10月に野外講座「武蔵国と朝鮮の交流史」を実施し、国分寺を含む旧武蔵国全体の歴史・自然を学びました。本講座を含め新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、自然環境に関するフィールドワークなどが中止になりました。</p> <p>【もとまち公民館】 11月に実施した「市民がつくる講座<みんなで歩こうもとまちクレスト>」は、子どもたちとともに自然環境も含めた地域の魅力の発見につなげることができました。</p> <p>【並木公民館】 農業体験講座一年を通して、借りている農場で野菜の育成を行いました。子ども農業体験講座全10回。野菜などの話を聞いた後、実際に畑で農業の体験を行いました。</p> <p>次年度の取組:各公民館で、地域特性を活かし、体験学習や自然や環境についての講座・講演会・イベントなどを行い、今後も環境教育・環境学習を継続して実施していきます。</p>		

取組 (97)	環境に関する啓発活動	担当課	図書館課
内容	世界環境デー※(6月)に合わせ、市内全図書館で、環境問題に関する資料の展示コーナーを設置します。		
4年後のイメージ	環境に関する展示コーナーを設置することによって、市民の環境意識の向上が図れます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	環境に関する図書・資料の展示コーナーを設置		
令和2年度実績	<p>6月の環境月間、世界環境デーは新型コロナウイルス感染拡大防止により図書館が休館中のため、11月に5館の展示コーナーで環境に関する図書の展示・貸出を行いました。また、学校の夏季休業期間中に、夏休みの自由研究として「環境」をテーマにした展示を児童コーナーで行いました。</p> <p>次年度の取組:6月の環境月間、世界環境デーに合わせて、5館の展示コーナーで環境に関する図書の展示・貸出を行うとともに、学校の夏季休業期間中に、夏休みの自由研究として「SDGs」をテーマにした展示を児童コーナーで行います。</p>		

※世界環境デー


6月5日を環境保全に対する関心を高め啓発活動を図る日として制定された、国連による国際的な記念日のことです。由来は、1972年6月5日からスウェーデンのストックホルムで開催された「国連人間環境会議」を記念しています。日本とセネガルの共同提案により国連総会で世界環境デーとして制定されました。

取組 (98)	環境学習の実施・支援		担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内 容	小中学校、自治会・町内会、市民団体等からの要請により、講師や職員を派遣し、環境学習を行います。			
4年後のイメージ	環境学習・環境教育の推進に協力することで、環境に対する市民の関心を高めることができます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	・要請に応じた講師の選定・派遣 ・資料の提供			
令和2年度実績	<p>令和2年度については新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、例年実施している「姿見の池アメリカザリガニ捕獲大作戦」については中止とし、「身近な生きものがし」や環境アドバイザー*派遣に関する広報についても取りやめました。そのほか、環境情報ライブラリー（市役所第二庁舎内）に令和2年版環境白書を配架するとともに令和元年度環境報告書を公表し、環境学習に関する情報提供を行いました。</p> <p>次年度の取組: 今後は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点や新しい生活様式に即したイベント開催や広報の手法等について検討していきます。</p>			

***環境アドバイザー**

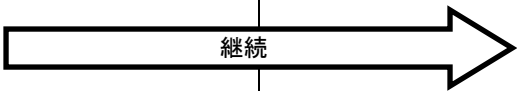
市に登録している環境に関する識見者のことで、市内の団体が行う環境学習会や観察会などに対し、市から講師役として環境アドバイザーを派遣します。


取組 (99)	環境学習・啓発活動体制の推進	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課	
内 容	市内小学校の清掃センター見学，出前講座，分別説明会，環境まつりなどにおいて，子どもから大人までごみについて理解できるような取組を図ります。			
4年後のイメージ	ごみ問題への関心を深め，環境に対しての意識の高揚が図れ，ごみの減量化・資源につながる活動が推進しています。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	職員が講師として啓発を実施 清掃センター見学10回，イベント（環境まつりなど）20回，市民要望（出前講座・説明会など）15回	・職員が講師として啓発を実施 清掃センター見学10回，イベント（環境まつりなど）20回，市民要望（出前講座・説明会など）15回 ・検証及び見直し	職員が講師として啓発を実施 清掃センター見学10回，イベント（環境まつりなど）20回，市民要望（出前講座・説明会など）15回	職員が講師として啓発を実施 イベント（環境まつりなど）20回，市民要望（出前講座・説明会など）15回
令和2年度実績	<p>【①環境対策課（旧ごみ対策課）】 日野市・国分寺市・小金井市の3市でのもやせるごみの共同処理開始（令和2年4月1日）に伴い，焼却炉が休炉のため工場見学は廃止となります。 また，親子等を対象とした浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設への見学会（3回）を予定しておりましたが，新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。なお，出前講座，分別説明会，環境まつり，ごみ分別よろず相談所に関する業務はごみ減量推進課が担当課となります。 次年度の取組：令和2年度以降につきましては，工場見学は実施いたしません。また，親子等を対象とした，浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設への見学会2回を予定しております。</p> <p>【②ごみ減量推進課】 市民からの依頼による出前講座やごみ分別説明会，各公民館・地域センター等のイベントなど，新型コロナウイルス感染症拡大に伴い，中止としました。減量化・資源化の市の取組については，市報掲載，HP等で啓発を行いました。</p>			


取組 (100)	3R講座の開催*		担当課	ごみ減量推進課
内 容	市のごみの現状と処理について理解し、市民と行政が協働して地域のごみ問題を解決する3R講座を開催します。			
4年後のイメージ	3R講座修了者が廃棄物減量等推進委員となって、市と協働で地域のごみ問題の解決に向けて啓発活動に広く取り組んでいます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	3R講座の開催 (全6講座, 開催参加者目標30名)	・3R講座の開催 (全6講座, 開催参加者目標30名) ・検証及び見直し	3R講座の開催 (全6講座, 開催参加者目標30名)	
令和2年度実績	毎年、ごみの現状、焼却施設や最終処分場の見学、分別体験、講演会、イベント参加などのプログラムによる6回講座として開催し、地域のごみ問題を解決するボランティアリーダーの育成を行っていますが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、中止としました。 次年度の取組：受講者募集の形成方法を市報・HPだけでなく、ぶんバス中刷り広告等を活用して受講者を増やしていきます。			

※3R講座

3RとはReduce(リデュース:減量する・ごみの発生抑制), Reuse(リユース:再使用する), Recycle(リサイクル:再資源化)の英語のRの頭文字を3つとった略語のことです。この講座は、市民を対象に市のごみの現状、リサイクルの現状と処理について理解し、市民と行政の役割分担を明確にし、ごみ減量のボランティアリーダー(廃棄物減量等推進委員)を要請するために実施しています。

取組 (101)	清掃センターの見学受入		担当課	環境対策課(旧ごみ対策課)
内 容	社会科見学、夏休み親子見学会や環境まつりなどにおいて、ごみの発生から中間処理、最終処分までの過程を講義するとともに、焼却施設などを見学することで、ごみの排出抑制、減量化・資源化を考える機会を提供します。			
4年後のイメージ	ごみ・資源物の処理の流れや焼却施設を見学することによって、子どもから大人までの世代でごみの減量や資源化の意識が高まっています。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	夏休み親子見学会・環境まつりでの見学会の実施(6回以上)			焼却炉が休炉になるため清掃センターの見学会は廃止
令和2年度実績	日野市・国分寺市・小金井市の3市でのもやせるごみの共同処理開始(令和2年4月1日)に伴い、焼却炉は休炉のため清掃センターの工場見学会は廃止となります。また、親子等を対象とした浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設への見学会(3回)を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止としました。 次年度の取組：令和2年度以降につきましては、清掃センターの工場見学は実施いたしません。浅川清流環境組合可燃ごみ処理施設への見学会を、親子等を対象に、2回予定しています。			

取組 (102)	清掃センターの見学実施	担当課	学校指導課	
内 容	小学3～4年に実施する、「わたしたちの国分寺」という授業の中で、ごみの流れを取り上げ、清掃センターの見学を実施します。			
4年後のイメージ	ごみ分別、ごみの減量に対する正しい理解と行動がとれる児童を育て、ひいては、自然環境への関心を育みます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	小学校全 10 校で実施 (単年)			
令和2年度実績	<p>小学4年生の社会科授業において、社会科副読本「わたしたちの国分寺」にある「くらしとごみ」の単元で、ごみの分別や処理方法などについて学びました。</p> <p>令和2年度から浅川清流環境組合の施設見学を予定していましたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、施設の見学は中止としました。</p> <p>次年度の取組:小学4年生の社会科授業において、社会科副読本「わたしたちの国分寺」を活用しながら、ごみの分別や処理方法などについて引き続き学習し、自然環境への関心を育んでいきます。</p> <p>また、感染防止対策を徹底しながら、浅川清流環境組合への施設見学を実施します。</p>			

取組 (103)	全庁的な取組の実施	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)	
内 容	「環境基本計画実施計画」, 「地球温暖化防止行動計画 (市役所版)」, 「グリーン購入基本方針」を柱に、庁内イントラネット、ポスター掲示、職員研修などを通して環境配慮に関する情報を共有し、全庁的な取組を進めます。			
4年後のイメージ	ポスターの掲示や庁内イントラネットによる啓発を行うことで、職員の環境意識を向上することができます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	・ポスターや庁内イントラネットの活用による職員への啓発 ・新任研修での啓発			
令和2年度実績	<p>市報 (1日・15日号) の最下部の帯に、環境への配慮や取組を掲載するとともに、国などが定める、「環境月間」や「生物多様性の日」「地球温暖化防止月間」などに合わせた記事の掲載、庁内掲示板へ温暖化防止やグリーン購入等に関するポスターを掲示することで環境に関する情報にふれる機会を増やしました。</p> <p>また、新入職員研修 (約 25 人) において、市の環境施策等について説明し周知を図りました。</p>			

重点プロジェクト⑧

環境負荷の少ないライフスタイルの促進

【環境分野：地球環境，環境教育・環境学習】

【背景・目的】

地域全体でエネルギーや二酸化炭素（CO₂）を抑制するためには，節電・省エネルギーの推進にくわえ，住宅・建築物や都市，交通などをエネルギーやCO₂排出の少ないものへと変えていくまちづくりが求められています。

東日本大震災を契機に，節電や省エネルギーに対する市民の意識が高まっていることから，こうした機運をとらえ，地球温暖化防止に向けた二酸化炭素（CO₂）をはじめとした温室効果ガスの排出抑制と，エネルギー利用効率のよい環境負荷の少ないライフスタイルへの転換を促進します。日常的に温室効果ガスの発生やエネルギーの無駄な消費を抑えるとともに，家庭や事業所でも取り組める方策として，太陽光発電，太陽熱利用システム，コージェネレーション^{*}，蓄電装置などの積極的活用や，省エネルギー型の製品への転換などを進めることも重要になっています。

^{*}コージェネレーション

熱と電力を同時に供給する，熱電供給システムのことです。電力と排熱の両方を有効利用することで省エネルギーと二酸化炭素（CO₂）排出量の削減ができます。

施策の方向	4-2 省エネルギー・省資源の促進
通番	(39) 省エネルギー・省資源行動の促進
目的	家庭におけるエネルギー使用量，二酸化炭素排出量を月1回記録することで，省エネルギーの意識を高める手段としての「環境家計簿」を普及拡大するとともに，市報やホームページなどを通じて，家庭や事業所等における具体的な節電対策，省エネルギー機器に関する情報など，省エネルギー・省資源に関する情報提供を行います。

※通番(39)に関連する以下の取組の実績等は以下のページに記載していますのでご参照ください。

(38)環境保全に関するPR P.46

取組 (84)	環境家計簿の普及啓発	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	市民の省エネルギー・省資源などの意識を高める手段として，環境家計簿の普及啓発を推進します。		
4年後のイメージ	環境家計簿モニターを実施することで，環境家計簿をつけるきっかけを作ることができ，省エネルギー・省資源の取組が推進できます。		
年度別指標	H29	H30	R1(H31)
	環境家計簿モニター制度の実施		
令和2年度実績	<p>夏期（7月～9月）・冬期（12月～2月）の2回環境家計簿モニターを募集しました。</p> <p>夏期：34世帯　うち前年比二酸化炭素排出量削減世帯　11世帯 冬期：36世帯　うち前年比二酸化炭素排出量削減世帯　11世帯</p> <p>希望者には家電製品の使用電力が計測できるワットモニターを無料で貸し出しました。</p> <p>市報（年2回）・HP・環境ひろばニュース（環境ひろば広報紙）及びツイッターなどでモニター募集を呼びかけ，ポスター及びチラシを作成し，公共施設や国分寺駅南北自由通路内掲示板，ぶんバス車内（全ルート）へ掲示・配架するとともに，cocobunji プラザ電子掲示板及び市民課電子掲示板へ掲載しました。</p> <p>国分寺まつりや環境まつりが新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となったことから，環境ひろばにおいて，省エネ行動につながるよう，家庭における省エネのヒントが掲載されたリーフレット（やってみよう！冬の省エネ：東京都環境局）を配布（約100部）しました。</p> <p>次年度の取組：今後は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点や新しい生活様式に即したイベント開催や広報の手法等について検討していきます。</p>		

施策の方向	4-3 再生可能エネルギー※の導入・創エネルギー※の推進
通番	(40) 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進
目的	新たに公共施設を整備する際は太陽光などの再生可能エネルギーの導入を図ります。 家庭においては、太陽光発電機器や燃料電池コージェネレーション機器などの設置費用の一部を助成することで、再生可能エネルギーの導入・創エネルギーを推進し、エネルギーの有効利用、地球温暖化対策を進めます。

※再生可能エネルギー

石炭や石油などの化石燃料によらず、永続的に利用することができる太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどを利用するエネルギーの総称のことをいいます。

※創エネルギー

東日本大震災以降、震災時における自立電源として、太陽光や風力などの再生可能エネルギー、家庭用燃料電池コージェネレーション（熱電供給）機器などが注目されています。本計画では上記機器から発電されるエネルギーを創エネルギーと呼びます。

取組 (85)	公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	公共施設の新設・大規模改修に際して、再生可能エネルギー・創エネルギー機器の設置を推進します。		
4年後のイメージ	公共施設に再生可能エネルギー・創エネルギー機器を設置することでエネルギーの有効利用を進めることができます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	公共施設の新設・大規模改修の際に実施		
令和2年度実績	<p>再生可能エネルギー・創エネルギー機器導入はありませんでした。</p> <p>令和2年度は、施設の新設や改修時に省エネルギー機器の導入等について検討を行うための「環境配慮チェックシート」について4件の提出があり、4件全てについて機器の導入が採用となりました。引き続き、庁舎への環境配慮について周知を行うとともに効果的な手法等についても検討していきます。</p> <p>次年度の取組：全庁的に広報等を行い、環境配慮チェックシートの提出を促し、再生可能エネルギーや創エネルギー以外にも、環境への配慮を実施できるよう担当課との調整を実施します。</p>		

取組 (86)	住宅用太陽光発電機器等設置助成※			担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内 容	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減, 省資源・省エネルギーの推進のため, 家庭向けの創エネルギー機器設置費用の一部を助成します。				
4年後のイメージ	家庭における太陽光発電等の再生可能エネルギーや創エネルギー機器の導入によって, 温室効果ガス (CO ₂ 換算) 排出量の削減を行うことができます。				
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2	
	太陽光発電機器・燃料電池・ガス発電給湯器の設置助成実施				
令和2年度実績	<p>二酸化炭素の排出量削減, 自立した電源の確保を目的として, 住宅用太陽光発電機器等設置について助成をしました。</p> <p>申請件数 147 件, 交付決定件数 147 件(延べ 1143 件)</p> <p><内訳>太陽光発電機器 36 件(延べ 392 件), 燃料電池コージェネレーション機器 (エネファーム) 89 件(延べ 723 件), 太陽光・燃料電池の併用 22 件</p> <p>市報やHPなどで制度案内のチラシを掲示するなどPRを行い, 利用促進を図りました。(国分寺まつりと環境まつりについては, 新型コロナウイルス感染症拡大のため中止となりました。)</p> <p>次年度の取組: 近年, 大規模宅地開発や国及び東京都からの助成制度の充実などにより, 燃料電池 (エネファーム) を設置した新築戸建て住宅の販売が増加し, 申請件数は年々増加傾向にあります。今後も創エネルギー機器の設置は, 地球温暖化防止対策として有効な手段の一つであるため, 継続して実施します。</p> <p>(参考: 令和元年度 申請件数 164 件, 交付決定件数 164 件 太陽光発電機器 30 件, 燃料電池コージェネレーション機器 (エネファーム) 128 件 太陽光・燃料電池の併用 6 件)</p>				

※国分寺市住宅用太陽光発電機器等設置助成

二酸化炭素の排出削減, 自立電源の確保を目的として, 自家消費用として新たに太陽光発電機器, 燃料電池コージェネレーション機器を設置する住宅の所有者に助成金の交付を行います。

施策の方向	5-1 環境教育・環境学習の推進
通番	(44) 多様な主体による環境教育・環境学習の推進
目的	<p>小中学校, 公民館, 地域センターなどを環境教育・環境学習の拠点施設として, 市民, 事業者等, 学校や市などの多様な主体による講座や学習会を開催するなど, 環境教育・環境学習を推進します。</p> <p>また, 市職員においては, 環境教育・環境学習に関する講座や研修会などに積極的に参加し, 環境意識の向上を図ります。</p>

※通番(44)に関連する取組の実績等は以下のページに記載していますのでご参照ください。

(96)公民館における「環境教育・環境学習」の推進P.60・(97)環境に関する啓発活動P.60・(98)環境学習の実施・支援P.61・(99)環境学習・啓発活動体制の推進P.61・(100)3R講座の開催P.62・(101)清掃センターの見学受入P.62・(102)清掃センターの見学実施P.63・(103)全庁的な取組の実施P.63

施策の方向	5-1 環境教育・環境学習の推進
通番	(46) 環境学習に関する情報提供, 学習教材づくり
目的	<p>環境に関するイベントや講座の開催, 環境関連図書の設定, 環境施策の取組状況などを示した「環境報告書」の公開など, 環境学習に関する情報提供を進めます。</p> <p>また, 市民や学校などと連携しながら, 子どもだけでなく大人にも有効な学習教材やプログラムづくりを進めます。</p>

※通番(46)に関連する取組の実績等は以下のページに記載していますのでご参照ください。

(38)環境保全に関するPR P.46・(98)環境学習の実施・支援P.61

【背景・目的】

環境負荷の少ない持続可能な社会を次世代の子どもたちへ継承していくためには、一人ひとり、各事業所が環境に配慮した行動を実践し、広く展開していくことが重要です。

また、公民館や自治会、町内会などで地域のお祭りや懇談会、クリーン運動、地域の学校づくりなどの中に環境教育・学習を取り入れることで、自然なかたちで省エネルギーや省資源、ごみ減量などの意識が高まり、地域社会のつながりやふれあいを深めながら環境面の活動の推進も図ることができます。

このように、地域での環境面における参加と協働の機会を通じ、地域への関心・理解を深め、課題解決の実践・体験を基本とする環境教育・環境学習を展開していきます。

施策の方向	5-2 人づくり、仕組みづくり
通番	(48) 環境教育・環境学習の機会の促進
目的	環境に関する意見交換会を行う場である「環境ひろば」の活動、地域の課題を地域で考える「地域・団体交流会」の開催、地域住民の環境学習会へのアドバイザーの派遣など、市民、事業者等、市が協働して環境教育・環境学習を促進します。

※通番(48)に関連する以下の取組の実績等は以下のページに記載していますのでご参照ください。
(98)環境学習の実施・支援P.61

取組 (68)	地域づくり	担当課	協働コミュニティ課
内容	コミュニティの活性化・地域福祉の充実を図ります。		
4年後のイメージ	多くの市民による参加と協働が推進され、地域コミュニティが活性化します。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	地域・団体交流会等の実施自治会町内会連絡会の実施 (年3回)		
令和2年度実績	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、国分寺市社会福祉協議会と共催である自治会・町内会連絡会は、書面による代替開催 (年2回) となりました。</p> <p>また、団体間の交流を主目的とした「こらぼ de サロン」を年2回開催し、合計17団体、36人が参加したほか、団体向け講座を年1回開催し、合計5団体、23人の参加をいただいております。団体間の交流や市民活動の活性化を図ることができました。</p> <p>次年度の取組：</p> <ul style="list-style-type: none"> ・団体交流会等の実施 ・自治会町内会連絡会の実施 (年2回) 		

取組 (109)	環境ひろばの開催	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)	
内 容	環境ひろばを開催し、市民、事業者等、市の環境に関する意見交換を行い、環境学習を促進します。また環境シンポジウムを開催するなど、市民や事業者等への啓発活動を推進します。			
4年後のイメージ	環境ひろばを通じて、市民・事業者等・市の環境に関する意見交換が図られ、環境教育・環境学習の機会の促進が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1(H31)	R2
	・環境ひろばの開催 ・環境シンポジウムの開催	・環境ひろばの開催 ・環境シンポジウムの開催(参加者の満足度 86%)	・環境ひろばの開催 ・環境シンポジウムの開催	・環境ひろばの開催 ・環境シンポジウムの開催(参加者の満足度 88%)
令和2年度実績	令和2年度については新型コロナウイルス感染症拡大により、国等の動向や感染状況を鑑み、第16回環境シンポジウムをオンライン形式で開催しました。 開催日：令和3年1月30日(土) テーマ：「外来生物～忍び寄る脅威と対策～」 講師：五箇公一さん(国立環境研究所生物・生態系環境研究センター 生体リスク評価・対策研究室 室長) 講演内容：「外来生物が在来の自然環境や生物に及ぼしている影響や対策、外来生物と感染症の関係、新型コロナウイルス感染症に係るウイルスの脅威等」 (参加者満足度 81.8%，来場者数 37名，アンケート回収枚数 22枚)			


施策の方向	5-2 人づくり，仕組みづくり
通番	(49) 地域リーダーの育成，ネットワーク化の支援
目的	わんぱく学校*などを通じて、人とのかかわりを大切にした豊かな地域づくりを担う青少年地域リーダーの育成を進めるとともに、環境教育・環境学習に取り組んでいる環境団体の連携，ネットワークづくりを支援します。

***わんぱく学校**

体験学習や仲間との交流を通して、子どもたちの感受性・人間性を伸ばし、青少年リーダーとしての資質を育てることを目的に野外活動・ボランティア活動・体験学習を実施しています。

※通番(49)に関連する以下の取組の実績等は以下のページに記載していますのでご参照ください。

(98)環境学習の実施・支援P.61

取組 (110)	青少年地域リーダーの育成	担当課	社会教育課
内 容	豊かな地域づくり・活性化のため、お年寄りから子どもまでの橋渡し役を担う青少年を育成します。		
4年後のイメージ	青少年地域リーダー講習会*受講者を中心に、中学生、高校生が地域の事業の運営に係わっています。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	青少年地域リーダー講習会参加人数20人(単年), 5回実施		
令和2年度実績	<p>開催計画8回, 実施回数7回, 参加人数13人</p> <p>9月13日 ひかりプラザにて開講式の後, 青少年リーダー初心者講習を行いました。</p> <p>9月27日 ひかりプラザにてウォークラリーのポイント運営の企画及び練習を実施しました。</p> <p>10月11日 都立野川公園にて, 青少年地域リーダー講習会の前段の事業であるわんぱく学校事業で, ウォークラリーのブースを担当しました。</p> <p>10月25日 恋ヶ窪公民館, エックス山近辺で実施した青少年育成中央地区委員会主催行事でボランティア体験を実施しました。</p> <p>11月23日 武蔵国分寺公園での青少年育成5地区合同行事でボランティア体験を実施しました。</p> <p>12月6日 わんぱく学校「海まで歩こう」に各班のサブリーダーとして参加し, わんぱく学校生が約20kmを歩ききれるようサポートしました。</p> <p>3月29日 ひかりプラザでの閉講式で1年間の振り返り, 総括を行い, わんぱく学校の閉校式に出席しました。</p> <p>デイキャンプにおいて, 無駄のない食材の使い方や薪を使うことによる電力との違いを学ぶことで, 省エネルギーや省資源の必要性について学習することができました。</p> <p>(参考: 令和元年度 参加者・修了者19人, 実施回数8回)</p>		

***青少年地域リーダー講習会**

子どもからお年寄りまでの橋渡し役となり, 豊かな地域づくりに貢献できる青少年を育成するため, 中学生・高校生を対象に, 次世代の地域リーダー育成の講習会を実施しています。

取組 (111)	わんぱく学校	担当課	社会教育課	
内 容	わんぱく学校の活動の中で地域の美化・環境活動などに参加します。			
4年後のイメージ	わんぱく学校を通じて、児童や生徒が体験学習や人との交流を経験することで、国分寺市を理解する機会を与え、郷土愛が育っています。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	<ul style="list-style-type: none"> 参加者 40 人 (単年) 野外活動, ボランティア活動, クリーン運動など 11 回実施 			
令和2年度実績	<p>実施計画回数 11 回, 実施回数 5 回, 参加人数 27 人</p> <p>9 月 13 日 ひかりプラザにて開校式を行い, 仲間づくりレクリエーションを実施しました。</p> <p>10 月 11 日 都立野川公園でのデイキャンプで野外体験を実施し, ウォークラリーでチームワークを高めました。</p> <p>11 月 8 日 ひかりプラザで芋がらのリースを国分寺の木の実, 葉等で飾りクリスマスリースを作りました。</p> <p>12 月 6 日 国分寺市を源流としている野川を, 多摩川との合流地点までの約 20 km を班で協力して歩きました。</p> <p>3 月 29 日 ひかりプラザでの閉校式で一年間の振り返りと総括を行いました。</p> <p>デイキャンプにおいて, 無駄のない食材の使い方や薪を使うことによる電力との違いを学ぶことで, 省エネルギーや省資源の必要性について学習することができました。</p> <p>(参考: 令和元年度 開催計画回数 11 回, 実施回数 10 回, 参加者 41 人)</p>			

取組 (112)	まちづくりセンターの運営	担当課	まちづくり推進課	
内 容	まちづくり条例に基づく「まちづくりセンター」の事業を実施し, 都市計画・まちづくりに関する講座や相談会の実施のほか, 「まちづくり協議会設立」「まちづくり計画策定」の支援などを行うことで, 市民主体のまちづくりを推進します。			
4年後のイメージ	まちづくりセンター事業を実施することで, 市民主体及び市との協働まちづくりの促進が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	<p>まちづくりセンター事業の実施 (都市計画・まちづくりに関する講座・相談会, まちづくり協議会設立などの支援)</p>			
令和2年度実績	<p>新型コロナウイルス感染症の拡大状況を踏まえ, まちの課題の解決や市民主体のまちづくりの支援方策を検討する「まちづくり推進会議」については, 書面での情報提供 1 回, 会議開催 1 回を行いました。</p> <p>まちづくりの担い手育成のための連続講座「こくぶんじカレッジ (全 7 回, 受講者: 46 人)」を市民団体との協働事業により, オンラインも活用しながら実施しました。6 回目の発表会では, 受講者が考えたまちを魅力的にするプロジェクトの発表を YouTube 配信し, 令和 3 年 7 月時点で 750 人以上が視聴しています。</p> <p>市民主体のまちづくりの支援については, 国分寺高校東通り周辺地区交通安全まちづくり協議会, 本多地域まちづくり協議会の開催が見送られたことから, メール等を用いて助言等を行いました。</p>			

第4章 具体的施策（取組）

具体的施策（取組）の見方

【 環境分野 】 基本方針 「第二次環境基本計画」に定められた基本方針

1-1 「第二次環境基本計画」に定められた施策の方向

重点プロジェクト	施策（「主な施策」）の重点プロジェクトとの関係 （重点プロジェクトに施策が位置づけられている場合に重点プロジェクト名称を記載）
通番	「第二次環境基本計画 実施計画（中期）」における「主な施策」の番号・名称
目的	施策の目的 ※「第二次環境基本計画 実施計画（中期）」から転記

【「第3章 重点プロジェクト」に掲載されている取組】

取組（ ）	年度別指標及び令和2年度実績を記載している重点プロジェクト番号・ページ
内容	「第3章 重点プロジェクト」に掲載している取組については、取組名称、担当課、取組内容のみ記載。掲載ページは取組名称の上部に記載されている重点プロジェクト番号及びページを参照

【「第3章 重点プロジェクト」に掲載されていない取組】

取組（ ）	「主な施策」に位置付けられた「第二次環境基本計画 実施計画（中期）」における具体的施策（取組）の番号・名称	担当課	取組の担当課 （計画策定時の担当課名）
内容	取組の内容		
4年後のイメージ	取組の4年後（令和2年度）の成果イメージ		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	「第二次環境基本計画 実施計画（中期）」計画期間（平成29年度～令和2年度）における取組の指標		
令和2年度実績	指標に対しての令和2年度実績 次年度以降の取組内容が令和2年度の取組内容と異なる場合等、「次年度の取組」として記載		


【令和2年度実績】


【自然環境】基本方針1：緑と水が調和した潤いのあるまち

1-1 緑と水のネットワークの形成

重点プロジェクト	① 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進		
通番	(1) 拠点となる緑や水辺の保全・整備		
目的	<p>国分寺崖線や西恋ヶ窪緑地、お鷹の道・真姿の池湧水群、姿見の池などの拠点となる緑や水辺の積極的な保全・維持管理を進めます。</p> <p>また、国3・2・8号線や野川整備事業、都市計画道路などの整備にあたっては、連続性のある新たな緑の創出を図り、沿道及び周辺の緑、水辺とのネットワークの形成を図ります。</p>		
取組(1)	重点プロジェクト① (P. 22 参照)		
	真姿の池湧水群の保全・維持管理	担当課	ふるさと文化財課
内容	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき、指定地内の湧水及び雑木林景観の保全、維持管理を行います。		
取組(2)	重点プロジェクト① (P. 24 参照)		
	国分寺崖線の保全	担当課	①まちづくり推進課 ②緑と建築課
内容	国分寺崖線の区域内での開発事業では、まちづくり条例*による整備基準に基づき、敷地内の緑地などを開発区域外の緑地などと連続する配置となるように指導します。		
取組(3)	重点プロジェクト① (P. 25 参照)		
	湧水及び地下水の保全・活用	担当課	緑と建築課
内容	「湧水及び地下水の保全に関する条例」に基づき、保全に努めます。また、湧水に関するイベントを実施し、湧水地を活用します。		
取組(4)	重点プロジェクト① (P. 25 参照)		
	エックス山等市民協議会との協働による緑地保全	担当課	緑と建築課
内容	エックス山等市民協議会*と意見交換を行いながら、西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全と若返りを推進します。		
取組(5)	重点プロジェクト① (P. 26 参照)		
	市民団体との協働による緑地や用水路の維持管理	担当課	緑と建築課
内容	姿見の池緑地や砂川用水路などの緑地や用水路の適正な維持管理を市民団体と協働で行います。		
取組(6)	重点プロジェクト① (P. 27 参照)		
	緑のネットワークの創造	担当課	まちづくり計画課 (旧都市企画課)
内容	都市計画道路国3・2・8号線の環境施設帯や国3・4・6号線の街路樹などの緑をつなげて、緑のネットワークを創造します。		

1-2 緑の保全

重点プロジェクト	—			
通番	(2) 樹林地などの適切な維持管理			
目的	市内の公有化した樹林地や、街路樹などの緑は、防犯面や景観面等から、適切に維持管理を行います。 保存指定樹林地については、所有者に適切な維持管理の協力を依頼します。			
取組 (7)	緑地の保全	担当課	緑と建築課	
内容	樹林地や崖線緑地の適切な維持管理を行います。			
4年後のイメージ	安全・安心で隣地状況等に配慮した適正な管理が図られた緑地保全ができます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	樹林地6箇所(はけ通り樹林地・平兵衛樹林地他)及び崖線緑地6箇所(国分寺崖線緑地の西町地域、東元町地域の一部他)のせん定、伐採、除草など			
令和2年度実績	はけ通り樹林地・平兵衛樹林地、日吉町開放樹林地、西町たいない堀緑地、西恋ヶ窪緑地、恋ヶ窪樹林地の樹木せん定、伐採、草刈等を実施し、緑地の保全に努めました。(6箇所) 国分寺崖線緑地保全地域(東元町、西元町、泉町、西町4丁目、西町5丁目、西恋ヶ窪1丁目)の一部のせん定、伐採、草刈等を実施し、緑地の保全が図られました。(6箇所) 次年度の取組: 樹林地及び国分寺崖線緑地保全地域の樹木、植生管理を適切に行います。			

重点プロジェクト	—			
通番	(3) 保存樹木等の指定			
目的	既存の保存樹木・保存指定樹林地については、引き続き「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき継続指定します。 また、市内に残る貴重な樹木については、所有者の同意を得ながら、保存樹木の追加指定を行います。			
取組 (8)	保存樹木・保存樹林地*の指定	担当課	緑と建築課	
内容	貴重な樹木などについては、「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき、所有者の同意を得て保存樹木などの指定を行い、保全します。			
4年後のイメージ	緑保全を推進し、市民の緑化意識の向上が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	・保存樹木などの指定継続 ・広報活動としてHPでの呼びかけ(年1回以上)			
令和2年度実績	保存樹林地の指定を19か所(25,268.27㎡)継続しました。 保存樹木の指定を322本継続しました。(新規10本、解除8本) HPのほか、自治会・町内会への広報を1回実施した結果、上記のとおり新規登録がありました。 次年度の取組: 既存の保存樹木・保存樹林地については、引き続き継続指定します。また、市内に残る貴重な樹木については、所有者の同意を得ながら、保存樹木の追加指定を行います。			

*保存樹木・保存樹林地

所有者の同意のもと、都市の美観風致を維持するため、市が保存の必要があると認めて指定した樹木または樹林地のことです。「国分寺市の緑の保護と推進に関する条例」に基づき、市は保存樹木に対する奨励金や補助金を交付し、所有者には、樹木せん定等の適切な維持管理に努める義務が生じます。

重点プロジェクト	⑥ 歴史的景観や文化財の保全・活用		
通番	(4) 公園・緑地の整備		
目的	<p>国指定史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備や、都市計画公園・都市計画緑地の整備を進めます。</p> <p>また、一定規模以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、子どもの遊び場、地域住民の憩いの場として身近な公園の設置を促進します。</p>		

取組(9)	重点プロジェクト⑥ (P. 50 参照)		
	歴史公園の整備	担当課	ふるさと文化財課
内容	「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡保存管理計画」等に基づき、史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備を進めます。		

取組(10)	重点プロジェクト⑥ (P. 51 参照)		
	開発事業に伴う提供公園整備の促進	担当課	緑と建築課
内容	一定規模 (3,000 m ²) 以上の開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき身近な公園 (開発区域*の6%以上の面積, 国分寺崖線区域の場合は8%以上の面積を確保) の設置の整備を促進します。		

***開発区域**

開発事業に係る土地の区域のことで、土地利用を行う範囲を指します。

取組(11)	重点プロジェクト⑥ (P. 51 参照)		
	都市計画公園・緑地の新規指定	担当課	緑と建築課
内容	新たな都市公園の整備については、必要に応じて都市計画公園・緑地に指定し、整備を進めます。		


重点プロジェクト	① 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進		
施策の方向	1-1 緑と水のネットワークの形成		
通番	(5) 協働による維持管理		
目的	<p>エックス山等市民協議会による維持管理作業、地域住民や市民活動団体による公園清掃などの「公園サポート事業」など、市民主体の緑のまちづくり活動を促進し、協働による維持管理を進めます。</p>		

取組(4)	重点プロジェクト① (P. 25 参照)		
	エックス山等市民協議会との協働による緑地保全	担当課	緑と建築課
内容	エックス山等市民協議会と意見交換を行いながら、西恋ヶ窪緑地整備方針に基づき適切な緑地の保全と若返りを推進します。		

取組(12)	重点プロジェクト① (P. 27 参照)		
	近隣住民による公園の維持管理	担当課	緑と建築課
内容	地域住民や市民活動団体の理解を得て「公園サポート事業」への登録を促し、サポート団体による公園清掃などの維持管理を行います。		

1-3 まちなかの緑化

重点プロジェクト	—
通番	(6) 公共施設の緑化
目的	市庁舎や公民館などの公共施設はまちなかの拠点施設であり、こうした施設においては、草花や樹木などの植栽、屋上緑化や壁面緑化を進めるとともに、小中学校においては校庭芝生化やビオトープ整備など、公共施設の緑化の検討を進めます。

取組 (13)	協働による緑化	担当課	公民館課
内容	市民と協働し公民館敷地内の緑化を行います。		
4年後のイメージ	協働による緑化（グリーンカーテンなど季節の植栽）が行われ、公民館敷地内の植栽が増えています。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	協働による緑化の実施4館以上		
令和2年度実績	<p>【本多公民館】 引き続き市民有志が適宜花壇等を維持しました。中庭についてはレイズドベッドや椅子・テーブルを設置して、憩いの場として完成し、オープニングセレモニーも行い、これまで利用されることのなかった中庭が多くの市民に利用されるようになりました。</p> <p>【恋ヶ窪公民館】 自主グループによる2階中庭での赤米栽培も4年目を迎えましたが、夏の猛暑のため生育は不十分だったものの、中庭等の美観に努めました。</p> <p>【光公民館】 公民館運営サポート会議のメンバーとともに定期的に玄関前の花壇等の維持を行い、敷地内の緑化と美観の確保に努めました。</p> <p>【もとまち公民館】 自主グループ「みどりとゆびの会」の協力で、毎月1回程度、公民館周辺の花壇等の維持を行い、敷地内の緑化と美観の確保に努めました。</p> <p>【並木公民館】 障害者を対象とした公民館主催事業の「くぬぎ教室」の中で農業に精通したスタッフの指導により、引き続き公民館敷地内で「くぬぎファーム」を作り落花生と綿花を栽培し、緑化に努めました。</p> <p>市民との協働により緑化を推進してきましたが、本多公民館の中庭整備の完成は大きな前進と言えます。</p> <p>次年度の取組：本多、もとまち、並木公民館以外でも、恋ヶ窪公民館の赤米や光公民館のサポート会議による緑化活動を継続して行います。</p>		


取組 (14)	学校の緑化	担当課	教育総務課
内容	東京都の苗木生産供給事業を活用して、小中学校の緑化を進めます。		
4年後のイメージ	東京都の苗木生産供給事業を活用して、継続的に小中学校の緑化することで、子どもたちが緑に触れる機会が広がります。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	サツキやツツジなどの苗木による緑化の実施5校以上		
令和2年度実績	<p>東京都の「苗木生産供給事業」においては、希望する各小中学校（六小，八小，一中）へ苗木をもらい配布することができました。</p> <p>次年度の取組：実施校は3校で、指標に掲げる5校以上という目標には達しませんでした。引き続き、小中学校に積極的な呼びかけを行っていきます。</p> <p>（参考：令和元年度 四小，八小，一中，三中 計4校）</p>		

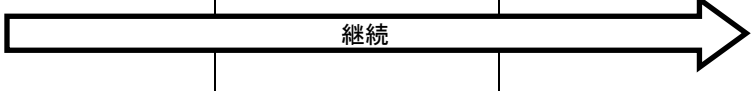
取組 (15)	学校の緑化支援	担当課	緑と建築課
内容	緑の募金の交付金で小中学校に球根や苗などを配布し、学校の緑化を進めます。		
4年後のイメージ	多くの市民が集まる学校の緑化推進が図られます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	パンジー，チューリップなどの球根や苗などによる緑化の実施5校以上に配布		
令和2年度実績	<p>緑の募金事業を利用して、市内の小中学校からの要望に基づき、チューリップ，パンジー，ポインセチアなどの球根や苗を7校に配布しました。その結果，学校での緑化推進が図られました。</p> <p>次年度の取組：パンジー，チューリップなどの球根や苗などによる緑化の実施5校以上に配布します。</p> <p>（参考：令和元年度 球根・苗等配布校 一小，二小，三小，四小，八小，十小，一中，三中，五中 計9校）</p>		

重点プロジェクト	—		
通番	(7) 民有地の緑化		
目的	<p>緑豊かなまちを形成するためには、樹林地や都市農地などのほかに、新たな緑の創出が必要となります。</p> <p>既存の住宅地では、防災面や景観面などから生け垣造成を促進するため、「生け垣造成補助金交付制度※」に基づき、その費用の一部を助成し、沿道緑化を図ります。</p> <p>また、開発事業については、「国分寺市まちづくり条例」に基づき、開発区域内の緑化を指導し、良質な緑の創出を促進します。</p> <p>その他、「市の花（さつき）」や国分寺ブランドの植木など緑に関する情報は、ホームページなどで普及啓発を行います。</p>		

※生け垣造成補助金交付制度

緑豊かな生活環境と災害時の安全性を確保するため、道路に面しているなどの一定条件を満たす場合に、生け垣を新設する際の費用の一部を補助する制度のことです。

取組 (16)	開発事業に伴う緑化の指導	担当課	①まちづくり推進課 ②緑と建築課	
内 容	開発事業においては、まちづくり条例による整備基準に基づき、緑化について指導します。また、大規模開発事業においては、良好な住環境が維持されるように、緑化協定や建築協定を誘導します。			
4年後のイメージ	まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化指導を行うことで、良質な緑の創出の促進が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	まちづくり条例に基づく開発区域内の緑化指導			
令和2年度実績	<p>【①まちづくり推進課】</p> <p>大規模開発事業に係る土地利用構想の届出5件、及びまちづくり条例に基づく開発事業44件に対し、敷地内緑化の配置等について指導を行いました。</p> <p>事業者による開発事業のため、目標数値の設定はできませんが、まちづくり条例第41条に係る開発事業については、整備基準に基づき、また土地利用の状況などを踏まえ、緑化の位置などについて事業者へ指導協議ができたと考えます。</p> <p>その他、大規模土地取引行為の届出(1件)において、将来の土地利用の際に、緑の連続性に配慮した計画となるよう助言しました。</p> <p>次年度の取組：引き続き環境団体などに協力を得て、市内に生育・生息する動植物の情報を収集していきます。また、環境アドバイザーの派遣についてはオンラインでの派遣についても検討し環境に対する周知・啓発に努めます。</p> <p>【②緑と建築課】</p> <p>まちづくり条例に基づく開発事業に伴う敷地内の緑化指導を46件行い、46件がまちづくり条例の基準を達成しました。</p> <p>次年度の取組：開発事業における緑化指導によって、敷地内の緑化と共に、接道部についても緑の創出を図っています。引き続き市内の緑化を推進します。また、全指導案件に対する基準達成を目標とします。</p> <p>(参考：② 令和元年度 緑化指導件数 52件)</p>			

取組 (17)	市の花「さつき」の普及	担当課	緑と建築課	
内 容	HPなどにより市の花「さつき」の普及を図ります。			
4年後のイメージ	普及啓発活動によって、市の花を利用して緑化推進が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	HP, 庁内外の出版物表紙に使用, 開発区域内の緑化指導による普及			
令和2年度実績	<p>まちづくり条例に基づく開発事業において、緑化指導の際に市の花「さつき」の使用を46件要請した結果、21件が取り入れました。</p> <p>また、出版物に「さつき」を掲載し普及を図りました。</p> <p>次年度の取組：HP, 庁内外の出版物表紙に使用, 開発区域内の緑化指導による普及を図ります。</p>			

1-4 水環境の保全・整備

重点プロジェクト	③ 野川，用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用		
通番	(8) 湧水・地下水の保全・活用		
目的	湧水量の安定確保に向け湧水の涵養域にある樹林地を保全するとともに，お鷹の道・真姿の池湧水群等の湧水地，姿見の池を親水空間として活用し，地域資源としてPRします。 また，湧水や地下水の水量，水質に関するモニタリングを実施します。		
取組(1)	重点プロジェクト①（P. 22 参照）		
	真姿の池湧水群の保全・維持管理	担当課	ふるさと文化財課
内容	都指定名勝「真姿の池湧水群保存管理計画」に基づき，指定地内の湧水及び雑木林景観の保全，維持管理を行います。		
取組(3)	重点プロジェクト①（P. 25 参照）		
	湧水及び地下水の保全・活用	担当課	緑と建築課
内容	「湧水及び地下水の保全に関する条例」に基づき，保全に努めます。また，湧水に関するイベントを実施し，湧水地を活用します。		
重点プロジェクト	③ 野川，用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用		
通番	(9) 用水路の保全・活用		
目的	砂川用水や恋ヶ窪用水などの用水路については，適切な維持管理を行うとともに，親水性に配慮した整備を検討します。		
取組(18)	重点プロジェクト③（P. 38 参照）		
	用水路の親水化整備などの検討	担当課	緑と建築課
内容	砂川用水路や恋ヶ窪用水路等について，用水路の親水性の向上に配慮した整備等を検討します。		
重点プロジェクト	③ 野川，用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用		
通番	(10) 野川整備事業の促進		
目的	治水対策，親水空間の創出や生態系に配慮した環境の整備，さらに防災の側面の環境形成を図るなど東京都と連携し協議を進め，野川整備事業を促進します。 また，東京都や野川流域の自治体などと連携を図りながら，野川マップの作成などを通じて，野川が市民にとって親しみのある川となるよう普及啓発を行います。		
取組(19)	重点プロジェクト③（P. 39 参照）		
	野川整備事業促進の要望・協議	担当課	緑と建築課
内容	東京都に対し，治水・環境面などを考慮した河川整備について要望し，協議を行います。		
取組(20)	重点プロジェクト③（P. 40 参照）		
	野川流域の自治体との連携	担当課	緑と建築課
内容	野川流域環境保全協議会に参加し，野川やその周辺環境に関する情報収集や意見交換などを行います。		

重点プロジェクト	—
通番	(11) 水浸透の促進
目的	地下水の涵養を図るため、道路の新設や改修においては、歩道の透水性舗装※などを推進します。 また、公共施設では雨水浸透施設※の設置を進めるとともに、開発事業の設置義務を除き、民有地では雨水浸透施設の設置協力を依頼します。

※透水性舗装

道路や歩道を間隙の多い素材で舗装して、舗装面上に降った雨水を地中に浸透させる舗装方法のことです。地下水の涵養や集中豪雨等による都市型洪水を防止する効果があるため、主に都市部の歩道に利用されています。

※雨水浸透施設

雨水を地下に浸透させるための装置・設備の総称で、水害の防止や地下水の涵養に役立ちます。代表的なものとして、雨水浸透ます、雨水浸透トレンチ、透水性舗装、雨水浸透側溝があります。市では公費で既存住宅の屋根雨水用の雨水浸透ますを設置しています（条件あり）。

取組 (21)	透水性舗装の推進	担当課	建設事業課 (旧道路と下水道課)	
内容	歩道改修・設置工事の際に、歩道の透水性舗装を推進します。			
4年後のイメージ	歩行性の改善、地下水涵養、下水道施設への負荷低減が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	<ul style="list-style-type: none"> 道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施 都市計画道路国3・4・12, 国3・4・1 			
令和2年度実績	舗装補修工事の際に実施しました。(単年) 62 m ² 市道南 101 号線 : 52 m ² (南町三丁目 1 番先～南町三丁目 9 番先) 市道西 3 号線 : 10 m ² (光町二丁目 1 番先～光町一丁目 50 番先) 次年度の取組 : 当取組については、道路新設改良事業及び街路事業において、歩道等に関する工事を行う際に二次的に実施している取組です。 歩道舗装等の打換えが必要な場合に、引き続き、透水性舗装を推進します。 (参考 : 令和元年度 南 263 号線の歩道 893 m ²)			

取組 (22)	雨水浸透施設の設置		担当課	下水道課 (旧道路と下水道課)																				
内 容	雨水排出量の抑制，多摩川などへの汚濁負荷低減のため，一般住宅への雨水浸透施設の設置を依頼します。																							
4年後のイメージ	雨水排出量の抑制，多摩川等の汚濁負荷の低減，地下水の涵養が図られます。																							
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2																				
	2,000 基 (単年)																							
令和2年度実績	<p>令和2年度は市報，市役所内電光掲示板等を用いて，雨水浸透施設の広告記事を市民の方々に向けて掲載しました。また，cocobunji プラザ内の電光掲示板を活用し，周知を図りました。国分寺市内全域において2,473基(単年)の雨水浸透ますを設置しました。</p> <p>(内訳) ①雨水浸透ます事業による設置56基 ②公共施設への設置21基， ③自費工事による設置2,396基 計2,473基，平成2年からの累計52,096基 ※自費・公費・まちづくり条例による開発を含む。</p> <p>(参考：令和元年度 3,149基(単年) 累計49,623基)</p>																							
	<table border="1" style="margin: 10px auto;"> <caption>【年度別 雨水浸透ます設置数】 (単位：基)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>設置数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>H24</td><td>2242</td></tr> <tr><td>H25</td><td>2471</td></tr> <tr><td>H26</td><td>2603</td></tr> <tr><td>H27</td><td>2209</td></tr> <tr><td>H28</td><td>1502</td></tr> <tr><td>H29</td><td>2764</td></tr> <tr><td>H30</td><td>2926</td></tr> <tr><td>R1</td><td>3149</td></tr> <tr><td>R2</td><td>2473</td></tr> </tbody> </table>				年度	設置数	H24	2242	H25	2471	H26	2603	H27	2209	H28	1502	H29	2764	H30	2926	R1	3149	R2	2473
年度	設置数																							
H24	2242																							
H25	2471																							
H26	2603																							
H27	2209																							
H28	1502																							
H29	2764																							
H30	2926																							
R1	3149																							
R2	2473																							

1-5 都市農地の保全・活用

重点プロジェクト	① 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進 ② 地産地消の推進による都市農業の支援		
通番	(12) 都市農地の保全・活用		
目的	都市農地の保全として、生産緑地地区への追加指定を行います。 また、都市農業の理解を深める一助として都市農地を活用しながら、農業体験農園の整備や農ウォーク、収穫体験などの農業体験の機会を提供します。		

取組(23)	重点プロジェクト② (P. 31 参照)		
	生産緑地の追加指定	担当課	まちづくり計画課 (旧都市企画課)
内容	農業と調和した都市環境の形成を図るため、生産緑地の追加指定を行います。		

取組(24)	重点プロジェクト② (P. 31 参照)		
	農業体験農園の支援	担当課	経済課
内容	市民等が農業体験できる場として、農業体験農園の施設整備費及び自立支援への補助を行います。		

取組(25)	重点プロジェクト② (P. 32 参照)		
	市民農業大学	担当課	経済課
内容	農業者の指導のもと、市民に野菜づくりの一連の作業を体験する場や植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学べる場を提供します。		

取組(26)	重点プロジェクト② (P. 32 参照)		
	農ウォーク	担当課	経済課
内容	農業委員会他共催で「農ウォーク」を開催し、市民が地域の畑などを歩いてまわり、農にふれる場を作ります。		

取組(27)	重点プロジェクト② (P. 33 参照)		
	市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	担当課	子ども子育て事業課
内容	市内農園(保育園の近隣地など)での野菜掘り会、園庭での野菜作りを行うことにより、農とのふれあいを図ります。		

重点プロジェクト	—
通番	(13) 都市農業を支援する人材の育成
目的	市民農業大学、援農ボランティア制度の推進により、都市農業を支援する人材を育成し、農業従事者へ派遣することによって農業経営の支援を進めます。

取組 (28)	援農ボランティア推進事業	担当課	経済課
内容	援農ボランティアを養成し、市内の農家に紹介します。		
4年後のイメージ	担い手不足の農家を支援することで、農業が継続できています。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	<ul style="list-style-type: none"> 市民農業大学受講生の中から援農ボランティアを養成 新たな援農ボランティア活動者5名以上 		
令和2年度実績	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、市民農業大学事業を後期日程のみ実施しました。これにより、後期日程だけでは援農ボランティア育成のカリキュラムが組めないことから援農技術習得講座を中止しました。一方、過年度認定者の中から新たに援農ボランティア活動する者を受入農家に紹介し、1名の増員につなげました。</p> <p>21戸の農家で73人の援農ボランティアが活動しました。</p> <p>次年度の取組：農家の人手不足を手助けしたい市民に援農ボランティアとして活動してもらい、農家を支援してもらうために、今後も農業振興施策の一つとして事業は継続します。</p> <p>(参考：令和元年度 援農ボランティア 15人 (累計 785人), 21農家に78人のボランティアを派遣)</p>		

重点プロジェクト	② 地産地消の推進による都市農業の支援
通番	(14) 産地消の推進
目的	<p>地域で生産されたものを地域で消費することにより、新鮮な食材の消費、輸送面での環境負荷の軽減などにつながることから、給食食材への市内産農産物の活用、朝市や農業祭などのイベントの開催、直売所の設置の支援などにより、地産地消を進めます。</p> <p>また、国分寺ブランドの育成・PRにより都市農業の振興を図ります。</p>

取組(29)	重点プロジェクト② (P. 33 参照)		
	給食への市内産農産物の活用	担当課	学務課
内容	市内農家から野菜を購入し、児童に給食として提供します。		

取組(30)	重点プロジェクト② (P. 34 参照)		
	市内産食材を活かした食の普及	担当課	経済課
内容	イベントなどで市内産の野菜等の情報や、レシピを紹介します。		

取組(31)	重点プロジェクト②（P. 34 参照）		
	販売網の強化の支援	担当課	経済課
内 容	生産者と流通側の連携により多様な出荷・販売体制づくりを支援します。		

取組(32)	重点プロジェクト②（P. 35 参照）		
	国分寺ブランドの普及	担当課	市政戦略室
内 容	市内観光や産業活性化のため、農産物や加工品などのブランド品を認定し、農業、商業の振興を図ります。		


取組(33)	重点プロジェクト②（P. 35 参照）		
	飲食店等における地場野菜の活用促進	担当課	経済課 （市政戦略室）
内 容	国分寺市内で生産された野菜を「こくベジ」と名付け、地場野菜のPRと、こくベジを使った食事メニュー「こくベジメニュー」のPRを行います。それにより、地場野菜の地産地消を進めるとともに、来訪者の消費を促し、交流人口の増加を図り、街の活性化につなげます。		

1-6 生き物の生息空間の保全

重点プロジェクト	① 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進
通番	(15) 生き物の実態調査の実施
目的	多様な生き物の生息空間の保全に向けて、市民活動団体や教育・研究機関などの協力を得ながら、市内の動植物調査を実施し、指標生物となる動植物の生息状況に関するデータを収集し、活用していきます。

取組(34)	重点プロジェクト① (P. 28 参照)		
	動植物調査	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	平成 32 (令和 2) 年度に予定している 2 回目の動植物調査に向けて情報を収集します。		

重点プロジェクト	—		
通番	(16) 外来生物対策		
目的	外来生物の繁殖が既存の生態系に影響を与えることから、外来生物の放棄禁止の看板設置などの普及啓発を行い、地域内の在来生物を保全します。		

取組 (35)	地域内の在来生物の保全及び外来生物対策	担当課	①まちづくり計画課(旧環境計画課) ②緑と建築課	
内容	地域内の在来生物の保全のため、地域外生物の放棄禁止の看板設置などを行います。また、既存の生態系に対して脅威となりうる外来生物のうち、早急に対応すべき種についての取扱方針を定め対応します。			
4年後のイメージ	水辺や樹林地等において、看板設置するなどして、市民等に在来生物の生息域保全に関する周知をすることにより、地域内の在来生物保全が図れます。影響の大きい外来生物の防除を行うことで、既存の生態系が保全でき、在来種の保護を行うことができます。また、防除の結果が平成 32 (令和 2) 年度予定の動植物調査にどのような影響を及ぼすかを測ることができます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	・看板設置等による外来生物の放棄禁止の啓発 ・外来生物の防除方針の検討 (可能であれば防除等の試み)			
令和2年度実績	<p>【①まちづくり計画課】 令和 2 年度については新型コロナウイルス感染症による、国等の動向や感染状況に鑑み、「姿見の池アメリカザリガニ捕獲大作戦」及び環境アドバイザーの派遣については中止となりました。なお、アカミミガメに関する看板設置を緑と建築課に依頼をし、外来生物の防除の啓発を実施しました。 (アカミミガメの捕獲には至っておりません。) 希少種保護に対する対策等の検討には至りませんでした。 次年度の取組：今後は新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点や新しい生活様式に即したイベント開催や広報の手法等について検討していきます。</p> <p>【②緑と建築課】 まちづくり計画課の依頼に基づきアカミミガメに関する看板設置により、外来生物の防除の啓発を実施しました。 次年度の取組：看板設置等による外来生物の放棄禁止の啓発をします。</p>			

重点プロジェクト	—
通番	(17) 生き物とのふれあいの機会の創出
目的	夏休み子ども自然教室をはじめ、自然観察会や体験活動などのイベントを開催し、生き物とふれあう機会を創出します。

取組(36)	重点プロジェクト① (P. 29 参照)		
	観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	担当課	①まちづくり計画課(旧環境計画課) ②緑と建築課
内容	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めるとともに、関係団体等と生物多様性保全に向けた調整を行います。		

重点プロジェクト	① 在来生物の種や生態系など生物多様性の保全に向けた取組の推進		
通番	(18) 生物多様性に対する理解促進		
目的	生き物の種や個体差などの生物多様性の重要性や、日常生活とのつながりについて、身近な自然や生き物とのふれあいや、環境に配慮した物品の購入に関する情報の提供などを通じて、普及啓発と理解促進を図ります。		

取組(36)	重点プロジェクト① (P. 29 参照)		
	観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	担当課	①まちづくり計画課(旧環境計画課) ②緑と建築課
内容	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めるとともに、関係団体等と生物多様性保全に向けた調整を行います。		

【生活環境】基本方針2：安全・安心に暮らせるまち

2-1 生活環境の確保

重点プロジェクト	—
通番	(19) 低公害車の導入の推進・普及啓発
目的	庁用車の低公害車の導入を推進するとともに、市民や事業者等への低公害車に関する情報提供などの普及啓発を行います。

取組 (37)	庁用車の低公害車への転換	担当課	契約管財課
内容	庁用車を買替える際に低公害車を導入します。		
4年後のイメージ	低公害車導入によって、地球温暖化防止や燃料費の削減を図ることができます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	新車購入時に低公害車を導入		
令和2年度実績	<p>令和2年度については、新たに、6台の庁用車を購入し、6台の車両登録を抹消しました。</p> <p>【新車購入】 <電気自動車>建設事業課1台、高齢福祉課1台、学校指導課1台 <特殊車両>防災安全課：2台(消防車)、道路管理課：1台(ダンプ)</p> <p>【廃車】 建設事業課1台、防災安全課2台、学校指導課1台、道路管理課1台、高齢福祉課1台</p> <p>庁用車94台のうち低公害車両の内訳は低排出ガス85台、ハイブリッド車4台、電気自動車5台となり、低公害車比率は100%になりました。 (参考：令和元年度 低公害車比率100%，94台のうち94台が低公害車)</p>		


取組(38)	重点プロジェクト⑤ (P.46 参照)		
	環境保全に関するPR	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。		

重点プロジェクト	—
通番	(20) 規制・基準などに関する事業者等への指導
目的	<p>騒音規制法や振動規制法、水質汚濁防止法、東京都環境確保条例などの関係法令に基づき、工場・指定作業場及び特定建設作業*などの事業者等に対して指導を行います。</p> <p>また、市報などを通じて、下水道の適正利用に関する普及啓発を進めます。</p>

*特定建設作業


建設工事で行われる作業のうち、くい打機を使用する作業やバックホウ(*1)を使用する作業など、著しい騒音・振動を発生する作業で、騒音規制法及び振動規制法において政令で定める作業のことです。


(*1)バックホウ：油圧ショベルと総称される建設機械のうち、ショベル(バケット)をオペレーター側向きに取付けた形態のことです。

取組 (39)	事業場への指導	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)
内容	事業者へ「特定施設※」の届出書の提出を徹底させ、建設工事に伴い発生する騒音及び振動の低減などに配慮するよう適切な指導を行います。		
4年後のイメージ	騒音規制法及び振動規制法に係る届出に基づく指導によって騒音及び振動の発生が抑制または低減されます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	事業者への指導		
令和2年度実績	騒音規制法, 振動規制法, 水質汚濁防止法, 東京都環境確保条例など関係法令に基づき、届け出の必要な事業者に対して指導を行いました。 ①工場申請 : 2件 ②指定作業場申請 : 5件 ③特定施設申請 : 0件 (参考: 令和元年度 指導件数 14件)		

※特定施設

騒音規制法では“工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設”を、水質汚濁防止法では“人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む汚水や排水を排出する施設”を特定施設と定めています。大気汚染防止法は特定施設に相当するものとして、ばい煙発生施設と粉じん発生施設をあげています。特定施設等を設置しようとするとき、事前に都道府県知事に届け出なければなりません。

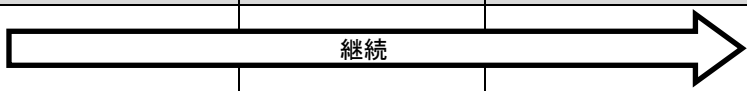
取組 (40)	建設工事への指導	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)
内容	事業者へ「特定建設作業実施届出書」の提出を徹底させ、近隣住民への事前説明、低騒音・低振動型の機械の使用、防音シートの設置など行うよう適切な指導を行います。		
4年後のイメージ	特定建設作業実施届出書の提出に基づく指導によって、近隣住民への工事の事前説明が行われ、また低騒音・低振動型の機械の使用、防音シートの設置などにより、近隣住民の生活環境の確保が図られます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	事業者への指導		
令和2年度実績	騒音規制法, 振動規制法, 東京都環境確保条例など関係法令に基づき、事業者に対して指導を行いました。 特定建設作業申請 : 25件 (参考: 令和元年度 特定建設作業申請件数 32件)		

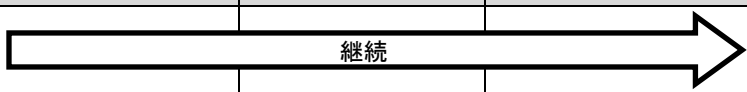
取組 (41)	単体ディスポーザ※の使用禁止	担当課	下水道課 (旧道路と下水道課)
内容	下水道管のつまりや破損の原因となるため、単体ディスポーザの使用禁止をPRします。		
4年後のイメージ	環境への負荷の低減をはじめ、汚水処理費の低減と下水道施設の維持管理費用の低減、下水道施設の延命が図られます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	啓発活動 市報掲載1回・HP 掲載(単年)		
令和2年度実績	令和2年度はHPを用いて市民の方々へ啓発活動を行いました。また、市民等からディスポーザに関する問合せがあった際、下水道管への影響等を説明しました。単体ディスポーザの設置はありませんでしたが活動を継続していきます。		

※単体ディスポーザ

台所の排水口に設置し、調理くずを砕き、水と一緒に直接下水管へ流す装置のことです。

重点プロジェクト	—
通番	(21) 悪臭の発生防止
目的	工場、飲食店などで臭気を発生する事業者等に対して、換気設備等の設置及び維持管理などの指導を行います。 また、東京都環境確保条例に基づき、野焼きや小型焼却炉の使用に関する指導を行います。


取組 (42)	事業者等への悪臭の発生抑制の指導	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)	
内容	臭気を発生させている事業者に対して、脱臭装置などの設置を指導します。			
4年後のイメージ	事業者へ脱臭装置などの設置など指導することによって近隣住民への悪臭の発生が抑制されます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	事業者への指導の継続			
令和2年度実績	工場、飲食店などで臭気を発生する事業者等に対して、換気設備等の設置及び維持管理などの指導はありませんでした。(指導件数0件) (参考：令和元年度 指導件数0件)			

取組 (43)	野焼き※の指導	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)	
内容	東京都環境確保条例に基づき、野焼きや小型焼却炉の使用について適切に指導します。			
4年後のイメージ	野焼き行為の禁止(祭事など除き)を周知するとともに、野焼きの発生源者を指導することによって、市民からの相談や通報、苦情が減少します。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	・発生源者への指導 ・野焼き禁止の広報 市報掲載			
令和2年度実績	野焼きについて、近隣住民から苦情の電話を受けた時、現場に急行し発生源者に対して野焼き行為を止めるよう指導を行いました。(指導件数27件) (参考：令和元年度 指導件数16件)			

※野焼き

- ・適法な焼却施設以外で廃棄物(ごみ)を燃やすことを『野焼き』と言い、東京都の環境確保条例、廃棄物の処理及び清掃に関する法律で原則として禁止されています。
- ・野焼きを行うと、その煙が悪臭や大気汚染の原因となるため、周辺の方々に変な迷惑となります。また、野焼きでは通常焼却温度が200℃～300℃程度にしかならないため、燃やすものによってはダイオキシンの発生原因になるとも言われています。

重点プロジェクト	—
通番	(22) 生活騒音・振動対策の推進
目的	生活騒音・振動に関する相談に対して、必要に応じて現地調査を実施し、規制基準を超過する場合は、発生源者に対する指導を行います。

取組 (44)	事業者等への指導(騒音発生防止)	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)	
内容	騒音を発生する設備を有する事業者に対して、防音対策などを指導します。			
4年後のイメージ	騒音の発生源者に対し、防音対策の指導などを行うことによって、市民からの相談や通報、苦情が減少します。			
年度別指標	H29	H30	R1(H31)	R2
	事業者等への指導			
令和2年度実績	苦情・相談を受けた際は、近隣住民に対して聞き取り調査を行い、状況確認をした上で発生源者に改善を促しました。(指導件数2件) (参考：令和元年度 指導件数1件)			

2-2 生活環境のモニタリング

重点プロジェクト	④安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供		
通番	(23) 大気や水質などの測定		
目的	大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類※（大気・土壌）やごみ焼却施設における排ガスなどについて継続的に測定し、環境に大きな影響を与える場合は必要に応じた対応を行います。		

取組(45)	重点プロジェクト④（P.41 参照）		
	大気、水質、騒音・振動、ダイオキシン類(大気・土壌)の定期的測定	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)
内容	定期的に大気、井戸水、河川水、道路沿いの騒音・振動、ダイオキシン類（大気・土壌）の測定を行い、その結果（概要）は環境報告書において公表します。		

取組(46)	重点プロジェクト④（P.42 参照）		
	可燃ごみ焼却施設における排ガス、ダイオキシン類などの定期的測定	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)
内容	清掃センターの可燃ごみ焼却施設から発生する排ガスなどについて、公害物質除去のための薬剤処理を行うとともに、その効果について測定を行い、結果を公表します。		

重点プロジェクト	④安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供		
施策の方向	2-2 生活環境のモニタリング		
通番	(24) 空間放射線量※などの測定		
目的	東日本大震災の影響を受けて、市民の安全・安心を確保するため、市放射能対策に関する基本的な対応方針に基づき、公共施設における空間放射線量などを継続的に測定し、基準より高い数値が出た場合は除染するとともに、必要に応じて国や東京都などの関係機関との連携・調整等の対応を行います。 また、市民に対しては、空間放射線量測定機器の貸出のほか、公共施設における空間放射線量測定結果の公表など、迅速な情報提供を行います。		

取組(47)	重点プロジェクト④（P.43 参照）		
	空間放射線などの定期的測定	担当課	①子ども子育て事業課 ②環境対策課(旧ごみ対策課) ③緑と建築課 ④教育総務課
内容	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、公共施設における空間放射線量及び清掃センターの焼却灰・排ガス、給食残さなどを原料とするたい肥などの放射性物質濃度を測定し、データを公表します。		

2-3 化学物質対策の推進

重点プロジェクト	④安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供			
通番	(25) 化学物質に関する情報の収集・提供			
目的	化学物質に関する情報を収集し、市民へわかりやすく情報提供を行います。 また、合成洗剤や農薬などについては、過度の使用を控えるなどの普及啓発を行います。			
取組(48)	重点プロジェクト④ (P.44 参照)			
	化学物質に関する情報の収集・提供	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)	
内容	有害化学物質に関する情報を収集し、市民に提供するとともに、適正使用を啓発します。			
取組(49)	重点プロジェクト④ (P.44 参照)			
	清掃センター焼却炉の維持管理及び 公害防止調査結果の公表	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)	
内容	可燃ごみ焼却施設の点検整備及び集塵機のフィルターなどを定期的に交換し、ダイオキシン類などの発生の抑制に努めるとともに、排ガスなどの測定結果及び焼却炉の維持管理状況について情報提供を行います。			
重点プロジェクト	—			
通番	(26) 化学物質に関する事業者への指導			
目的	東京都環境確保条例に基づき、対象事業者の届出により化学物質に関する使用量を把握するとともに、必要に応じて化学物質の適正な管理を指導します。			
取組 (50)	事業者等への指導	担当課	環境対策課 (旧環境計画課)	
内容	「東京都環境確保条例」に基づき、事業者等に対して化学物質に関する適正な管理を行うよう指導します。			
4年後のイメージ	対象事業者の届出により、特定化学物質の適正な管理状況を把握し、必要に応じた指導を行うことができます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	事業者等への指導			
令和2年度実績	令和2年9月に適正管理化学物質を使用する工場・指定作業所(14社)に対して、使用量の報告を依頼し、集計結果を東京都環境局環境改善部に提出しました。 (参考：令和元年度 13社)			

2-4 食の安全性の確保

重点プロジェクト	—
通番	(27) 食の安全性の情報提供
目的	食の安全性について、国や東京都などの関係機関などから情報を収集するとともに、市民などに対して、情報提供を行います。


取組 (51)	食に関する情報の提供	担当課	経済課
内容	消費者に対し食の安全に関する情報提供を行い、啓発を行います。		
4年後のイメージ	消費者が食に関する正しい知識・情報を得ることにより、食生活の安心・安全が確保されます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	市報や市HPを通じた食の安全に関する必要な情報提供の実施		
令和2年度実績	HPに消費者庁等からの食の安全に関する情報のリンクを引き続き掲載することで、消費者に対し食の安全に関する情報提供を行い啓発を行いました。また、エシカル消費について、市内公共施設及び経済課窓口に資料を配架して啓発を行いました。 次年度の取組：引き続き食の安全等に関する情報を提供するとともに、消費者講座などを通じてエシカル消費に関する啓発を行います。		


重点プロジェクト	—
通番	(28) 食育 [*] の推進
目的	食に関する知識及び健全な食生活の実践などの普及啓発を図るため、講座や体験などを通して食育を進めます。

取組 (52)	食育推進に関する事業連絡会	担当課	健康推進課
内容	「食育推進計画（健康増進計画に含む）」に関する各事業と課題について、庁内関係機関と情報共有及び意見交換を行います。		
4年後のイメージ	「食育推進計画（健康増進計画に含む）」に関する各事業と課題について、情報共有及び意見交換を行い、その取組み方向に基づく事業が円滑に実施されます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	各課で実施している食育推進事業と課題について情報共有(年1回以上開催)		
令和2年度実績	第1回は令和2年8月28日、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため書面開催し情報交換アンケートを行いました。参加人数16人（経済課、高齢福祉課、子ども子育て事業課、子育て相談室、学務課、公民館課、健康推進課） 第2回は新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため中止しました。 また、子育て相談室との共済事業であるプレパパプレママ講座は新型コロナウイルスの感染拡大防止のため中止しました。JAとゆりかごこくぶんじ事業は、前年度に引き続き継続実施をしています。 次年度の取組：例年と同様に、年2回、開催を予定しています。今後も各課の食育事業について情報交換と、連携可能な事業・関係機関を提案いただき、事業検討していく予定です。		

*食育

食に関する知識及び健全な食生活の実践などの普及啓発を図るため、講座や体験などを通して食育を進めます。

取組 (53)	食育講座	担当課	健康推進課
内 容	食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活を行うための講座を実施し、食育の啓発を行います。		
4年後のイメージ	講座を通じて食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活について市民に浸透します。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	食育講座・出前食育講座 (年3回以上実施)		
令和2年度実績	<p>・いずみプラザで食育講座を1回開催し、8人の参加がありました。なお、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため2回中止しました。</p> <p>ふるさと文化財課共催「天平メニュー・国分寺ごはん 昔の食生活とバランスのいい食事」11月14日</p> <p>国分寺の歴史や市の魅力を発信し、バランスの良い食生活の知識を「天平メニュー・国分寺ごはん」を媒体に提供しました。</p> <p>・出前講座3回実施。なお、新型コロナウイルスの感染症拡大防止のため1回中止しました。</p> <p>①市民室内プールにて「栄養士さんと話そう」開催(8月11日)。参加者4人</p> <p>②地域包括支援センターひよしにて「介護予防教室 口腔ケアと栄養のはなし」開催(10月9日)。参加者6人</p> <p>③恋ヶ窪公民館にて「幼い子のいる親のための教室 こどもといっしょに私も食事を楽しむヒント」開催(10月13日)。参加者6人</p> <p>※子ども家庭支援センターで実施予定だった出前講座「1～2歳児の栄養・食生活」は中止</p> <p>次年度の取組：食育講座3回、出前講座2回の実施を予定。</p> <p>親子向け講座では、食事の話題が家庭でも出てくるような話題や知識の提供、大人向け講座では、武蔵国分寺の歴史に興味があり参加された方に、歴史の知識だけでなく、食生活についての知識等も提供できる機会にします。</p> <p>(参考：令和元年度 食育講座3回「親子で作る料理体験会 美味しく作って食べよう」料理体験ほか 参加者計76人)</p>		

取組 (54)	食育に関する普及啓発	担当課	健康推進課
内 容	市報・HPやパンフレット配布などによる食育の啓発を行います。		
4年後のイメージ	食に関する正しい知識や食べる楽しみなど健全な食生活について市民に浸透します。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	食育に関する啓発活動 ・市報・HP年1回 ・若者世代へ(東経大学生)にチラシ配布年1回		
令和2年度実績	<p>6月の食育月間に合わせ、6月15日号に市報掲載を実施。朝食を食べること、食事をたべるときはよく噛んで食べることの大切さ、市HPやクックパッドに料理の掲載をしていることを啓発しました。</p> <p>若い世代(東京経済大学、市内私立中学校1校、高校3校、専門学校1校)に対し、年度初めのオリエンテーションや健診の機会等を利用し、世代に合わせた内容の食育リーフレットを配布しました。</p> <p>次年度の取組：同様に、年度初めに配布を予定しています。新型コロナウイルス感染症対策をしながらの健康づくりについての記事内容を掲載予定です。</p>		

取組 (55)	食育の推進活動		担当課	子ども子育て事業課
内 容	保育園・児童館・学童保育所の庭やプランターなどで野菜などを育て、調理して食べることにより、食育を通じて子どもたちの環境意識の向上を図ります。			
4年後のイメージ	「食を営む力」の育成に向け、野菜を育てながら食にかかわる体験を積み、食べることを楽しみ、大人や仲間と楽しみあう子どもに成長していくことが期待できます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	各保育園・児童館・学童保育所で実施			
令和2年度実績	<p>・子どもたちと一緒にプランターでの野菜作りに取り組み、収穫した材料をおやつや昼食の食材に活用しました。また、農園での収穫体験も取り入れています。</p> <p>保育園では、昨年度から引き続き、新型コロナウイルス感染症に伴い調理行事は中止しましたが、手元調理の経験といった食育指導を取り入れました。</p> <p>野菜などの栽培施設数：3施設 手作り昼食や手作りおやつ回数：420回</p> <p>・児童館・学童保育所では、手作り昼食や手作りおやつは、新型コロナウイルス感染症対策のため実施できませんでした。</p> <p>野菜などの栽培施設数：9施設 手作り昼食や手作りおやつ回数：0回</p> <p>次年度の取組：保育園では、感染拡大対策のため、調理保育を中止とするが、自分たちで育てた収穫物の下洗いをしたり調理室に運んだり、手元調理の際に栄養士が各クラスへ指導に行き食育を通じ子どもたちの環境意識の向上を図ります。</p> <p>児童館・学童保育所では、新型コロナウイルス感染症の収束予測ができないため、対策を講じた上、野菜の栽培を通して、児童が水やりや収穫体験を通して環境への関心や意識の向上を図ります。</p>			

重点プロジェクト	④安全・安心な暮らしの確保に向けた調査と情報提供
通番	(29) 給食食品などの放射性物質濃度の測定
目的	「国分寺市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、保育園・小中学校などで使用している給食食品や市内産農畜産物等の放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要に応じた対応を行います。

取組(56)	重点プロジェクト④ (P.45 参照)		
	給食食品などの放射性物質濃度の測定	担当課	まちづくり計画課 (経済課)
内 容	「市放射能対策に関する基本的な対応方針」に基づき、給食食品や市内産農畜産物などの放射性物質濃度を測定し、検査基準値を超えた場合は食品の使用中止など必要な対応を行います。		

【都市環境】基本方針3：環境に配慮した良好な都市空間を形成するまち

3-1 環境に配慮したみちづくり


重点プロジェクト	—
通番	(30) 道路整備の推進
目的	交通渋滞の解消や防災機能の向上などを図るため、都市計画道路の整備や、道路の拡幅、交差点改良、また、安全で快適かつ環境に配慮した歩道のバリアフリー化・透水性舗装などの道路整備を進めます。

取組(21)	具体的施策 通番(11)(P.79参照)		
	透水性舗装の推進	担当課	建設事業課 (旧道路と下水道課)
内容	歩道改修・設置工事の際に、歩道の透水性舗装を推進します。		

取組(57)	低騒音舗装 [*] の採用	担当課	建設事業課 (旧道路と下水道課)
内容	舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要なときは低騒音舗装を採用します。		
4年後のイメージ	タイヤ/路面騒音の低減、降雨時の走行性の向上、沿道への水はね抑制、沿道環境の向上が図られます。		
年度別指標	H29	H30	R1(H31)
	・道路新設改良等舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要なときは低騒音舗装を採用 ・都市計画道路国3・4・12, 国3・4・1		
令和2年度実績	低騒音舗装を採用すべき路線がなかったため、実施しませんでした。 次年度の取組：当取組については、道路新設改良事業及び街路事業において、舗装工事を行う際に二次的に実施している取組です。舗装工事を実施する路線において、夜間環境基準に照らし必要なときは低騒音舗装を採用します。		

***低騒音舗装**

自動車が走行するとき、タイヤと路面の間に空気が入り、これが騒音となります。低騒音舗装はこうした空気を舗装の中に逃がすことができ、騒音を3デシベル(デシベル→P.158参照)程度低減する効果があります。

取組(58)	歩道のバリアフリー※化		担当課	建設事業課 (旧道路と下水道課)
内 容	歩道改修・設置工事の際は、道路構造令などに基づき、歩道のバリアフリー化を進めます。			
4年後のイメージ	高齢者や視覚障害者、車いす使用者等を含む全ての歩行者にとって安全で円滑な移動の向上が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	・道路新設改良等歩道の改修や設置工事を行う場合に実施 ・都市計画道路国3・4・12, 国3・4・1			
令和2年度実績	<p>舗装補修工事の際に誰もが通行しやすい歩道にするため、劣化した点字ブロックを撤去し、点字シートへの改良を行いました。</p> <p>(単年) 市道南 101 号線：2 か所 (約 4 m²)、市道南 263 号線：7 か所 (約 22 m²)</p> <p>次年度の取組：当取組については、道路新設改良事業及び街路事業において、歩道等に関する工事を行う際に二次的に実施している取組であります。</p> <p>歩道改修・設置工事の際は、引き続き、バリアフリー化を進めます。</p>			

※バリアフリー

高齢者や障害者等が社会生活していく上での物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面での障害（バリア）を除去するという考え方のことです。歩道のバリアフリー化の場合は、歩道面の勾配を緩やかにする、段差を解消する、点字ブロックを表示するなどが挙げられ、高齢者・障害者等が円滑に移動できるようにすることをいいます。

重点プロジェクト	⑤ 自転車・公共交通機関の利用促進
通番	(31) 自転車利用の推進
目的	自転車駐車場の整備を行うとともに、自転車利用のマナーの向上やルールづくりなど、自転車利用の促進に向けた普及啓発を行います。

取組(38)	重点プロジェクト⑤ (P. 46 参照)		
	環境保全に関するPR	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内 容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。		

取組(59)	重点プロジェクト⑤ (P. 46 参照)		
	自転車駐車場の整備	担当課	交通対策課 (旧事業計画課)
内 容	<p>放置自転車対策の一つとして自転車駐車場における自転車の収容台数が課題となっています。現在、国分寺駅周辺の自転車駐車場の収容台数は再開発事業開始前に比べ約500台分不足している状況です。そのため、国分寺駅周辺地区まちづくり構想で示された国分寺駅周辺での約6,000台分の自転車駐車場の収容台数を確保するため、(仮称)国分寺駅北口地下自転車駐車場を整備し十分な自転車の収容台数を確保します。</p>		

取組(60)	重点プロジェクト⑤ (P. 47 参照)		
	自転車利用のルールの周知	担当課	交通対策課 (旧事業計画課)
内 容	<p>市報・HP及び公共施設内の掲示板等で、適宜、交通安全に関する情報提供や、自転車利用のルールの周知を行います。それに加えて、交通安全教室及び啓発イベント(市民のつどい)を開催や、国分寺駅周辺で啓発ティッシュの配布(放置自転車クリーンキャンペーン)等を実施し、市民の自転車利用マナーの向上を図ります。</p>		

3-2 環境に配慮したまちづくり

重点プロジェクト	—
通番	(32) 良質な住環境の創出
目的	建築物の高さ基準，開発区域面積に応じた敷地内の緑化・空地，雨水浸透施設の設置など，まちづくり条例による開発・建築の規制・誘導を進め，良質な住環境を創出します。また，環境改善の観点から，空き地及び空き家対策に取り組めます。

取組 (61)	開発・建築の規制・誘導	担当課	まちづくり推進課 (旧環境計画課・旧都市企画課)	
内容	「まちづくり条例」において土地利用に関するルールを定め，安全で快適なまちづくりの実現を図るとともに，住環境を保全するため，開発事業に際しての敷地規模の最低限度を定め，適正な住宅の敷地面積の確保を図ります。			
4年後のイメージ	まちづくり条例に基づき，土地利用に関する助言・指導を行うことで，良質な住環境の創出が図られます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	まちづくり条例に基づき，土地利用に関する助言・指導			
令和2年度実績	<p><まちづくり条例運用> まちづくり条例に基づく開発事業 49 件（大規模開発事業 5 件＋開発事業 44 件）に対し，土地利用（最低敷地面積の制限や道路後退，建築物の高さ，公開空地，緑化整備など）に関する助言・指導を行いました。</p> <p>まちづくり条例第 41 条に係る開発事業については，整備基準に基づき，道路後退や公開空地，接道部緑化などの緑化整備など，潤いのある良好な地域環境の創出に向けて，事業者への指導協議ができたと考えます。</p> <p>次年度の取組：昨年度に引き続き，市内の一定規模以上の開発事業が行われる際は，まちづくり条例に基づく土地利用（最低敷地面積の制限や道路後退，建築物の高さ，公開空地，緑化整備など）についての助言・指導を行い，良好な住環境の創出を図ります。 （参考：令和元年度 指導協議件数 47 件）</p>			

取組 (62)	空き地及び空き家の適正な管理の促進		担当課	まちづくり推進課 (旧環境計画課・旧都市企画課)
内 容	「空き地及び空き家等の適正な管理に関する条例」*に基づき、空き家等及び空き地の所有者に対し、適正な管理を行うよう働きかけます。また、(仮称)空き家バンクを設立し、空き家の所有者等と利用希望者の橋渡しを行うことにより、空き家・空き地の有効活用を進めます。			
4年後のイメージ	適正な管理がなされていない空き家及び空き地がなく、空き家や空き地の利活用が進んでいます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	・空き家及び空き地の適正な管理の促進 ・空き家バンクの登録 ・空き家の利活用	・空き家及び空き地の適正な管理の促進 ・空き家バンクの登録物件数2件 ・空き家の利活用件数1件	・空き家及び空き地の適正な管理の促進 ・空き家バンクの登録 ・空き家の利活用	・空き家及び空き地の適正な管理の促進 ・空き家バンクの登録物件数4件 ・空き家の利活用件数2件
令和2年度実績	<p>市内の空き家全件(202件(令和3年3月31日時点))について現地調査を行い、適正に管理されていない空き家延べ約110件について、所有者・管理者宛に適正管理依頼の文書を送付しました。</p> <p>空き家バンクは新たな登録は無く、計3件のままでしたが、空き家バンクを介した利活用は1件成約に至り、累計2件となりました。(単年)市道南101号線:2か所 次年度の取組:市内の空き家の現地調査を定期的に行い、適正に管理されていない空き家について、適正な状態にすべく、所有者に対して改善の働きかけ等を行っていくとともに、適正に管理されている空き家所有者に対しても、状態を悪化させないように、啓発を行っていきます。</p> <p>また、空き家所有者等に対し、空き家バンクに関する啓発を行うことにより、登録件数及び利活用件数の増加を目指します。</p> <p>(参考:令和元年度 空き家件数208件(管理不全空き家件数約38件), 空き地件数21件(管理不全空き地件数4件))</p>			

***国分寺市空き地及び空き家等の適正な管理に関する条例**

この条例は、空き地及び空き家等の適正な管理に関し必要な事項を定めることで、空き地等が管理不全な状態になることを防止し、市民の生活環境の保全と安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的としています(平成26年7月施行)。

重点プロジェクト	—
通番	(33) 地域住民の交流によるまちづくり
目的	地域の防災力を高めるため、地域住民が主体となった防災まちづくり推進地区*の取組などを支援し、市民と市が協働して、災害に強いまちづくりを進めます。また、むかしの井戸*での井戸端会議*や地域・団体交流会などにおいて、地域の課題を話し合う機会を創出するなど、地域住民の交流によるまちづくりを促進します。

***防災まちづくり推進地区**

自治会や町内などの団体が市と協定を締結し、地域住民が中心となって、防災まちづくりを推進していく地区のことです。協定後は、防災コミュニティづくりや地区防災計画書の作成、災害時の体制づくりなどに取組み、安全で住みよいまちづくりを目指します。

***むかしの井戸**

災害用生活用水の給水施設として、市が公園などに設置した手押しポンプ式の井戸のことです。平成30年3月現在、市内に22箇所(2箇所は民間井戸)あり、そのうち20箇所を市が管理しています。地域の情報、防災や防犯などに関する情報交換など、市民のふれあいの場として、井戸端会議を開いている地域があります。

***井戸端会議**

地域住民を中心に、むかしの井戸で簡易水質検査やポンプの手入れを行うほか、地域の情報や防災・防犯に関する情報交換など行う機会のことです。

取組 (64)	地区防災センターの円滑な運営	担当課	防災安全課	
内 容	災害時、地区防災センター*の運営を円滑に行うことができるように、学校周辺の自治会などと連携を図ります。			
4年後のイメージ	初動要員と周辺自治会（自主防災組織等）の連携が強化されています。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	<ul style="list-style-type: none"> 地区防災センター運営マニュアルに基づく訓練の実施 市総合防災訓練会場年1回実施 初動要員（市職員）と周辺自治会が連携して備蓄倉庫の確認など 			
令和2年度実績	<p>新型コロナウイルス感染症の影響により地区防災協力会等の活動が自粛されたため、市と地区防災協力会で、避難所運営の課題について共有する機会を設けられませんでした。市報やオンライン防災訓練等を通じてコロナ禍の避難所対策について周知を図りました。</p> <p>次年度の取組：今後、新型コロナウイルス感染症対策を踏まえ、地区防災センター運営マニュアルを改定し、地区防災協力会へ配布予定です。</p>			


***地区防災センター**

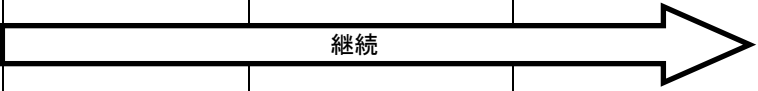
災害時の避難場所（各学校のグラウンド）、避難所（被災した市民を一時的に受け入れる場所のこと。体育館と教室の一部）、医療救護所、物資配布場所、情報伝達場所の機能を有する地域の拠点のことで、市立小中学校、都立国分寺高校及び東京経済大学が地区防災センターに指定されています。

取組 (65)	井戸端会議との連携	担当課	防災安全課	
内 容	地域の公園に設置してある「むかしの井戸」で市民防災推進委員が中心となって定期的開催している「井戸端会議」に必要な支援を図ります。			
4年後のイメージ	むかしの井戸が平常時の地域コミュニティの場、災害時の生活用水の給水拠点として広く市民に認知されています。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	定期開催への支援（井戸水の簡易水質検査キットの配布や井戸端会議への参加及びツイッター*等を利用した市民への広報）			
令和2年度実績	<p>井戸会議で水質検査を行う市民に対して簡易水質検査キットを配布しました。井戸端会議の開催日時については、HP、出前講座やパンフレットでご案内するなど広報を行っています。</p> <p>次年度の取組：定期開催への支援として、井戸水の簡易水質検査キットの配布及びHP・ツイッター等を利用して市民へ幅広く広報を行います。</p> <p>（参考：令和元年度 井戸端会議 11 か所で実施）</p>			

***ツイッター**

パソコンや携帯電話などで140文字以内の短文を投稿できる情報サービスのことです。

取組 (66)	地域の青少年育成		担当課	子ども若者計画課
内 容	市内5地区の青少年育成地区委員会活動を支援します。			
4年後のイメージ	各地域で児童、青少年の健全育成のための取組が活発に行われます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	5地区の支援, 補助金の交付, 委員研修の実施年1回			
令和2年度実績	<p>国分寺市青少年育成地区委員会五地区（東地区・西地区・南地区・北地区・中央地区）全地区に対して、国分寺市における青少年の健全育成を図るため、地域における社会環境の浄化及び青少年育成活動を展開するために必要な経費として令和2年度に補助金を交付しました。市内を5つに分けた地域で、コロナ禍の中実施を中止した事業もありましたが、各地区が感染症対策をしながら、地域に根ざした特色ある行事を開催しました。異年齢による交流の他、ウォークラリーに中学生が、サマーディキャンプには高校生がボランティアとして関わりました。</p> <p>活動に携わる委員会の役員及び委員に向けて、日々の活動において課題になっていることをテーマとした研修会を企画・実施しました。</p> <p>【委員研修会】 東京西法務少年センター施設見学 ⇒12月に見学を予定していたが施設側の意向により中止</p> <p>【役員研修会】 講演テーマ「2021年の一歩を踏み出そう！コロナ禍を乗り越える活動のひと工夫」（東京都生活文化局「地区委員会なんでもアドバイザー派遣事業」事業を活用） 講師 安富 啓氏, 千葉晋也氏（株式会社石塚計画デザイン事務所代表取締役） 日程：令和3年2月15日 参加者数：15人 ⇒新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書面開催として実施。 コロナ禍での活動の工夫や日頃の活動をより効果的に広報するコツを学ぶことができました。</p> <p>次年度の取組：前年度と同様に、補助金の交付、委員研修の実施（年1回）、各地区委員会が実施する各種事業への支援等に取り組み、子どもや若者を含めた地域住民の交流の促進を図ります。</p>			

取組 (67)	住民合意のまちづくり	担当課	まちづくり推進課
内 容	地域の特性や課題を地域住民が共有し、協働のまちづくりを進めるまちづくり条例の仕組みの活用を奨励するとともに、必要な支援を図ります。		
4年後のイメージ	情報提供と支援の実施を行うことで、住民合意のまちづくりの促進が図られます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	<ul style="list-style-type: none"> ・市報などによる情報提供と支援の実施 ・専門家派遣制度やまちづくり協議会等への助成制度の運用など 		
令和2年度実績	<p>市報やHPを通じてまちづくり活動助成制度について周知を行いました。(1回)</p> <p>まちづくり活動助成制度については、周知を行いました、申請がなかったため実施に至りませんでした。(事前相談：2件)</p> <p>まちづくりコンサルタント派遣事業については、派遣要請がなかったため、実施に至りませんでした。</p> <p>次年度の取組：協働のまちづくりを進めるまちづくり条例の仕組みの情報提供と支援の実施を行うことで、住民合意のまちづくりの促進を目指します。</p> <p>(参考：令和元年度 まちづくり協議会活動助成0件、専門家派遣2回)</p>		

取組(68)	重点プロジェクト⑨ (P. 67 参照)		
	地域づくり	担当課	協働コミュニティ課
内 容	コミュニティの活性化・地域福祉の充実を図ります。		

重点プロジェクト	—		
通番	(34) まちの美化活動の促進		
目的	<p>ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発活動を行うとともに、不法投棄防止のパトロール、市内一斉清掃活動の実施など、市民や事業者等のまちの美化活動を促進します。</p> <p>路上の放置自転車や違法看板を撤去し、歩行者などの円滑な通行を確保します。</p>		

取組 (69)	ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する啓発			担当課	環境対策課 (旧環境計画課)
内 容	市民・事業者・市が協働してポイ捨てなどの防止，喫煙マナー向上の啓発活動を行い，まちの美化を促進します。				
4年後のイメージ	市民や事業者等との協働によるキャンペーン活動を通じて，市民等にポイ捨ての防止と路上喫煙の規制について理解の促進及び行動につながります。				
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2	
	マナーアップキャンペーン※の実施				
令和2年度実績	<p>新型コロナウイルス感染症拡大防止のため，マナーアップキャンペーンを中止としましたが，路上禁煙地区での吸い殻等のポイ捨て防止を啓発するため，マナーアップ指導員を配置(国分寺・西国分寺駅各1人)し，継続して実施し，喫煙者への注意指導件数は，国分寺駅周辺 659 件，西国分寺駅周辺 293 件となりました。</p> <p>次年度の取組：</p> <ul style="list-style-type: none"> 路上禁煙地区での吸い殻等のポイ捨て防止を啓発するため，マナーアップ指導員を配置します。 新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ，ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止の啓発活動と駅周辺の清掃活動をマナーアップキャンペーンと位置付け，商工会・東京経済大学・市民団体等と協働して実施します。 <p>(参考：令和元年度 喫煙者への注意指導件数 国分寺駅周辺 680 件，西国分寺駅周辺 311 件)</p>				

※マナーアップキャンペーン

毎月第三火曜日に国分寺駅周辺において，市民や環境団体，東京経済大学，事業者と協働してポイ捨ての禁止及び路上喫煙防止の啓発活動と周辺の清掃活動を実施しています。

取組 (70)	不法投棄の防止活動			担当課	環境対策課 (旧ごみ対策課)
内 容	不法投棄防止のパトロールを行うとともに，市報などで啓発活動を行います。				
4年後のイメージ	ルールに従ったごみの適正な排出が行われ，市内の環境美化が図られます。				
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2	
	①不法投棄防止の日中パトロール(平日)ほか早朝・夜間パトロールは適宜実施 ②啓発活動の実施，市報やHPなどの掲載 ③不法投棄多発地域に防止看板を設置				
令和2年度実績	<p>年間，市内を職員が清掃指導業務等の一環でパトロールを行いました。活動回数は 243 回でした。また，早朝及び夜間パトロールは未実施でした。</p> <p>不法投棄多発箇所への看板は市職員直接設置及び看板支給による市民等設置の合計で設置箇所 32 か所，設置枚数 63 枚でした。</p> <p>市報はペットボトル戸別収集新開始等の重要な新規事業を優先したため不法投棄啓発活動は実施できていません。</p> <p>不法投棄件数 51 件</p> <p>(参考：令和元年度 家電 4 品目 25 点【エアコン 0 点，テレビ 15 点，冷蔵庫 5 点，洗濯機・衣類乾燥機 5 点】処理)</p>				

取組 (71)	クリーン運動※の実施			担当課	環境対策課 (旧環境計画課)
内 容	国分寺市民クリーン運動実行委員会を主体に、自治会・町内会などと連携し、公共の場所の一斉清掃を行います。				
4年後のイメージ	市民や事業者等との協働による市内一斉清掃のクリーン運動を通じて、市民等のまちの美化意識の向上が図られます。				
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2	
	クリーン運動の実施				
令和2年度実績	<p>新型コロナウイルス感染症対策のため、中止しました。</p> <p>次年度の取組：国分寺市民クリーン運動実行委員会を主体に、自治会・町内会、老人会、各種団体と連携し、地域環境の向上を図ります。</p> <p>(参考：令和元年度 自治会 66 団体 (2,908 人)、各種団体 17 団体 (400 人)、もやせるごみ 6,362kg、もやせないごみ 668kg、汚泥・土 230kg、不法投棄 40kg 収集)</p>				

※クリーン運動

実行委員会を中心に自治会、老人会、各種団体等と連携し、ボランティア精神に基づき、道路や公園などにおける自主的な清掃活動を行い、地域環境の向上を図ります。毎年 11 月上旬に実施しています (昭和 51 年～)。

取組 (72)	放置自転車などの撤去			担当課	① 交通対策課(旧事業計画課) ② 道路管理課(旧道路と下水道課)
内 容	円滑で安全な交通環境を確保するため、公共の場所に放置された自転車、道路上の不法占有物、違反看板などの撤去を行います。また、常習的に自転車が放置されてしまう道路には、バリケードの設置や指導員の配置等を実施し、自転車を放置させないための対策を行います。				
4年後のイメージ	駅周辺に放置自転車及び道路上の不法占有物がなくなり、安全な道路交通が確保されています。				
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2	
	<ul style="list-style-type: none"> 市内 1 日あたりの放置自転車警告・撤去台数(警告数 230 件, 撤去数 28 件) 道路上の違法看板及び不法占有物については道路パトロールや警視庁, 東京都, 関連企業と連携し共同除却等 	<ul style="list-style-type: none"> 市内 1 日あたりの放置自転車警告・撤去台数 (警告数 210 件, 撤去数 25 件) 道路上の違法看板及び不法占有物については道路パトロールや警視庁, 東京都, 関連企業と連携し共同除却等 	<ul style="list-style-type: none"> 市内 1 日あたりの放置自転車警告・撤去台数 (警告数 190 件, 撤去数 23 件) 道路上の違法看板及び不法占有物については道路パトロールや警視庁, 東京都, 関連企業と連携し共同除却等 	<ul style="list-style-type: none"> 市内 1 日あたりの放置自転車警告・撤去台数 (警告数 170 件, 撤去数 20 件) 道路上の違法看板及び不法占有物については道路パトロールや警視庁, 東京都, 関連企業と連携し共同除却等 	
令和2年度実績	<p>【①交通対策課 (旧事業計画課)】</p> <p>放置自転車については市内 1 日あたり、警告 85 件・撤去 6 件を実施しました。次年度の取組：引き続き、円滑で安全な交通環境を確保するため、放置自転車に対しては、警告・撤去を行い、違反広告物に対しては取り締まりを行い、はり紙・はり札等は撤去、看板等は是正・撤去指導を行っていきます。</p> <p>【②道路管理課 (旧道路と下水道課)】</p> <p>年間を通して市内の道路でパトロールを行い、違反広告物 545 枚 (はり紙 84 枚, はり札等 461 枚) を除去しました。</p>				

3-3 地域性豊かな景観の形成

重点プロジェクト	—
通番	(35) 地域特性にあった景観づくり
目的	「国分寺市景観まちづくり指針*」の普及啓発により、自然や歴史的景観、まち並み景観などに対する市民や事業者等への関心を高めます。 また、建築物の高さや意匠、緑化などのルールを定めた地区計画の策定や建築協定の締結など、地域住民との協働によるまちづくりを進めます。

*国分寺市景観まちづくり指針

地域で育まれた固有の景観を保全し、新たに魅力ある景観を育み、活力ある景観を創出する視点を持ちながら、良好な景観形成を目的とした市の景観まちづくりに関する基本的な考え方をまとめたものです。

取組 (73)	景観形成の方針の活用	担当課	まちづくり推進課
内容	「国分寺市景観まちづくり指針」に基づき、開発事業における景観の指導を行います。また、イベントでの啓発活動を通じて、市民への景観に対する関心を高めます。		
4年後のイメージ	開発事業に対する景観配慮の指導を行うことで、良好な住環境の創出が図られます。啓発活動により、市民及び事業者の景観まちづくりに係る関心の向上が図られます。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	・景観指針に基づく開発事業の指導 ・イベントなどでの景観に関する啓発活動		
令和2年度実績	開発事業 50 件においては、景観まちづくり指針に基づき、建築物の外壁の色彩などについて景観協議を行いました。 次年度の取組：引き続き、開発事業に伴う手続きの中で、景観まちづくり指針に基づく景観協議を行っていきます。		

重点プロジェクト	⑥ 歴史的景観や文化財の保全・活用
通番	(36) 歴史遺産及び文化財の調査・保存・活用
目的	国指定史跡武蔵国分寺跡などの公有化による歴史公園の整備、新たな文化財調査などにより、市内の歴史遺産及び文化財の保存・整備を進めます。 また、文化財愛護ボランティアの養成や文化財めぐりなどのイベントの開催、観光マップなどの広報活動の充実などにより、文化財とのふれあいを推進するとともに、活用を進めます。

取組(9)	重点プロジェクト⑥ (P. 50 参照)		
	歴史公園の整備	担当課	ふるさと文化財課
内容	「国指定史跡武蔵国分寺跡附東山道武蔵路跡*保存管理計画」等に基づき、史跡武蔵国分寺跡などの歴史公園の整備を進めます。		

取組(74)	重点プロジェクト⑥ (P. 52 参照)		
	(仮称)郷土博物館	担当課	ふるさと文化財課
内容	史跡武蔵国分寺跡の整備にともない、(仮称)郷土博物館構想の具体化を図ります。		

取組(75)	重点プロジェクト⑥ (P. 52 参照)		
	市内総合文化財調査	担当課	ふるさと文化財課
内 容	「市内総合文化財調査計画」に基づき、市内に所在するさまざまな文化財の所在調査を行い、目録に登載することによって、文化財の保護を図ります。		

取組(76)	重点プロジェクト⑥ (P. 52 参照)		
	文化財とのふれあい推進	担当課	ふるさと文化財課
内 容	市内文化財めぐり、市外文化財めぐりなど、文化財を理解促進するイベントを実施します。		

取組(77)	重点プロジェクト⑥ (P. 53 参照)		
	広報の充実	担当課	市政戦略室
内 容	歴史・観光マップを配布するほか、案内板などを整備します。		

取組(78)	重点プロジェクト⑥ (P. 54 参照)		
	文化財普及事業の推進(広報)	担当課	ふるさと文化財課
内 容	各種パンフレット等の多言語化やICTを活用した情報発信を積極的に行い、市内外からの来訪者に対する文化財の理解促進に努めます。		

【地球環境】基本方針4：

資源が循環し、エネルギーが有効に利用される地球にやさしいまち

4-1 地球温暖化対策の推進

重点プロジェクト	⑤ 自転車・公共交通機関の利用促進		
通番	(37) 地球温暖化対策の計画的な推進		
目的	<p>市の事務事業を対象とした「国分寺市地球温暖化防止行動計画」(市役所版)に基づき、市は公共施設の省エネルギー化の推進、ノーカーデーの実施、グリーン購入の推進、節電行動などによって、二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を削減し、地球温暖化対策を進めます。</p> <p>また、地域のエネルギーの方向性などを含め、市域を対象とした総合的な地球温暖化対策実行計画(市域版)策定の検討を進めます。</p> <p>さらに、市報などを通じて、市民や事業者等へ公共交通機関の利用促進、エコドライブなどの地球温暖化防止に関する普及啓発を進めます。</p>		
取組(38)	重点プロジェクト⑤ (P.46 参照)		
	環境保全に関するPR	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また、HP等で新しい情報を提供します。		
取組(79)	重点プロジェクト⑤ (P.48 参照)		
	庁用車の使用抑制	担当課	契約管財課
内容	移動手段としての徒歩・自転車の推奨や長距離移動の場合には明確な理由を文書で提出させることで、日常的な使用抑制を図ります。		
取組(80)	重点プロジェクト⑤ (P.48 参照)		
	地球温暖化防止行動計画(市役所版)の推進	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	「地球温暖化防止行動計画(市役所版)」に基づき、省エネ行動などを実施し、温室効果ガス排出の抑制、省資源・省エネルギーを進めます。		
取組(81)	重点プロジェクト⑤ (P.49 参照)		
	グリーン購入の推進	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	再生材などを使用した環境負荷の少ない製品の購入を推進します。毎年度「国分寺市グリーン購入ガイドライン」の見直しを行うとともに、前年度の調達実績等について調査します。		

重点プロジェクト	—
通番	(38) 地球温暖化への適応
目的	近年、地球温暖化の影響と見られる猛暑などによって、熱中症が増加しています。こうした気候変動の予測や、熱中症の増加など懸念される影響について情報を収集するとともに、市民や事業者等には、夏期の打ち水の推奨や公共施設でクールシェアを行うなど、熱中症の予防策について普及啓発を進めます。

取組 (82)	熱中症の予防に関する広報	担当課	健康推進課	
内容	夏場の熱中症予防対策として、注意喚起や予防法などを市報やHPなどで広報します。			
4年後のイメージ	熱中症の予防に関する知識が市民に浸透します。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	市報やHP・チラシによる広報 年1回			
令和2年度実績	<p>全市民向けに、5月15日号市報で「熱中症予防」の関連記事を掲載しました。</p> <p>内容：熱中症の予防のポイント、症状・発症時の対応、環境省の熱中症予防情報サイト紹介、簡易経口補水液の作り方、食中毒予防等。</p> <p>あわせて、市HPにて、同内容で注意喚起をしました。</p> <p>次年度の取組：5月15日号市報が紙面の関係で掲載できず、令和3年度は6月1日号ヘルスアップ通信に「夏の健康管理」として掲載しました、同時期にHPにも同内容を掲載し、併せてトップページのカラーセルパネルを活用しました。</p>			

取組 (83)	高齢者の熱中症の予防に関する啓発活動	担当課	高齢福祉課 (旧高齢者相談室)	
内容	夏場の熱中症対策として、予防方法などを市報やHPなどで広報を行うほか、熱中症予防に関する各種教室、出張講座により、啓発活動を行います。			
4年後のイメージ	熱中症予防に関する講座の開催等、地域での意識の向上を図る取組が推進されています。高齢者が熱中症予防に関する適切な対応ができています。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	熱中症に関する講座を各地域包括支援センターにおいて1回以上実施			
令和2年度実績	<p>【目的】 夏季期間における高齢者の熱中症について注意喚起と夏場の過ごし方・熱中症対策について啓発を行います。</p> <p>【実施期間】 令和2年6月～9月末</p> <p>【実施内容】</p> <p>(1) 夏場の過ごし方・熱中症対策を周知するための講座開催：講座数4回</p> <p>(2) 個別訪問による熱中症対策・予防の注意喚起 ：対象者(75歳以上の高齢者世帯) 総数 9,084人</p> <p>(3) 高齢者が利用する市内関係機関へのチラシ配布：配布先団体 347か所</p> <p>(4) 市内に涼み処を設置：公共施設 14か所</p> <p>【実施における関係機関】 民生・児童委員協議会、地域包括支援センター、ケアマネジャー、市内関係機関等</p> <p>■市内において熱中症で搬送された数値 ※()内が65歳以上の高齢者数 令和2年度：35人 (19人)</p> <p>(参考：令和元年度 熱中症予防に関する講座 35回)</p>			

4-2 省エネルギー・省資源の促進

重点プロジェクト	⑧環境負荷の少ないライフスタイルの促進		
通番	(39) 省エネルギー・省資源行動の促進		
目的	家庭におけるエネルギー使用量，二酸化炭素排出量を月1回記録することで，省エネルギーの意識を高める手段としての「環境家計簿」を普及拡大するとともに，市報やホームページなどを通じて，家庭や事業所等における具体的な節電対策，省エネルギー機器に関する情報など，省エネルギー・省資源に関する情報提供を行います。		

取組(38)	重点プロジェクト⑤ (P. 46 参照)		
	環境保全に関するPR	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また，HP等で新しい情報を提供します。		

取組(84)	重点プロジェクト⑧ (P. 64 参照)		
	環境家計簿の普及啓発	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	市民の省エネルギー・省資源などの意識を高める手段として，環境家計簿の普及啓発を推進します。		

4-3 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進

重点プロジェクト	⑧環境負荷の少ないライフスタイルの促進
通番	(40) 再生可能エネルギーの導入・創エネルギーの推進
目的	<p>新たに公共施設を整備する際は太陽光などの再生可能エネルギーの導入を図ります。</p> <p>家庭においては、太陽光発電機器や燃料電池コージェネレーション機器などの設置費用の一部を助成することで、再生可能エネルギーの導入・創エネルギーを推進し、エネルギーの有効利用、地球温暖化対策を進めます。</p>

取組(85)	重点プロジェクト⑧ (P. 65 参照)		
	公共施設における再生可能エネルギー・創エネルギーの導入	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	公共施設の新設・大規模改修に際して、再生可能エネルギー・創エネルギー機器の設置を推進します。		

取組(86)	重点プロジェクト⑧ (P. 66 参照)		
	住宅用太陽光発電機器等設置助成	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	地球温暖化の原因となる温室効果ガスの削減、省資源・省エネルギーの推進のため、家庭向けの創エネルギー機器設置費用の一部を助成します。		

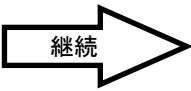
4-4 ごみの発生抑制, 減量化・資源化の推進

重点プロジェクト	—
通番	(41) ごみの発生抑制
目的	リデュース（ごみになる物をつくらない、買わない）リユース（物を捨てずに人に譲ったり、繰り返し使う）の促進による発生抑制を図ります。レジ袋削減などに積極的に取り組むリサイクル推進協力店制度の推進のほか、市報等を通じて、ごみの排出抑制を重視した暮らしに関する普及啓発を進めます。

取組 (87)	リサイクル推進協力店制度 [*] の拡充と啓発	担当課	ごみ減量推進課
内容	事業系廃棄物の減量化・資源化に関する説明会を開催し、事業者に対し積極的な働きかけを行い、ごみ減量・資源化に関する意識を啓発し、資源の循環を図るためペットボトルの自主回収などのリサイクル推進協力店を増やす等、制度の拡充と啓発を進めます。		
4年後のイメージ	過剰包装・使い捨て商品の抑制が促進され、リサイクル推進協力店、スーパー、コンビニエンスストアと連携し、マイバッグ運動や自主回収が推進されています。		
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)
	商店等に過剰包装・使い捨て商品の抑制の協力を要請（関係機関と広域的に連携）	・商店等に過剰包装・使い捨て商品の抑制の協力を要請（関係機関と広域的に連携） ・検証及び見直し	商店等に過剰包装・使い捨て商品の抑制の協力を要請（関係機関と広域的に連携）
令和2年度実績	ごみの減量・資源化に積極的に取り組んでいる事業者等を「国分寺市リサイクル協力店」に認定し、市民及び事業者のごみの減量化・資源化に関する意識の啓発をするとともに、市内における循環型社会の形成を推進しています。（協力店舗数 10 店舗）		

*リサイクル推進協力店制度

創意工夫によるごみの減量・資源化に積極的に取り組む市内の事業所に対して、市がリサイクル協力店として認定する制度のことです。レジ袋を無料で提供しない、マイバッグの持参を奨励しているなどの認定要件があります。

取組 (88)	図書館資料のリユース		担当課	図書館課
内容	除籍した図書館資料をリサイクル図書コーナーに置き、市民に提供します。また、図書館の運営体制の整備後に、公民館まつり等のイベントに合わせてリサイクル市を行い、除籍・廃棄資料のリユースを行います。			
4年後のイメージ	資料のリユースにより、除籍資料や寄贈された資料の有効利用が図れます。			
年度別指標	H29	H30	R1 (H31)	R2
	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルコーナーは市内5館で実施15,000冊(単年) リサイクル市は市内2館で実施 		<ul style="list-style-type: none"> リサイクルコーナーは市内5館で実施15,000冊(単年) リサイクル市は市内3館で実施 	<ul style="list-style-type: none"> リサイクルコーナーは市内5館で実施15,000冊(単年) リサイクル市は市内4館で実施
令和2年度実績	<p>収納スペースに限りがあることから、配架場所の確保を目的に不要となった除籍資料を有効利用するためリサイクルコーナーなどに配架し来館者に配布しました。</p> <p>除籍資料合計：22,298冊(単年)</p> <p>本多図書館(4,237冊)、恋ヶ窪図書館(5,938冊)、光図書館(5,056冊)、もとまち図書館(1,715冊)、並木図書館(5,352冊)</p> <p>なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため公民館まつりが中止となったことにより、リサイクル市も中止となりました。</p> <p>次年度の取組：次年度も引き続き新刊図書の収納スペースを確保するため汚破損本や貸出頻度の少ない資料を除籍していきます。また、除籍した図書に関しては、公民館まつり等のイベントや行事を活用し、リサイクル市等を開催し、図書の配布を積極的に行っていきます。</p> <p>(参考：令和元年度 除籍資料合計18,996冊(単年))</p> <p>(内訳) 本多図書館(1,746冊)、恋ヶ窪図書館(3,130冊)、光図書館(4,315冊)、もとまち図書館(2,474冊)、並木図書館(7,331冊))</p>			

重点プロジェクト	⑦ 資源循環型のまちづくりの推進
通番	(42) ごみの減量化・資源化の推進
目的	家庭用生ごみ処理機器購入助成の普及促進、給食残さ・せん定枝・家庭の厨芥類のたい肥化、リサイクル家具の販売、陶磁器、小型家電、金物類やごみ焼却灰の再資源化、清掃指導員による分別指導などのほかに、多摩地域各市の先行事例の分析・研究を行い、ごみの減量化・再資源化を推進することによって、資源の循環、ごみ焼却に伴い発生する二酸化炭素排出量の削減を進めます。

取組(89)	重点プロジェクト⑦(P.55参照)		
	生ごみ処理機器の普及促進	担当課	ごみ減量推進課
内容	生ごみ処理機器(ごみけしくん、市販型)の購入費の一部を助成するとともに、啓発活動により普及を図ります。		

取組(90)	重点プロジェクト⑦(P.56参照)		
	給食残さ・家庭の厨芥類及びせん定枝のたい肥化	担当課	ごみ減量推進課
内容	小学校や保育園の給食残さ、集合住宅及び戸建住宅(自治会単位など)の生ごみ及び家庭のせん定枝をたい肥化し、小学校、保育園の園芸や家庭菜園などでの利用を促進します。		

取組(91)	重点プロジェクト⑦ (P. 56 参照)		
	ごみの減量化・資源化の推進	担当課	ごみ減量推進課
内 容	「一般廃棄物処理基本計画やごみ減量化資源化行動実施計画 (アクションプラン)」に基づき、ごみの減量化・資源化を推進します。		

取組(92)	重点プロジェクト⑦ (P. 57 参照)		
	分別の周知・指導	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
内 容	市報やごみリサイクルカレンダーなどを通じて分別のルールを周知し、清掃指導員によるごみ分別指導や廃棄物減量等推進委員による啓発活動を行います。		

重点プロジェクト	⑦資源循環型のまちづくりの推進		
通番	(43) ごみ減量や分別などの普及啓発		
目的	ごみ・リサイクルカレンダーの作成・配布，協働による分別体験説明会・イベントの開催，資源物の集団回収の推奨，リーフレットの作成や市報などを通じて，ごみ減量や分別に関する普及啓発を進めます。		

取組(93)	重点プロジェクト⑦ (P. 58 参照)		
	ごみリサイクルカレンダーによるごみの減量化・資源化や分別のルールの啓発	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
内 容	分別ルールなどを記載したごみリサイクルカレンダーを全戸配布し，啓発を行います。		

取組(94)	重点プロジェクト⑦ (P. 58 参照)		
	説明会やイベントなどでの啓発活動	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
内 容	分別体験説明会をはじめ，国分寺まつり，環境まつりなどの各種イベントにおいて，協働によるごみの減量・資源化，分別について啓発活動を推進します。		

取組(95)	重点プロジェクト⑦ (P. 59 参照)		
	広報活動の充実	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
内 容	市報特集号やHP，アプリなどを通じて，ごみ減量・資源化の啓発を行います。		

【環境教育・環境学習】基本方針 5 :

地域に学び、人のつながりや活動を生み出すまち

5-1 環境教育・環境学習の推進

重点プロジェクト	⑦ 資源循環型のまちづくりの推進 ⑧ 環境負荷の少ないライフスタイルの促進		
通番	(44) 多様な主体による環境教育・環境学習の推進		
目的	小中学校、公民館、地域センターなどを環境教育・環境学習の拠点施設として、市民、事業者等、学校や市などの多様な主体による講座や学習会を開催するなど、環境教育・環境学習を推進します。 また、市職員においては、環境教育・環境学習に関する講座や研修会などに積極的に参加し、環境意識の向上を図ります。		
取組(96)	重点プロジェクト⑦ (P. 60 参照)		
	公民館における「環境教育・環境学習」の推進	担当課	公民館課
内容	各公民館の地域特性などを活かして、体験学習や講座など環境教育・環境学習を推進します。		
取組(97)	重点プロジェクト⑦ (P. 60 参照)		
	環境に関する啓発活動	担当課	図書館課
内容	世界環境デー(6月)に合わせ、市内全図書館で、環境問題に関する資料の展示コーナーを設置します。		
取組(98)	重点プロジェクト⑦ (P. 61 参照)		
	環境学習の実施・支援	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	小中学校、自治会・町内会、市民団体等からの要請により、講師や職員を派遣し、環境学習を行います。		
取組(99)	重点プロジェクト⑦ (P. 61 参照)		
	環境学習・啓発活動体制の推進	担当課	①環境対策課(旧ごみ対策課) ②ごみ減量推進課
内容	市内小学校の清掃センター見学、出前講座、分別説明会、環境まつりなどにおいて、子どもから大人までごみについて理解できるような取組を図ります。		
取組(100)	重点プロジェクト⑦ (P. 62 参照)		
	3R講座の開催	担当課	ごみ減量推進課
内容	市のごみの現状と処理について理解し、市民と行政が協働して地域のごみ問題を解決する3R講座を開催します。		
取組(101)	重点プロジェクト⑦ (P. 62 参照)		
	清掃センターの見学受入	担当課	環境対策課 (旧ごみ対策課)
内容	社会科見学、夏休み親子見学会や環境まつりなどにおいて、ごみの発生から中間処理、最終処分までの過程を講義するとともに、焼却施設などを見学することで、ごみの排出抑制、減量化・資源化を考える機会を提供します。		

取組(102)	重点プロジェクト⑦ (P. 63 参照)		
	清掃センターの見学実施	担当課	学校指導課
内 容	小学3～4年に実施する、「わたしたちの国分寺」という授業の中で、ごみの流れを取り上げ、清掃センターの見学を実施します。		

取組(103)	重点プロジェクト⑦ (P. 63 参照)		
	全庁的な取組の実施	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内 容	「環境基本計画実施計画」, 「地球温暖化防止行動計画 (市役所版)」, 「グリーン購入基本方針」を柱に、庁内イントラネット、ポスター掲示、職員研修などを通して環境配慮に関する情報を共有し、全庁的な取組を進めます。		

重点プロジェクト	② 地産地消の推進による都市農業の支援 ③ 野川、用水路及び湧水などの地域資源の保全・活用		
通番	(45) 地域資源を活用した体験型学習の推進		
目的	国分寺崖線や樹林地、都市農地、お鷹の道・真姿の池湧水群、史跡武蔵国分寺跡などの地域資源を活用しながら、生命の尊さ、自然の大切さ、環境保全等を学ぶ機会として、自然観察会や農業体験などの体験型学習を進めます。		

取組(24)	重点プロジェクト② (P. 31 参照)		
	農業体験農園の支援	担当課	経済課
内 容	市民等が農業体験できる場として、農業体験農園の施設整備費及び自立支援への補助を行います。		

取組(25)	重点プロジェクト② (P. 32 参照)		
	市民農業大学	担当課	経済課
内 容	農業者の指導のもと、市民に野菜づくりの一連の作業を体験する場や植木、鉢花、果樹の手入れの仕方など幅広く国分寺農業のことを学ぶ場を提供します。		

取組(26)	重点プロジェクト② (P. 32 参照)		
	農ウォーク	担当課	経済課
内 容	農業委員会他共催で「農ウォーク」を開催し、市民が地域の畑などを歩いてまわり、農にふれる場を作ります。		

取組(27)	重点プロジェクト② (P. 33 参照)		
	市内農園などにおける野菜収穫による農とのふれあい活動	担当課	子ども子育て事業課
内 容	市内農園 (保育園の近隣地など) での野菜掘り会、園庭での野菜作りを行うことにより、農とのふれあいを図ります。		

取組(36)	重点プロジェクト① (P. 29 参照)		
	観察会などの開催による生物多様性に関する情報提供	担当課	①まちづくり計画課(旧環境計画課) ②緑と建築課
内 容	生物多様性に関する情報を提供し、普及啓発を図ります。 動植物調査の結果等を利用したバードウォッチングや自然観察会などの市民参加型イベントを行うことで市民の関心を高めるとともに、関係団体等と生物多様性保全に向けた調整を行います。		

取組(104)	重点プロジェクト② (P. 36 参照)		
	学童体験農園	担当課	学校指導課
内 容	農家の指導をうけて、土づくり、種蒔きから収穫までの一連の農作業を体験し、小学校と地域の連携を図ります。		

取組(105)	重点プロジェクト② (P. 36 参照)		
	児童の収穫体験	担当課	学校指導課
内 容	小学校の生活科、理科の学習において、農作物などの収穫を通して、地域の中で自然に親しむことにより、自然環境への関心を高めます。		

取組(106)	重点プロジェクト② (P. 37 参照)		
	エコミュージアム事業の開催	担当課	緑と建築課
内 容	市内の樹林地などについて、市民団体との協働で緑地・水辺をネットワーク化したエコミュージアムとして活用します。		

取組(107)	重点プロジェクト② (P. 37 参照)		
	科学教室の開催	担当課	学校指導課
内 容	小学5～6年生を対象に大気、水、植物に関する学習や野外観察を通じ、環境への関心を高めます。		

取組(108)	重点プロジェクト② (P. 37 参照)		
	宇宙の学校の開催	担当課	学校指導課
内 容	5歳児から小学4年生を対象とし、宇宙や自然科学をテーマにした話や実験・工作などを通して、宇宙や自然科学への興味や関心を高めます。		

重点プロジェクト	⑧ 環境負荷の少ないライフスタイルの促進		
通番	(46) 環境学習に関する情報提供, 学習教材づくり		
目的	<p>環境に関するイベントや講座の開催, 環境関連図書の設定, 環境施策の取組状況などを示した「環境報告書」の公開など, 環境学習に関する情報提供を進めます。</p> <p>また, 市民や学校などと連携しながら, 子どもだけでなく大人にも有効な学習教材やプログラムづくりを進めます。</p>		

取組(38)	重点プロジェクト⑤ (P. 46 参照)		
	環境保全に関するPR	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	国分寺まつりなどのイベントで施策の目的に合致した環境保全に関するPRを行います。また, HP等で新しい情報を提供します。		

取組(98)	重点プロジェクト⑦ (P. 61 参照)		
	環境学習の実施・支援	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	小中学校, 自治会・町内会, 市民団体等からの要請により, 講師や職員を派遣し, 環境学習を行います。		

重点プロジェクト	—		
通番	(47) 環境活動の促進と支援		
目的	<p>環境アドバイザーの派遣, 省エネセミナーなどを開催し, 市民や事業者等の環境活動を促進するとともに, ホームページなどで市民等の環境保全活動を紹介するなど, その取組を支援します。</p>		

取組(98)	重点プロジェクト⑦ (P. 61 参照)		
	環境学習の実施・支援	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	小中学校, 自治会・町内会, 市民団体等からの要請により, 講師や職員を派遣し, 環境学習を行います。		

5-2 人づくり, 仕組みづくり

重点プロジェクト	⑨ 環境面における参加と協働による地域の活性化の推進		
通番	(48) 環境教育・環境学習の機会の促進		
目的	環境に関する意見交換会を行う場である「環境ひろば」の活動, 地域の課題を地域で考える「地域・団体交流会」の開催, 地域住民の環境学習会へのアドバイザーの派遣など, 市民, 事業者等, 市が協働して環境教育・環境学習を促進します。		

取組(68)	重点プロジェクト⑨ (P. 67 参照)		
	地域づくり	担当課	協働コミュニティ課
内容	コミュニティの活性化・地域福祉の充実を図ります。		

取組(98)	重点プロジェクト⑦ (P. 61 参照)		
	環境学習の実施・支援	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	小中学校, 自治会・町内会, 市民団体等からの要請により, 講師や職員を派遣し, 環境学習を行います。		

取組(109)	重点プロジェクト⑨ (P. 68 参照)		
	環境ひろばの開催	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	環境ひろばを開催し, 市民, 事業者等, 市の環境に関する意見交換を行い, 環境学習を促進します。また環境シンポジウムを開催するなど, 市民や事業者等への啓発活動を推進します。		

重点プロジェクト	⑨ 環境面における参加と協働による地域の活性化の推進		
通番	(49) 地域リーダーの育成, ネットワーク化の支援		
目的	わんぱく学校などを通じて, 人とかかわりを大切にした豊かな地域づくりを担う青少年地域リーダーの育成を進めるとともに, 環境教育・環境学習に取り組んでいる環境団体の連携, ネットワークづくりを支援します。		

取組(98)	重点プロジェクト⑦ (P. 61 参照)		
	環境学習の実施・支援	担当課	まちづくり計画課 (旧環境計画課)
内容	小中学校, 自治会・町内会, 市民団体等からの要請により, 講師や職員を派遣し, 環境学習を行います。		

取組(110)	重点プロジェクト⑨ (P. 69 参照)		
	青少年地域リーダーの育成	担当課	社会教育課
内容	豊かな地域づくり・活性化のため, お年寄りから子どもまでの橋渡し役を担う青少年を育成します。		

取組(111)	重点プロジェクト⑨ (P.70 参照)		
	わんぱく学校	担当課	社会教育課
内 容	わんぱく学校の活動の中で地域の美化・環境活動などに参加します。		

取組(112)	重点プロジェクト⑨ (P.70 参照)		
	まちづくりセンターの運営	担当課	まちづくり推進課
内 容	まちづくり条例に基づく「まちづくりセンター」の事業を実施し、都市計画・まちづくりに関する講座や相談会の実施のほか、「まちづくり協議会設立」「まちづくり計画策定」の支援などを行うことで、市民主体のまちづくりを推進します。		

第5章 各課の環境学習・啓発活動等一覧

※**協働**…ひとつの事業目標を達成するために、市民活動団体と市が情報を共有し、信頼関係のもとに責任を果たし、成果をあげること。
 (対象：共催，実行委員会，意見交換等)

事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
●防災安全課		
井戸端会議の実施	毎月1回実施 (11か所)	地域社会における災害時の生活用水の確保，水と緑を通じた都市環境の保全，市民のふれあいの場の確保等を目的として設置した23か所（うち2か所は民間井戸）について市民と協働して維持・管理を行いました。 11か所の井戸について，周辺に住んでいる市民防災推進委員や住民を中心として井戸端会議及びポンプ管理，清掃，簡易水質検査を行い，同時に防災に関する情報交換等を行いました。
市民防災まちづくり学校	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	
協働 イザ！ カエルキャラバン！	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	
●経済課		
市民農業大学	受講生16人 (うち修了生16人)	農業者が講師となり，市民が農作物の播種・定植から除草等の圃場管理・収穫まで一連の農作業を体験することによって，農業者と市民の相互理解を促進し，農業とふれ合う市民のすそ野を拡大しました。
援農ボランティア推進事業	—	平成8～令和元年度に，(公財)東京都農林水産振興財団が認定した「援農ボランティア」のうち，派遣希望のあった73人を21戸の農家に派遣しました。
	市民農業大学受講生を対象とした援農ボランティア技術取得講座は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	
市民農園	全5農園 445区画	市民が野菜の栽培を通じて土に親しむとともに，生産の喜びを味わい，市民相互の交流を深め豊かな余暇生活の実現を図りました。
野菜作りの半日体験講習会	11月29日，12月13日 参加者15人	野菜作りの半日体験講習会
●健康推進課		
食育講座	11月12日 参加者8人	大人を対象に「天平メニュー・国分寺ごはん」講座を実施しました。 「天平メニュー・国分寺ごはん 昔の食生活とバランスのいい食事」
	親子食育講座は，新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	
	3回実施 参加者16人	食育に関する出前講座を子どもから高齢者を対象に実施しました。

●まちづくり計画課			
協働 環境ひろば	毎月第3日曜日 (原則)	市民・事業者・市が一堂に会し、環境をテーマに意見交換を行う場として年6回(4～6月及び1～3月は新型コロナウイルス感染症対策のため中止)開催するとともに、イベントでの啓発活動、環境シンポジウムを開催しました。	
協働 環境シンポジウム	1月30日 参加者37人	環境ひろばと協働して、環境に関する講演会を実施しました。 第16回国分寺市環境シンポジウム テーマ：外来生物 ～忍び寄る脅威と対策～ 講師：五箇 公一氏 (国立環境研究所 生物・生態系環境研究センター 生態リスク評価・対策研究室 室長)	
アメリカザリガニ 捕獲大作戦	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。		
環境情報 ライブラリー	—	図書・資料の閲覧に供するため、環境白書(令和元年度版)の配架を行いました。	
環境家計簿モニター	期間： 7月～9月(夏期) 12月～2月(冬期) 参加世帯70世帯	家庭における電気・ガスの使用量を把握することで、省エネ意識の向上を高め、地球温暖化防止に寄与することを目的として実施しました。 夏期と冬期に分けてモニターを募集し、電気・ガスの使用量から算出した温室効果ガス排出量やエコライフ(省エネルギー生活)の取組の報告を受けました。	
●まちづくり計画課			
まちの センター※ デザイン	まちづくり ライブラリー	—	図書・資料の閲覧に供するため、まちづくり及び環境に関連した図書の配架を行いました。
●交通対策課			
協働 駅前放置自転車 クリーンキャンペーン	10月22日～ 10月31日	キャンペーン期間中は、放置自転車の撤去活動を強化するとともに、10月28日には国分寺駅前において、各種団体のご協力を得て、啓発用ティッシュの配布とともに、放置自転車のマナー向上を呼びかける駅頭広報活動を行いました。	

事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
●緑と建築課		
協働 エックス山等緑地 保全事業	(作業) 毎月第2・3・4金曜日 (会議) 毎年1・4・7・10月 第2金曜日	エックス山等市民協議会と協働して、四半期ごとに1回意見交換を行うとともに、毎月3回(ただし会議日を除く)西恋ヶ窪緑地において維持管理作業を実施しました。定例作業のほか、樹木更新を実施するため、11月から2月までの間、週3回活動しました。
協働 砂川用水路維持 管理事業	毎月第1月曜日 毎月第2・4土曜日 定例作業	美しい用水の会と協働し、毎月3回の定例作業として、砂川用水のより良い環境維持を目的に、水路ののり面の除草やごみ揚げ清掃、樹木剪定などを実施しました。
協働 姿見の池周辺維持管 理事業	毎月第1・4日曜日 定例作業	緑と自然を育てる会と協働して、姿見の池周辺緑地において、良好な環境保全を目的に水路ののり面の除草、清掃及び草花等の補植・管理を実施しました。
エコミュージアム	3月23日 参加者21人	市内を博物館に見立て、何気なく目にしている自然や生活環境を、歴史や文化・伝統に根ざした視点から、散策しました。泉町一丁目国分寺崖線緑地にはじまり、押切橋、不動橋などを訪れました。
夏休みこども自然 教室(自習編)	各小学校へお知らせを 配布、ホームページで 紹介	西恋ヶ窪樹林地において、植物の説明板の設置やセミの抜けガラを調べられる資料の作成を行い、ホームページで紹介しました。
バードウォッチング	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	
湧水源周辺散策	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	
●環境対策課		
浅川清流環境組合可 燃ごみ処理施設見学 会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	
三多摩は一つなり交 流事業	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	
協働 喫煙マナーアップ キャンペーン	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	
協働 クリーン運動	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	

事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
●ごみ減量推進課		
協働 3R講座	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	
協働 国分寺環境まつり	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	
ごみの分別・ 出し方の啓発	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	
●学校指導課		
授業における環境学習 浅川清流環境組合の 見学	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	
科学教室	(5年生コース) 年間25回実施 参加者94人 (6年生コース) 年間27回実施 参加者31人	5年生コースでは「大気の化学」「水の科学」を、6年生コースでは「土の科学」「電気の科学」を取り上げ観察や実験を行いました。
ジュニア科学教室 「宇宙の学校」	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	
学童体験農園	第六小学校・第八小学校で実施	農家の指導を受けながら、土づくり、種まきから収穫までの一連の作業を通して、児童に勤労の尊さや喜び、成就感を実感させるとともに協調性を養うことを目的に実施しました。
●社会教育課		
青少年地域リーダー 講習会	9月～3月(7回) 参加者13人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1回中止	子どもからお年寄りまでの橋渡し役となり、豊かな地域づくりに貢献できる青少年のリーダー(中学1年から大学生)を育てることを目的として実施しました。
わんぱく学校	9月～3月(5回) 参加者27人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため6回中止	体験学習や仲間との交流を通して、子どもたちの感受性・人間性を伸ばし、青少年リーダーとしての資質を育てることを目的として、野外活動・体験学習を実施しました。

事業名	実施日・参加者数等	事業内容・目的等
●ふるさと文化財課		
レプリカを作ろう	11月1日 参加者数 17人	教育7DAYSの一環として、小中学生を対象とした文化財に触れるワークショップを開催。資料館所蔵の鎧瓦等を模った型からレプリカ作成をしました。
子ども歴史クイズラリー	11月3日～11月7日 参加者数 19人	おたかの道湧水園に訪れる子どもに園内で楽しんでもらうため、子ども向けのクイズを実施しました。
都立武蔵国分寺公園連携事業 「ディスカバリーワードラリー」	12月4日～12月13日 参加者数 139人	参加者が都立武蔵国分寺公園や周辺史跡のポイントを巡り、各ポイントに配置してある展示から一文字ずつ集め単語を完成させるディスカバリーワードラリーを実施しました。
ふるさと文化財愛護ボランティア養成講座	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	
市民歴史講座	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	
市内文化財めぐり	荒天のため中止しました。	
現地説明会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	
歴史講演会等	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。	
●公民館事業		
恋ヶ窪公民館	自然講座「恋ヶ窪の自然を探る」 3月（1回） 参加者 10人 ※新型コロナウイルス感染症拡大防止のため1回中止	地域の自然環境や冬のこの時期ならではの野鳥の生息などを通じて、身近な環境に目を向けるきっかけとなるよう実施しています。
光公民館	野外講座「武蔵国と朝鮮半島の交流史～秋の高麗川を歩く～」 10月（全1回） 参加者 26人	現地を歩くことにより、古代における武蔵と朝鮮の交流史を知ることが目的として実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により現地を歩くことは中止し、令和2年度は講座のみ行いました。
もとまち公民館	環境・自然をテーマにした学習会	新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施しませんでした。
並木公民館	農業体験講座（並木ファーマーズ） 4月～9月（全39回） 参加者 19人・延べ 517人 10月～3月（全30回） 参加者 23人・延べ 513人	地元の農家の方の協力・実技指導を得ながら約40種類の作物を育て、収穫をしました。この事業を通して、地域理解と都市型農業について考える機会となりました。そのほか、参加者同士の交流の場、公民館事業へ参加することにより、地域社会とのつながりを深めることにもつながりました。
	子ども農業体験講座 5月～11月（全3回） 参加者 6人・延べ 36人	新型コロナウイルス感染症対策のため、親子参加で回数を限定して実施しました。

第6章 委員会等の活動経緯

1 国分寺市環境審議会（附属機関）

環境基本条例に基づき、令和2年度環境報告書(令和元年度実績)の内容などについて協議しました。

回	開催日	内 容	委員
1	令和2年 12月22日	・令和2年度環境報告書(案)の内容等について	9人
2	令和3年 1月26日	・「第二次国分寺市環境基本計画実施計画」の改定に係る意見聴取 ・令和2年度環境報告書(案)の内容等について	11人
3	2月16日	・「第二次国分寺市環境基本計画実施計画」の改定について (諮問審議及び答申) ・令和2年度 国分寺市環境審議会意見書 まとめ	9人

2 国分寺市環境推進管理委員会

環境基本条例に基づき、環境基本計画実施計画に係る環境施策の進ちよく状況の確認・評価を行いました。

回	開催日	内 容	委員
1	令和2年 11月2日	・令和元年度実績管理票の確認及び評価について	11人
2	12月24日	・「第二次国分寺市環境基本計画実施計画」の改定に係る意見聴取 ・令和元年度実績管理票の確認及び評価について	10人
3	令和3年 1月29日	・令和元年度実績管理票の確認及び評価について	11人
4	3月5日	・令和2年度国分寺市環境推進管理委員会報告(案) まとめ	11人

3 国分寺市環境ひろば

環境基本条例に基づき、毎月原則第三日曜日に市民・事業者・市が一堂に会し、環境をテーマに意見交換する場として開催しました。

回	開催日	内 容	参加者
184	令和2年 4月12日	新型コロナウイルス感染症対策のため中止	—
185	5月17日	新型コロナウイルス感染症対策のため中止	—
186	6月21日	新型コロナウイルス感染症対策のため中止	—
187	7月19日	報告 ・クールビズの実施について ・学生の地域貢献の参加について など 協議 ・フリートークのテーマ、ひろばニュース など フリートーク 「環境シンポジウムのテーマ等について」	12人
188	8月16日	報告 ・夏期環境家計簿モニターについて ・里山へGO!について など 協議 ・フリートークのテーマ、ひろばニュース など フリートーク 「環境シンポジウムのテーマ等について その2」 「国分寺市の水害について」	14人
189	9月13日	報告 ・市内緑地でのコナラ、クヌギの立ち枯れについて ・環境シンポジウムのテーマ等について 協議 ・フリートークのテーマ、ひろばニュース など フリートーク 「新庁舎建設に係る環境配慮について」	12人
190	10月18日	報告 ・環境推進管理委員会の開催について ・X山等でのクヌギ・コナラの立ち枯れについて ・冬期環境家計簿モニター募集について 協議 ・新庁舎建設に係る環境配慮について など フリートーク 「第二次国分寺市環境基本計画実施計画の改定について（意見聴取）」	10人
191	11月15日	報告 ・環境シンポジウム開催決定について ・環境審議会の開催について など 協議 ・フリートークのテーマ、ひろばニュース など フリートーク 「第二次国分寺市環境基本計画実施計画の改定について（意見聴取）その2」	11人
192	12月20日	報告 ・環境シンポジウム開催決定について ・環境推進管理委員会の開催について ・環境審議会の開催について 協議 ・浅川清流環境組合の見学について ・フリートークのテーマ など フリートーク 「第二次国分寺市環境基本計画実施計画の改定について意見聴取）その3」	11人
193	令和3年 1月17日	新型コロナウイルス感染症対策のため中止	—
194	2月21日	新型コロナウイルス感染症対策のため中止	—
195	3月21日	新型コロナウイルス感染症対策のため中止	—

4 国分寺市環境ひろば・国分寺市で共催した事業

(1) 第16回環境シンポジウムの開催

多くの市民と環境問題について考える機会として、国分寺市環境ひろばと協働で環境シンポジウムを開催しました。

○シンポジウム

テ ー マ： 「外来生物～忍び寄る脅威と対策～」

講 師： 国立環境研究所 生物・生態系環境研究センター
生態リスク評価・対策研究室 室長 五箇 公一 氏

日 時： 令和3年1月30日（土）

会 場： オンライン開催

参 加 者： 37名

(2) 国分寺まつり・環境まつりへの参加

例年、環境基本計画の紹介、国分寺市環境ひろばのPR及び省エネに関する情報提供などを目的に国分寺まつり、環境まつりに参加していますが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりました。

第7章 国分寺市の環境活動

1 環境基本計画実施計画

環境基本計画に基づく実施計画（中期）は、平成29年度から令和2年度の4年間で計画期間とし、事業を実施しています。令和2年度の各課の事業実績は本報告書（P.22～P.118）に記載しています。

これらの事業実績について環境推進管理委員会において確認・評価を行いました。

○ 国分寺市環境基本計画実施計画の進ちょく状況について

表7-1 環境基本計画実施計画(中期)における主な施策の数

実施計画における主な施策	49
再掲載の主な施策	3

表7-2 主な施策の担当課の自己評価と環境推進管理委員会での評価（再掲載の主な施策を含む。）

評価基準	評価 (主な施策)	割合 (%)
順調 (順調・おおむね順調の割合の合計が100%、かつ、順調の割合が50%以上)	22	42.3
おおむね順調 (順調・おおむね順調の割合の合計が100%、かつ、順調の割合が50%未満)	24	46.2
おおむね順調 (順調・おおむね順調の割合の合計が80%以上100%未満)	0	0.0
停滞ぎみ(順調・おおむね順調の割合の合計が40%以上0%未満)	6	11.5
停滞(順調・おおむね順調の割合の合計が40%未満)	0	0.0
合計	52	100.0

表7-3 環境基本計画実施計画(中期)における具体的施策(取組)の数(※)

実施計画(中期)における具体的施策(取組)	112
再掲載の具体的施策(取組)	40

表7-4 具体的施策(取組)の進ちょく状況評価(再掲載事業を含む。)(※)

進ちょく状況の評価基準	進ちょく 状況	割合 (%)
順調(年度別指標を達成した、又は上回った。)	61	40.1
おおむね順調(年度別使用に対して、達成率が80%以上)	84	55.3
停滞ぎみ(年度別指標に対して、達成率が80%未満)	7	4.6
停滞(年度別指標に対して、実績がない、又は未実施)	0	0.0
合計	152	100.0

※表7-3及び表7-4においては、事業が終了した取組、当該年度の事業計画がないため評価対象外とした取組及び新型コロナウイルス感染症拡大防止により事業を中止したことに伴い、評価対象外とした取組を除く。

○環境審議会による環境報告書の案の確認について

環境推進管理委員会での環境施策の実績確認・評価を行った後、毎年発行している環境報告書の案について環境審議会で内容等を確認しました。報告書の構成、掲載位置、表記の修正などに関する意見を参考にしながら、本報告書を作成しました。

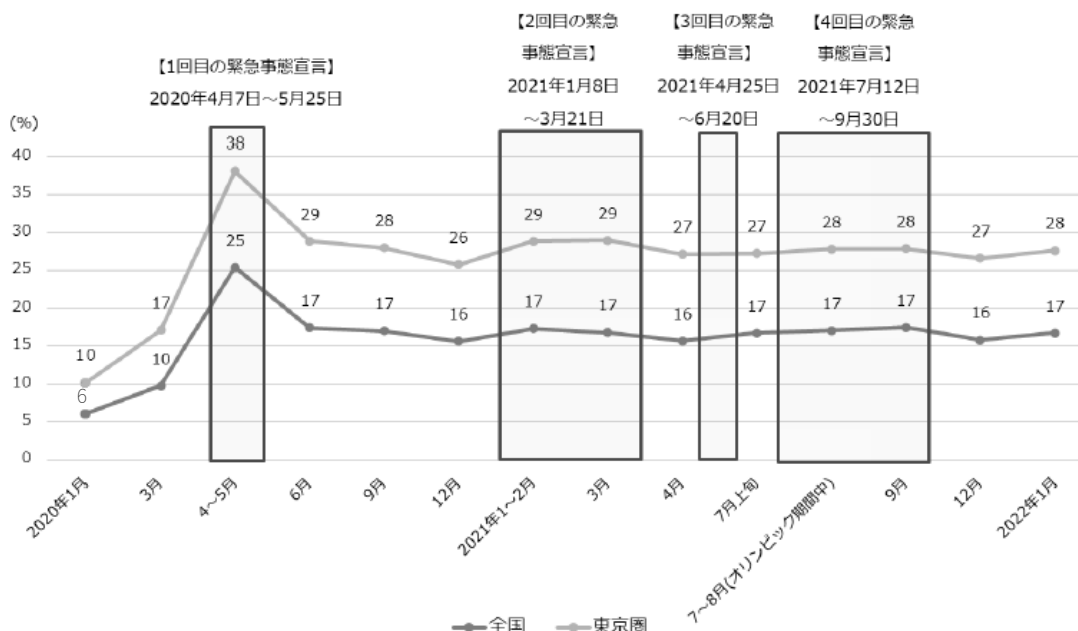
新型コロナウイルス感染症による影響について

令和2年は、新型コロナウイルス感染症という新たな危機に、世界中が大きな影響を受けました。日本においても緊急事態宣言の発出やまん延防止措置、外出自粛等による消費の減少などを要因として、経済活動の停滞を招きました。また、一斉休校の実施やテレワークの実施企業の増加（下図参考）など、わたしたち一人ひとりのライフ・ワークスタイルについても変化を余儀なくされました。これらの影響は、本市においてもごみの搬出量の変化（P.16～P.18 参照）や一部公共施設の電気使用量の減少、車両走行距離の減少（P.48 参照）、市の事業におけるWEB会議の増加といった面で変化が見られます。また、これらのことから人間の活動と環境に与える負荷の関係性を改めて捉える契機となりました。

一方で、新型コロナウイルス感染症がもたらしたライフ・ワークスタイルの変化は、わたしたち一人ひとりの生活行動意識にも変化を与えていると考えられています。

今後、新型コロナウイルス感染症から社会・経済が再生していく中で、生活行動意識の変化がもたらす社会・経済の変革とともに、気候変動問題や循環型経済への移行といった環境課題についても対応できる社会を構築していく必要があります。

●（図）全国および東京圏のテレワーク利用率の推移



全国 (2020年1~3月: n=10,516、4~6月: n=12,138、9~12月: n=10,523、2021年1~4月: n=9,796、7~9月: n=10,644、12月~2022年1月: n=10,113)
 東京圏 (2020年1~3月: n=3,467、4~6月: n=4,049、9~12月: n=3,514、2021年1~4月: n=3,261、7~9月: n=3,539、12月~2022年1月: n=3,333)
 (注) 緊急事態宣言は東京都に発令されていた期間を示している。

出典:「第6回テレワークに関する就業者実態調査(速報)(令和4年2月)」(大久保敏弘・NIRA 総合研究開発機構)

2 地球温暖化防止行動計画

(1) 計画策定の背景と現在の国における目標の推移

平成9年(1997年)12月に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)では、二酸化炭素(CO₂)に代表される6種類の温室効果ガスの削減目標が「京都議定書」として締結され、平成17年(2005年)2月に発効しました。「京都議定書」では、我が国は温室効果ガスの総排出量を「平成20年(2008年)から平成24年(2012年)の5年間に、平成2年(1990年)レベルから6%削減」することが目標として定められました。

平成25年(2013年)11月にポーランド・ワルシャワで開催された第19回締約国会議(COP19)では、上記の「京都議定書」に代わるものとして令和2年(2020年)以降の温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みについて議論され、第21回締約国会議(COP21)の開催前までに各国が約束草案を国連に提出することになりました。我が国は、令和2年(2020年)までの削減目標を、「2005年比3.8%減(90年比約3.1%増)」に見直すことを表明しました。

これを受けて、平成27年(2015年)7月に、「令和12年度(2030年度)までに平成25年度(2013年度)比26%削減」と「日本の約束草案」を国連に提出しています。

平成27年(2015年)11月にフランス・パリで開催された第21回締約国会議(COP21)で、令和2年(2020年)以降の温暖化対策の国際的枠組みを示す「パリ協定」が採択されました。

採択の翌年、平成28年(2016年)10月に締約国数55か国及びその排出量が世界全体の55%を超えるとの発効要件を満たし、同年11月4日に発効しました。なお、我が国は同年11月8日にパリ協定を締結しています。

パリ協定では、全ての国が温室効果ガスの排出削減目標を5年ごとに提出・更新する義務があります。我が国は、令和2年(2020年)3月30日に地球温暖化対策推進本部において、「2030年度に2013年度比-26%(2005年度比-25.4%)の水準にする削減目標を確実に達成することを目指す。また、この水準にとどまることなく、中期・長期の両面で温室効果ガスの更なる削減努力を追求していく。」と決定しています。

また、同年10月26日、当時の菅総理大臣は所信表明演説において「我が国は、2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。

これを受け、2050年までのカーボンニュートラルの実現を基本理念として法に位置付けるとともに、その実現に向けて地域の再エネを活用した脱炭素の取組や、企業の排出量情報のデジタル化・オープンデータ化を推進する仕組み等を定めた「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案」を、令和3年3月2日に閣議決定しました。

(2) 地方公共団体(市)の責務

地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)(以下、「地球温暖化対策推進法」という。)第4条において温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものと定められているほか、同法第21条において市の実施する事務事業による温室効果ガス排出抑制のための実行計画の策定・公表等が義務付けられるとともに、実行計画において、区域の自然的社会的条件に応じて再エネ利用促進等の施策と、施策の実施目標を定めるよう努めること等が求められています。

(3) 国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版)

上記、地球温暖化対策推進法に基づき、平成18年3月に「国分寺市地球温暖化防止行動計画」を策定し、市の実施する事務事業による温室効果ガスを中心に、継続して削減に取り組んできました。

平成31年3月には、「第三次国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版)」として取り組んできた第三次計画の計画期間の満了に伴い、「第四次国分寺市地球温暖化防止行動計画(市役所版)」

を策定しました。本計画では、基準年度（平成 25 年度）の基準排出量（6,947 t-CO₂）に対し、2030 年度までに 40%削減、中間目標として、計画期間最終年度である令和 5 年度までに 16.7%削減することを目標に掲げています。

表7-5 計画概要の推移

	計画期間	基準年度	目標設定とその達成状況
第一次計画	平成 18～23 年度	平成 16 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 16 年度の総排出量（20,439.2 t-CO₂）に対し、平成 23 年度までに 6%（1,226.4 t-CO₂）の削減目標 ■平成 23 年度総排出量（13,157 t-CO₂）35.6%削減、目標達成
第二次計画	平成 24・25 年度	平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 22 年度の総排出量（15,279.2 t-CO₂）に対し、年度ごとに 1%ずつ削減をし、平成 25 年度までに合計 2%（305.6 t-CO₂）の削減目標 ■平成 24 年度総排出量（14,444 t-CO₂）5.5%の削減 平成 25 年度総排出量（15,254 t-CO₂）0.2%の削減 2 か年の合計 5.7%削減により、目標達成
第三次計画	平成 26～30 年度	平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 24 年度の基準排出量（10,443 t-CO₂）に対し、平成 30 年度までに 15%（1,566 t-CO₂）以上の削減目標 ■平成 30 年度総排出量（11,484 t-CO₂）10.0%増加 目標未達成
第四次計画	令和元（平成 31）～令和 5 年度	平成 25 年度	<ul style="list-style-type: none"> ■平成 25 年度の基準排出量（6,947 t-CO₂）に対し、令和 5 年度までに 16.7%（1,160 t-CO₂）の削減目標

（4）令和元（平成 31）年度国分寺市温室効果ガス総排出量

令和 2 年度に令和元年（平成 31）年度の温室効果ガスの総排出量を集計した結果、総排出量は約 6,819 t-CO₂ で、基準排出量（6,947 t-CO₂）に比べ 1.8%減少しました。

第四次計画の削減目標値を達成するためには、さらに 1,032 t-CO₂ を削減する必要があります。

引き続き、各施設内の照明の間引き、執務室内の消灯励行などによる、エネルギー使用量の削減が求められています。

3 グリーン購入

○ グリーン購入とは

「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境負荷の少ない製品やサービスを優先して購入することです。市では、平成18年度にグリーン購入基本方針及びガイドラインを策定し、平成19年度からグリーン購入の本格的な取組を進めています。令和2年度は13分野90品目について取組を行いました。分野別の取組結果は、下表のとおりです。

表7-6 令和2年度グリーン購入調達実績(分野別取組結果)

年度・分類 特定調達品目分野	購入実績に伴う調達率		やむを得ない理由によるものを除いた調達率(※)	調達できなかった主な理由
	R元(H31) <参考>	R2	R2	
用紙類	99.4%	99.5%	100.0%	必要物品に適合品がない
文具・事務用品	93.1%	88.3%	100.0%	物品の価格差 必要物品に適合品がない
事務用機器類	94.7%	91.4%	100.0%	物品の価格差 種類により適合品がない
OA機器	98.8%	98.2%	100.0%	種類により適合品がない
照明	94.6%	80.3%	100.0%	既存機器に対応する適合品がない
保存箱	100.0%	100.0%	100.0%	—
自動車	—	—	—	(購入実績なし)
衣料品等	97.5%	84.5%	100.0%	必要物品に適合品がない
作業手袋	99.7%	93.3%	100.0%	必要物品に適合品がない
繊維製品等	52.2%	95.7%	100.0%	必要物品に適合品がない
災害備蓄用品	100.0%	91.4%	100.0%	物品の価格差
衛生用品	97.4%	98.5%	100.0%	種類により適合品がない
印刷物	99.3%	100.0%	100.0%	—
平均	93.9%	93.4%	100.0%	

※価格、品質の差によりやむを得ず非適合品を購入したものを除いた調達量

4 国分寺市の環境年表

	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
享保年間 (1716-1735)	新田開発		
慶応3年	鷹場廃止		
明治22年 (1889)	市制・町村制により国分寺村誕生 (二村八新田が合併)		
	甲武鉄道(現JR中央線)開通		
	国分寺駅開業		
明治27年	川越鉄道(現在の西武国分寺線)開通		
明治43年	砂利運搬鉄道開通(下河原線)		
大正4年	電灯が点灯する		
大正9年	下河原線国有化となる		
大正10年	電話開通		
大正11年 (1922)	国分寺駅まで電車が開通		
	小学校に電灯		
大正12年	関東大震災		
大正15年 (1926)	国立駅開業	東京市民の郊外流出	
	国分寺・府中間バス開通		
昭和3年 (1928)	多摩湖電車(国分寺・萩山間)開通		純農村から大都市近郊の農村型に移行 (野菜栽培が盛んになる)
昭和15年	町制施行(国分寺町となる)		
昭和16年	(第2次世界大戦)		
昭和20年	軍需景気を受け住宅、工場が増加する	人口13,900人	
昭和24年		2万人を超える	東京都公害防止条例制定
昭和28年	リヤカー等による各戸ごみ収集開始		
昭和29年			清掃法制定
昭和30年	恋ヶ窪駅開設		
昭和31年	国分寺駅南口開設		
昭和31年	焼却炉完成(処理能力日量7t)		
昭和33年	国立駅北口開設	3万人を超える	
昭和35年 (1960)	町営水道始まる (西部の農村地区も住宅化)		
昭和37年		4万人を超える	(東京にスモッグ連続発生)
昭和38年	旧本庁舎完成		
昭和39年	市制施行(国分寺市となる)	5万人を超える	
	ポリバケツによるごみ回収方式採用		
昭和41年	焼却炉改造(処理能力日量40t)	6万人を超える	
昭和42年	中部幹線下水道事業開始		公害対策基本法制定
昭和43年		7万人を超える	大気汚染防止法制定
			騒音規制法
昭和44年			東京都公害防止条例制定
昭和45年 (1970)	市営運動場の開設		水質汚濁防止法制定
			廃掃法制定
	国分寺市公害防止条例制定		(PCBの環境汚染表面化)
昭和47年	公共下水道事業開始	8万人を超える	自然環境保全法制定
昭和48年	武蔵野線開通 西国分寺駅開業		
昭和49年			(酸性雨の被害発生)
昭和50年	粗大ごみ収集開始		(6価クロムによる土壌汚染発生)
昭和51年	公共下水道の使用開始(東元町)		
昭和52年	殿ヶ谷戸庭園開園		
昭和55年	三多摩地域廃棄物広域処分組合設立		
昭和58年		9万人を超える	

	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
昭和59年	日の出町に最終処分場開場 資源物集団回収奨励金制度開始		
昭和60年 (1985)	清掃センター完成(処理能力日量140t) 「お鷹の道・真姿の池湧水群」が環境庁(現環境省)の『名水百選』に選定		
昭和62年 平成元年 (昭和64年)	国分寺市水と緑の国分寺プラン策定		東京都管理計画の策定
平成3年	新小平駅 台風の影響による地下水位の上昇による水没事故発生(10月)		リサイクル法施行
平成4年		10万人を超える	東京都廃棄物の処理及び再利用に関する条例制定
平成5年			環境基本法の制定
平成6年	生ごみたい肥化容器の斡旋開始		第1回環境の日(6月5日)
平成7年 (1995)	資源物(紙・布・ビン・カン)の収集が開始		東京都地球温暖化防止対策地域推進計画の策定
平成8年			容器包装リサイクル法施行
平成9年			東京都環境基本計画を策定 京都議定書採択
平成10年	事業系一般廃棄物の全面有料化		東京エネルギービジョン策定 地球温暖化対策推進法制定
平成11年	せん定枝のたい肥化開始		P R T R 法公布 ダイオキシン類対策特別処置法公布
平成12年 (2000)	ペットボトルの拠点回収を開始 有害ごみの日を新設 国分寺市都市マスタープラン策定		緑の東京計画策定 グリーン購入法施行 循環型社会形成推進基本法公布
平成13年	家電リサイクル法始まる 国分寺市緑の基本計画策定 国分寺市一般廃棄物処理基本計画策定		東京都環境確保条例施行 東京都自然保護条例施行 家電リサイクル法施行
平成14年	資源プラスチックの分別収集開始(市内全域) 清掃センター・ダイオキシン類削減対策工事完了		エネルギー政策基本法制定 廃棄物処理計画の策定 土壌汚染対策法公布
平成15年		11万人を超える	エネルギー基本計画策定(第一次) 東京の名湧水選定 (ディーゼル車規制開始)
平成16年	国分寺市環境基本計画策定(3月) 国分寺市まちづくり条例制定(6月) 環境ひろば第1回開催(8月) 国分寺市環境基本条例制定(9月)		景観法公布 外来生物法制定
平成17年 (2005)	環境審議会第1回開催(2月) 環境推進管理委員会第1回開催(5月) 粗大ごみ有料化開始(10月) 公共施設のアスベスト使用状況調査 環境マネジメントシステム運用開始 国分寺市地球温暖化防止行動計画策定		京都議定書発効
平成18年	ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する条例の制定 国分寺市環境基本計画実施計画策定		持続可能な東京の実現をめざす新戦略プログラム策定 東京都再生可能エネルギー戦略の策定
平成19年	ごみの戸別収集開始(1月) グリーン購入の導入(4月) 環境家計簿モニター開始		エネルギー基本計画策定(第二次) 東京都気候変動対策方針策定
平成20年			G8北海道洞爺湖サミット開催 (新)東京都環境基本計画策定 生物多様性基本法制定

	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
平成21年	一般廃棄物処理基本計画の改定		
平成22年 (2010)	緑の基本計画改定		生物多様性条約C O P 10愛知県開催 名古屋議定書, 愛知目標採択 エネルギー基本計画策定 (第三次)
	ごみ減量化・資源化行動実施計画改定		
平成23年	東日本大震災 (3月) 以降の公共施設及び清掃センター等の節電対策		
平成24年	国分寺市湧水及び地下水の保全に関する条例制定		再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始 東京都緑施策の新展開 ~生物多様性の保全に向けた基本戦略~ 生物多様性国家戦略策定
	国分寺市放射能対策に関する基本的な対応方針策定		
平成25年	地球温暖化防止行動計画改定 (第二次)		東京都気候変動対策方針策定 小型家電リサイクル法施行 改正フロン排出抑制法公布
	家庭ごみ有料化開始 (6月)		
	ごみ減量化・資源化行動実施計画改定 住宅用太陽光発電機器等助成制度開始 (7月)		
平成26年	日野市・国分寺市・小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書締結 (1月)		雨水の利用の推進に関する法律施行 エネルギー基本計画策定 (第四次) 水循環基本法施行 空家等対策の推進に関する特別措置法制定
	環境基本計画改定 (第二次)		
	地球温暖化防止行動計画改定 (第三次)		
	国分寺市空き地及び空き家等の適正な管理に関する条例制定		
平成27年 (2015)	環境基本計画実施計画改定 (第二次 前期)		
平成28年	浅川清流環境組合設立 (日野市・国分寺市・小金井市新可燃ごみ処理施設の整備及び運営) (7月)		改正フロン排出抑制法施行
	環境基本計画実施計画改定 (第二次 中期) ごみ減量化・資源化行動実施計画改定	12万人を超える	
平成29年	住宅用太陽光発電機器等設置助成金交付規則一部改正		建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行
平成30年	地球温暖化防止行動計画改定 (第四次)		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正
令和元年 (平成31年)	一般廃棄物処理基本計画の改定		バーセル法改正
	浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設の試行運転開始 (12月)		ゼロエミッション東京戦略の策定
令和2年 (2020)	清掃センター焼却炉を休炉 (1月)		
	浅川清流環境組合新可燃ごみ処理施設の運転開始 (4月)		2050年カーボンニュートラル, 脱炭素社会の実現を目指すことを宣言
	環境基本計画実施計画改定 (第二次 後期)		

資料：東京都環境局「東京の環境」「東京都環境白書」
国分寺市教育委員会「郷土こくぶんじ」「国分寺市統計」

第8章 環境測定データ編（令和2年度環境調査結果）

1 大気環境分析調査

市内の主要幹線道路における大気の現況を把握することを目的として、市内のA～G地点（表8-1）で毎年定期的に調査を実施しています（平成17年度より調査地点に都市計画道路国3・2・8号線の建設予定地付近のF地点、G地点の2地点を追加。）。

調査期間：（冬期）令和2年12月11日（金）0:00～12月17日（木）24:00（7日間連続測定）

（1）調査結果

本調査の結果では、全項目において環境基準を超過した時間値・日平均値はありませんでした。

表8-1 大気環境分析調査結果

項目		単位	A地点 五日市街道		B地点 府中街道		C地点 国分寺街道		D地点 内藤橋街道		E地点 戸倉道り		F地点 熊野神社通り		G地点 多喜窪通り		環境基準
二酸化窒素 (NO ₂)	日平均値 の最高値	ppm	○	0.035	○	0.032	○	0.031	○	0.029	○	0.03	○	0.03	○	0.03	0.06ppm以下
	一酸化炭素 (CO)	ppm	-		○	0.5	-		-		-		○	0.5	○	0.5	10ppm以下
	8時間平均値 の最高値		-		○	0.9	-		-		-		○	0.9	○	0.8	20ppm以下
二酸化硫黄 (SO ₂)	日平均値 の最高値	ppm	-		○	0.002	-		-		-		○	0.002	○	0.002	0.04ppm以下
	1時間平均値 の最高値		-		○	0.004	-		-		-		○	0.004	○	0.004	0.1ppm以下
浮遊粒子状物 質(SPM)	日平均値 の最高値	mg/m ³	○	0.021	○	0.020	○	0.022	○	0.023	○	0.018	○	0.022	○	0.027	0.1mg/m ³
	1時間平均値 の最高値		○	0.039	○	0.042	○	0.037	○	0.044	○	0.034	○	0.071	○	0.053	0.2mg/m ³
微小粒子状物 質(PM2.5)※	日平均値 の最高値	ug/m ³	18.6		19.3		19.4		19.0		17.0		18.6		15.5		35ug/m ³

備考：○印は環境基準を満足していること、－（ハイフン）は未測定を示します。

※微小粒子状物質（PM 2.5）の環境基準は、1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であることと示されていますが、年間を通して測定していないことから記載した数値は参考値となります。

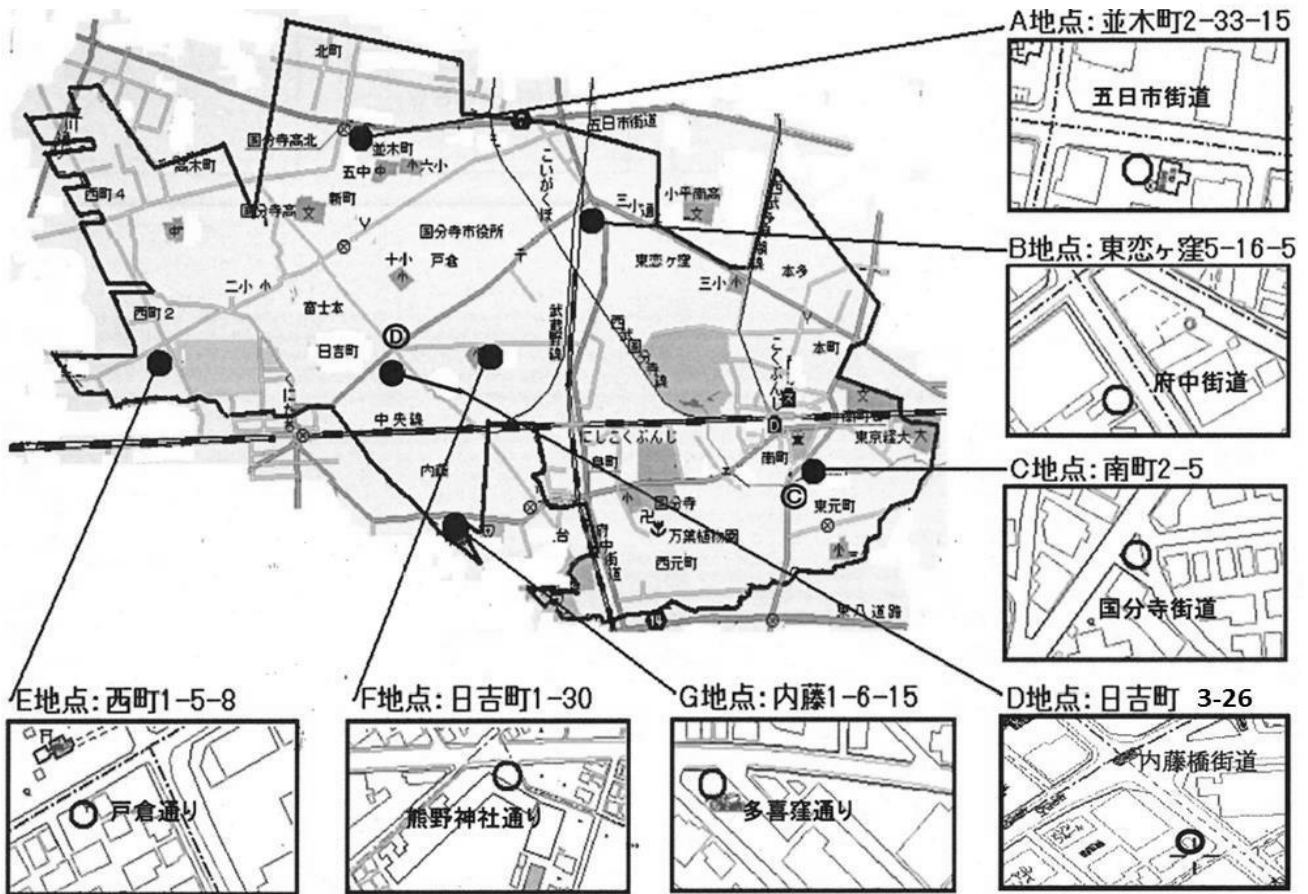
（2）結果概要と考察

環境基準値との比較において、今回の7日間の測定では全ての調査地点の全項目において、環境基準を超過した時間値、日平均値はありませんでした。

調査地点の最高値については、二酸化窒素はA地点（五日市街道）、一酸化炭素及び二酸化硫黄は測定したB地点（府中街道）、F地点（熊野神社通り）、G地点（多喜窪通り）でおおよそ同数値でした。浮遊粒子状物質は日平均値でG地点（多喜窪通り）、時間値でF地点（熊野神社通り）、微小粒子状物質（PM2.5）はC地点（国分寺街道）において最高値を記録しました。

なお、微小粒子状物質（PM2.5）について、A～F地点においては重量法を用いて測定し、G地点（多喜窪通り）ではβ線吸収法での測定を行いました。また、微小粒子状物質（PM 2.5）の環境基準は、1年平均値が15μg/m³以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m³以下であることと示されていますが、年間を通して測定していないことから記載した数値は参考値となります。

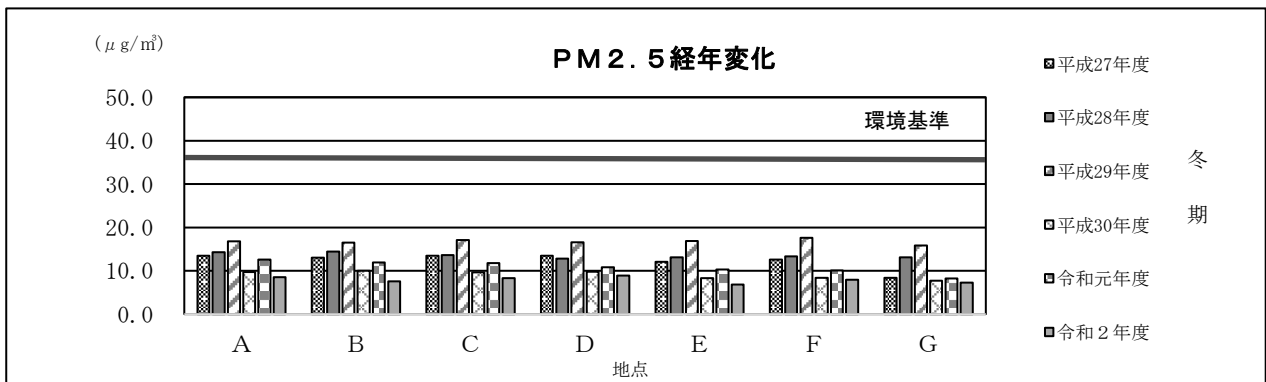
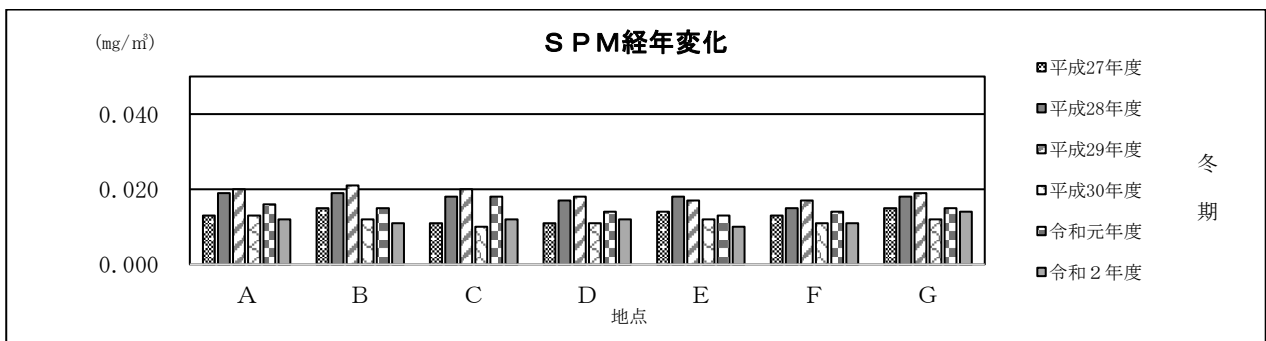
図8-1 大気及び騒音・振動観測地点とその地点における交通状況



SPMとPM2.5の大気中濃度

令和2年度冬期の期間平均値（令和2年12月11日～令和2年12月17日）

浮遊粒子状物質自動計測器を用いて測定を行った、A～G地点における期間平均値のSPM濃度は0.010～0.014mg/m³の範囲にあり、G地点で最大値を示しました。また、PM2.5の濃度は重量法を用いて測定を行ったA～F地点は6.8～8.9μg/m³の範囲にあり、D地点で最大値を示しました。β線吸収法を用いて連続測定を行ったG地点における最高値は7.3μg/m³でした。なお、SPM、PM2.5のいずれも前年度に対し、全地点において微減しました。



令和2年度と過去調査との比較

各地点の令和元年度までの調査結果(時間値の期間平均値)と令和2年度調査結果の比較を図8-2に示しています(季節ごとの変化変動が大きいので、各年度の冬季調査結果と比較を行っています)。また、地域別交通量の平成29年度からの推移を図8-3に示しています。

(1) 大気汚染物質濃度の比較(図8-2)

①窒素酸化物(NO, NO₂, NO_x)

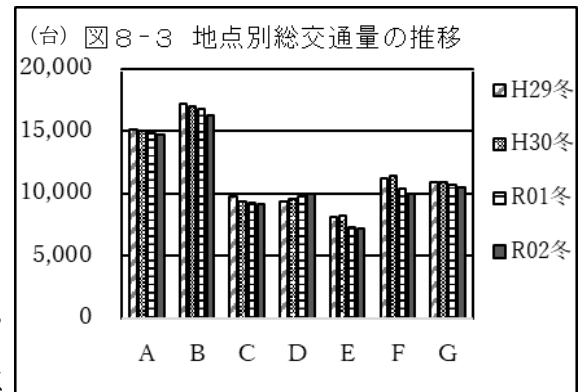
一酸化窒素(NO)は令和元年度冬季に対し、A, B地点で増加し、CからG地点で減少しました。また、二酸化窒素(NO₂)は全地点で増加しました。窒素酸化物(NO_x)は、A, B, E, G地点で増加、C, F地点で減少、D地点では同じでした。

②一酸化炭素(CO)は令和元年度冬季に対し全ての地点で同じでした。※B, F, G地点のみ測定。

③二酸化硫黄(SO₂)は令和元年度冬季に対し同程度でした。※B, F, G地点のみ測定。

④浮遊粒子状物質(SPM)は令和元年度冬季に対し全ての地点で減少しました。

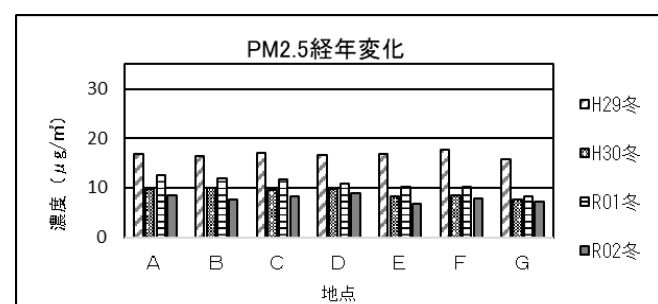
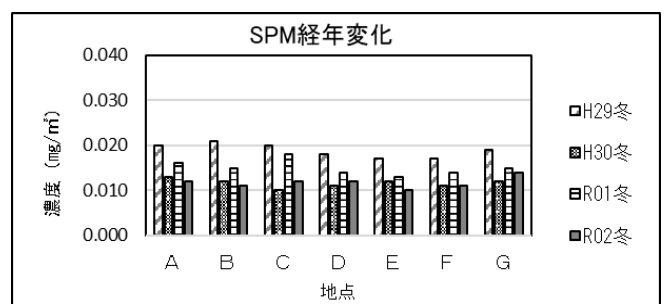
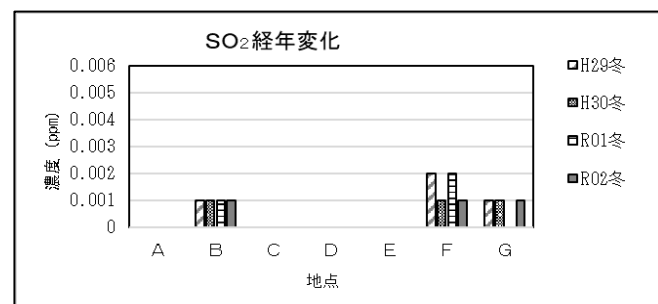
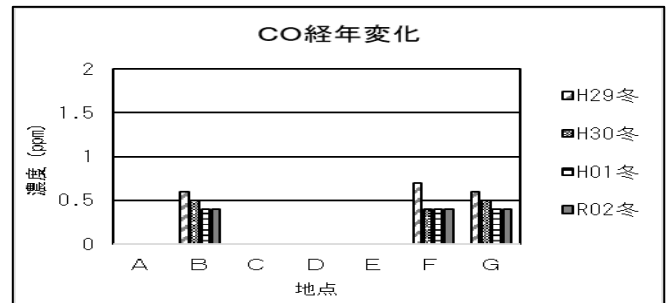
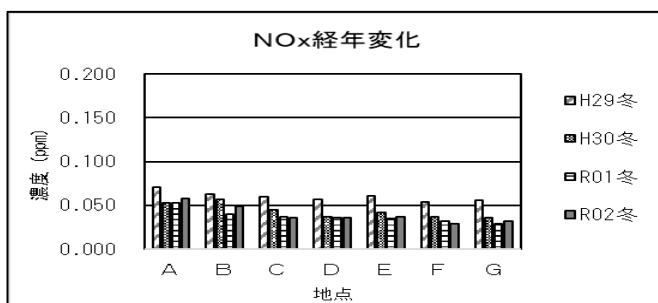
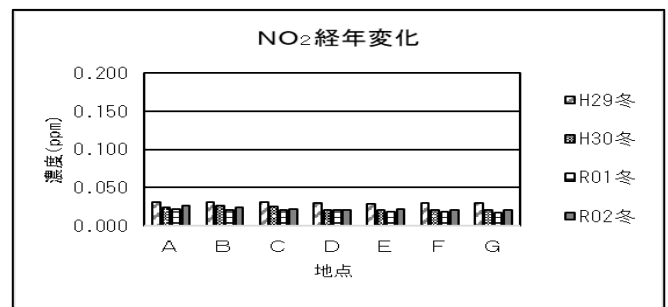
⑤微小粒子状物質(PM_{2.5})は令和元年度冬季に対し全ての地点で減少しました。



(2) 交通量の比較(図8-3)

交通量は令和元年度冬季に対し、D地点で増加、その他の地点では減少しました。

図8-2 観測地点における大気環境の経年変化(年度ごとの期間平均値)



2 騒音・振動及び交通量調査

市内の主要幹線道路における騒音・振動の現況を把握するため、調査は騒音・振動の状況が標準的と考えられる平日1日(連続24時間)について、市内のA～G地点(P.136 図8-1 参照)で実施しました。

測定期間：令和2年12月15日10:00～12月16日10:00

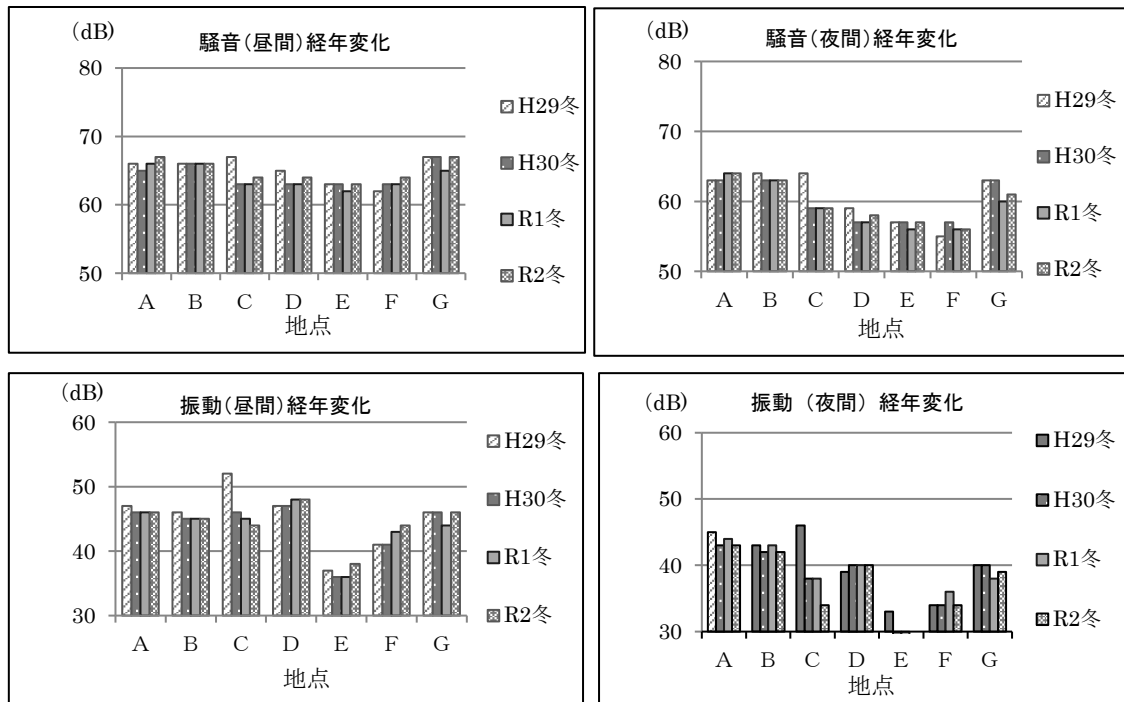
表8-2 騒音調査結果総括表

地点	時間帯	観測時間	基準比較	L _{aeq} (dB)	環境基準 (dB)	要請 限度 (dB)	総交通量(台)	平均車速
							一時間	(km/時間)
A地点 五日市街道	昼間	6～22	○	67	70	75	12,956	34.1
	夜間	22～6	○	64	65	70	1,779	41.5
B地点 府中街道	昼間	6～22	○	66	70	75	14,091	34.3
	夜間	22～6	○	63	65	70	2,184	41.9
C地点 国分寺街道	昼間	6～22	○	64	70	75	8,351	43.0
	夜間	22～6	○	59	65	70	817	45.1
D地点 内藤橋街道	昼間	6～22	△	64	60	70	9,226	37.2
	夜間	22～6	△	58	55	65	717	38.9
E地点 戸倉通り	昼間	6～22	△	63	60	70	6,667	30.3
	夜間	22～6	△	57	55	65	489	37.8
F地点 熊野神社通	昼間	6～22	△	64	60	70	9,387	40.3
	夜間	22～6	△	56	55	65	585	50.2
G地点 多喜窪通り	昼間	6～22	○	67	70	75	9,671	31.2
	夜間	22～6	○	61	65	70	854	36.6

注：表中の記号は、

○：環境基準及び要請限度を満足，△：環境基準超過及び要請限度を満足，×：環境基準及び要請限度超過，を示す。

図8-4 騒音・振動の経年変化



○調査結果

騒音については、全地点で要請限度は下回っていましたが、D、E、F地点の両時間帯（昼間・夜間）では環境基準を超過しました（表8-2）。D、E、F地点はほかの地点とくらべ比較的交通量は少ないものの、2車線の市道であり、適用される環境基準が低いことが要因と考えられます。

振動については、全地点で要請限度を下回りました。（表8-3）

表8-3 振動調査結果総括表

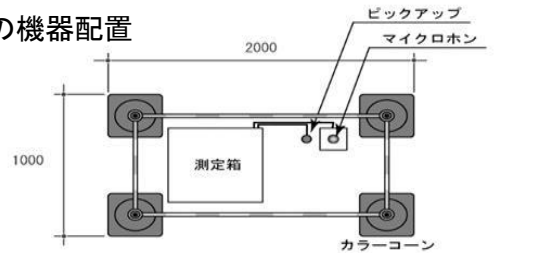
地点	時間帯	観測時間	基準比較	L ₁₀ (dB) 時間帯平均	要請限度 (dB)	総交通量(台)		平均車速 (km/時間)
						10分間		
A地点 五日市街道	昼間	8~19	○	46	65	1,527	33.5	
	夜間	19~8	○	43	60	889	39.1	
B地点 府中街道	昼間	8~20	○	45	70	1,773	33.3	
	夜間	20~8	○	42	65	820	40.4	
C地点 国分寺街道	昼間	8~20	○	44	70	1,102	42.9	
	夜間	20~8	○	34	65	376	44.5	
D地点 内藤橋街道	昼間	8~19	○	48	65	1,113	35.9	
	夜間	19~8	○	40	60	527	39.4	
E地点 戸倉通り	昼間	8~19	○	38	65	902	29.6	
	夜間	19~8	○	30	60	357	35.5	
F地点 熊野神社通り	昼間	8~19	○	44	65	1,184	39.0	
	夜間	19~8	○	34	60	459	47.4	
G地点 多喜窪通り	昼間	8~20	○	46	70	1,403	30.3	
	夜間	20~8	○	39	65	400	35.8	

注：表中の記号は、

○：環境基準及び要請限度を満足，△：環境基準超過及び要請限度を満足，×環境基準及び要請限度を超過，を示す。

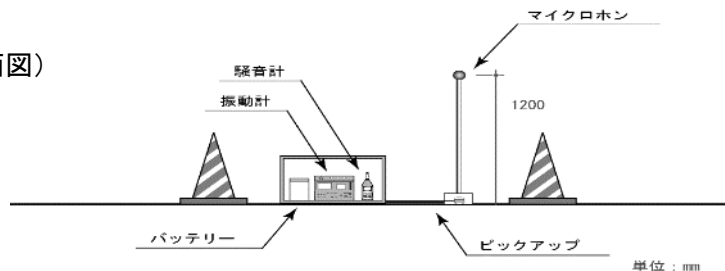
図8-5 騒音・振動測定機器の機器配置

騒音・振動測定状況（平面図）



単位：mm

騒音・振動測定状況（立面図）



単位：mm

3 酸性雨調査

大気中の二酸化炭素と平衡状態にある降雨水のpHは5.6前後とされ、一般にpHが5.6以下の降雨水は酸性雨と言われています。市内の降雨の状況を把握するために調査を実施しました。

実施場所：清掃センター事務所棟屋上

(1) 調査結果

令和2年度調査において採取した降水のpHについては、5月は5.6以下の酸性雨でしたが、それ以外の月では酸性雨は記録されませんでした。

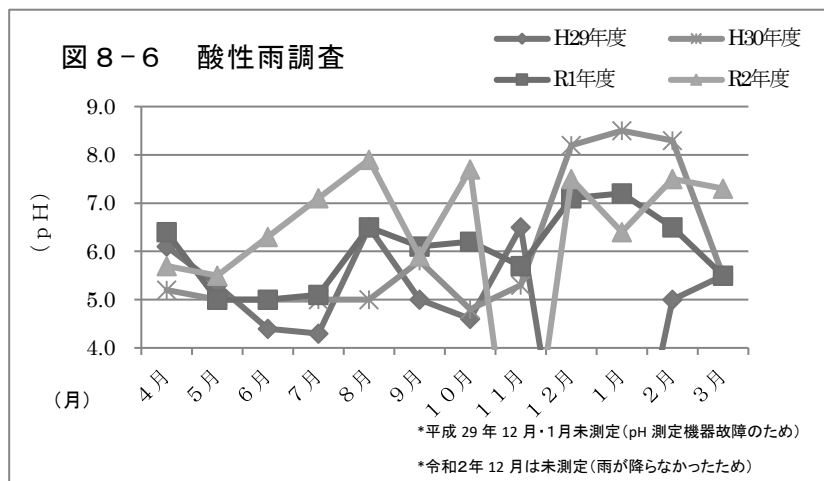
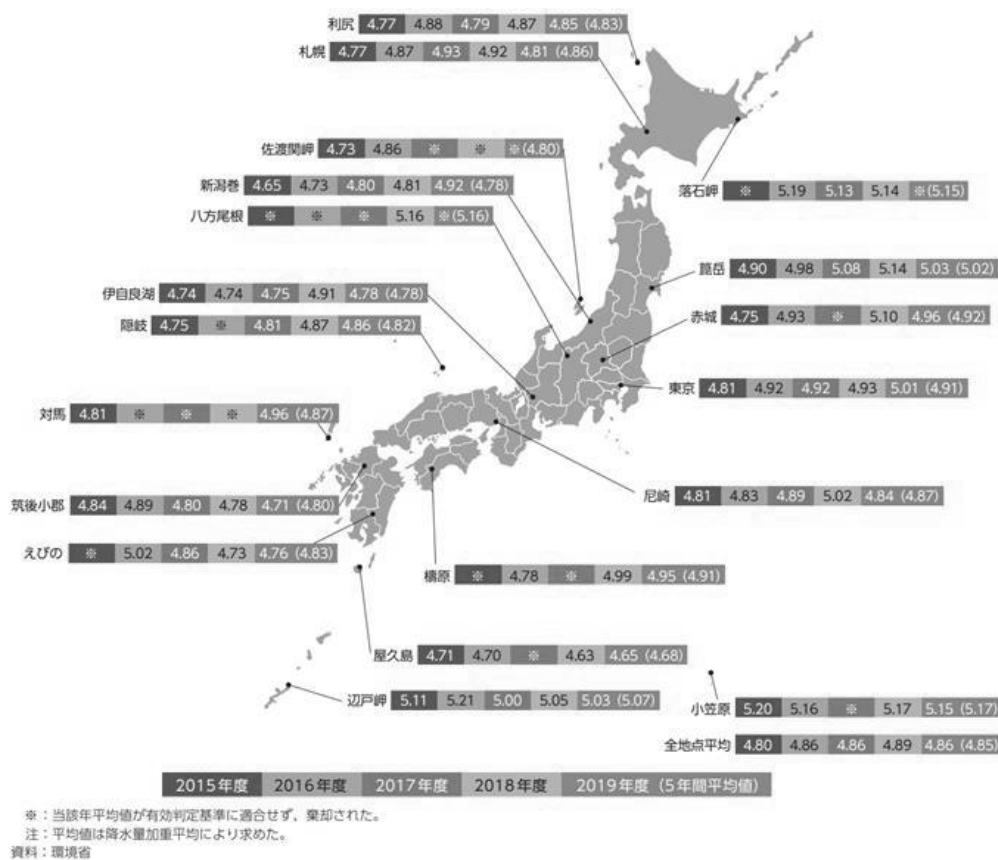


図 8-7 日本の酸性雨状況

pH分布図2015(平成27)年度~2019(令和元)年度



『令和3年版環境白書・循環型社会・生物多様性白書』によると、全国的に降水は酸性化した状態(全国平均値pH4.88)にあります。中国の大気汚染物質排出量の減少とともにpHの上昇(酸の低下)の兆候が見られました。

出典：令和3年版環境・循環型社会・生物多様性白書(環境省)

4 野川の水質状況

鞍尾根橋（南町1-1）を境にした野川の様子



国分寺市側



小金井市側

野川の3地点で年7回の調査を実施し、生活環境項目について環境基準（D類型）（P.159参照）との比較を行うことにより、野川の水質の汚濁状況の確認を行いました。その結果、全地点で環境基準を下回りました。詳しい結果は以下のとおりです。

4.1 押切橋

野川の源流は株式会社日立製作所中央研究所の湧水池からの流出水です。上記流出点より約100m下流の押切橋上流付近で調査を行いました。

BODは0.5未満～1.1mg/Lの範囲で、良好な値で推移しました。また、BODの75%値は0.8mg/Lで環境基準を下回りました。

そのほかの項目でも、全ての調査月で環境基準を下回りました。

表8-4 押切橋における調査結果と環境基準との比較（生活環境項目）

令和2年度

単位：mg/L（pHを除く）

調査月 項目	4月	6月	8月	9月	11月	1月	3月	平均値 (75%値)*	環境基準
pH	7.7	7.2	7.0	7.0	7.2	7.5	7.8	7.3	6.0以上 8.5以下
BOD	0.8	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	1.1	0.6 (0.8)*	8以下
SS	3	4	4	3	3	1	4	3	100以下
DO	9.9	9.3	10.7	9.1	9.7	9.9	11.1	10.0	2以上

注）*：（ ）内の数値は、BODの75%値

BODの75%値とは、各月毎のデータが年間12個ある場合、水質の良い順に並べて9番目の値のことであり、年間の値を評価する際に使用します。本調査においては、年間7回の測定であるため、水質の良い順に並べて6番目の値が75%値となります。

4.2 一里塚橋

上流側に元町用水が流入している一里塚橋の下流約10m付近で調査を行いました。

BODは0.5未満～0.6mg/Lの範囲で、良好な値で推移していました。また、BODの75%値は0.5mg/L

で環境基準を下回りました。

そのほかの項目でも、全ての調査月で環境基準を下回りました。

表 8-5 一里塚橋における調査結果と環境基準との比較（生活環境項目）

令和2年度

単位：mg/L（pHを除く）

調査月 項目	4月	6月	8月	9月	11月	1月	3月	平均値 (75%値)*	環境基準
pH	8.2	7.6	7.2	7.2	7.6	7.7	7.7	7.6	6.0以上 8.5以下
BOD	0.5	0.6	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	0.5	0.5 (0.5)*	8以下
SS	5	4	4	6	3	1	1	3	100以下
DO	12.1	10.0	11.6	9.8	10.4	11.7	11.5	11.0	2以上

注)*:()内の数値は、BODの75%値。本調査では年間7回の測定であるため、水質の良い順に並べて6番目の値が75%値となります。

4.3 鞍尾根橋

国分寺市内を流れる野川の最下流地点として、小金井市との市境である鞍尾根橋の上流約5～10m付近で調査を行いました。なお、鞍尾根橋の上流側左岸より東京経済大学の湧水が流入していますが、調査は流入地点より上流で実施しています。

BODは0.5未満～0.9mg/Lの範囲で、良好な値で推移しました。また、BODの75%値は0.7mg/Lで環境基準を達成しました。

そのほかの項目については、3月のpHが超過しましたが、その他は環境基準を下回りました。

表 8-6 鞍尾根橋における調査結果と環境基準との比較（生活環境項目）

令和2年度

単位：mg/L（pHを除く）

調査月 項目	4月	6月	8月	9月	11月	1月	3月	平均値 (75%値)*	環境基準
pH	8.3	7.7	7.5	7.4	7.7	7.8	9.2	7.9	6.0以上 8.5以下
BOD	0.7	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.9	0.6 (0.7)*	8以下
SS	1	5	5	8	3	2	1	4	100以下
DO	12.0	9.6	11.7	10.0	11.0	11.9	16.5	11.8	2以上

注)*:()内の数値は、BODの75%値。本調査では年間7回の測定であるため、水質の良い順に並べて6番目の値が75%値となります。

5 野川の底質状況

底質の調査は、平成17年度までは鞍尾根橋で行っていましたが、上流側がコンクリート三面貼りとなった平成16年9月以降、底質の採取が困難となったため、平成18年度からは一里塚橋で調査を行っています。底質については、暫定除去基準及び参考基準との比較を行いました。表に示すように、比較した全ての項目に対して、暫定除去基準及び参考基準を下回りました。

表8-7 一里塚橋における調査結果と暫定除去基準との比較（底質含有分析）

調査年月日：令和2年5月7日

項目	単位	一里塚橋	暫定除去基準*
総水銀	mg/kg	0.094	25ppm以上
PCB	mg/kg	<0.01	

注) mg/kg=ppm

表8-8 一里塚橋における調査結果と参考基準との比較（土壌環境基準項目）

調査年月日：令和2年5月7日

項目	単位	一里塚橋	参考基準*
カドミウム	mg/L	<0.001	0.01以下
全シアン	mg/L	<0.1	検出されないこと
有機燐	mg/L	<0.1	検出されないこと
鉛	mg/L	0.004	0.01以下
六価クロム	mg/L	<0.005	0.05以下
砒素	mg/L	0.001	0.01以下
総水銀	mg/L	<0.0005	0.0005以下
アルキル水銀	mg/L	<0.0005	検出されないこと
PCB	mg/L	<0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	0.02以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	<0.0004	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	0.1以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.001	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	<0.0006	0.006以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.003	0.03以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.001	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	<0.0002	0.002以下
チウラム	mg/L	<0.0006	0.006以下
シマジン	mg/L	<0.0003	0.003以下
チオベンカルブ	mg/L	<0.001	0.02以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	0.01以下
セレン	mg/L	0.001	0.01以下
ふっ素	mg/L	<0.08	0.8以下
ほう素	mg/L	<0.1	1以下
含有 砒素	mg/kg	<0.5	15未満(田に限る)
含有 銅	mg/kg	5.8	125未満(田に限る)

※暫定除去基準：昭和63年環水管第127号 環境庁水質保全局通知

※参考基準：土壌の汚染に係る環境基準（平成28年環告30号）を用い、参考基準としました。

6 湧水の水質状況

湧水には環境基準等が定められていないため、ここでは、生活環境の保全に関する環境基準〔河川〕と地下水の水質汚濁に係る環境基準を参考基準として比較を行うことにより、湧水の汚濁状況の確認をしました。

湧水の水質分析調査は、市内2地点（真姿の池、東京経済大学新次郎池）で年6回行いました。

6.1 真姿の池

真姿の池は株式会社日立製作所中央研究所の湧水池と同様、野川の源流の一つです。また環境省の「名水百選」に選ばれており、現在も生活用水として利用されています。調査は元町用水

の最上流部である真姿の池において行いました。

BODは年間通して0.5mg/Lであり、参考基準₁^{*}を満足していました。その他の項目についても全ての調査月で参考基準₁^{*}を下回りました。

表8-9 真姿の池における調査結果と参考基準との比較（生活環境項目等）

令和2年度

単位：mg/L（pHを除く）

項目 \ 調査月	4月	6月	8月	11月	1月	3月	平均値	参考基準 ₁ [*]
pH	6.2	6.2	6.3	6.2	6.2	6.4	6.3	6.0以上8.5以下
BOD	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	0.5	8以下
SS	<1	<1	2	<1	<1	<1	1	100以下
DO	8.8	6.6	7.6	6.7	7.6	8.4	7.6	2以上
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	4.9	4.8	4.2	4.5	5.1	5.1	4.8	10以下
トリクロロエチレン	-	<0.001	-	<0.001	-	-	<0.001	0.01以下
テトラクロロエチレン	-	0.0012	-	0.0018	-	-	0.0015	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン	-	<0.0002	-	<0.0002	-	-	<0.0002	1以下
四塩化炭素	-	<0.0002	-	<0.0002	-	-	<0.0002	0.002以下
1,1-ジクロロエチレン	-	<0.002	-	<0.002	-	-	<0.002	0.1以下

注) - : 調査を行っていない項目

※ 参考基準₁ : 生活環境項目については流入先の野川における環境基準（平成28年環告37号、河川、D類型）を、その他の項目については、地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成28年環告31号別表）を参考基準としました。

* pH（水素イオン濃度指数）、BOD（生物化学的酸素要求量）、SS（浮遊物質）、DO（溶存酸素量）の用語解説はP.159を参照してください。

〔飲料水適合試験〕

表8-10 真姿の池における調査結果と参考基準との比較（飲料水適合試験）

令和2年度

単 位	測定月日	測定月日		参考基準 ₂ [*]
		6月11日	11月5日	
項 目				
一般細菌	個/mL	6	0	100以下
大腸菌	-	不検出	不検出	検出されないこと
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/L	4.7	4.6	10以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	0.002以下
シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	0.04以下
ジクロロメタン	mg/L	<0.002	<0.002	0.02以下
テトラクロロエチレン	mg/L	0.0012	0.0018	0.01以下
トリクロロエチレン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01以下
ベンゼン	mg/L	<0.001	<0.001	0.01以下
塩化物イオン	mg/L	8.0	7.5	200以下

有機物(全有機炭素(TOC)の量)	mg/L	0.3	<0.3	3以下
pH	—	6.2	6.2	5.8以上 8.6以下
味	—	異常なし	異常なし	異常でないこと
臭気	—	異常なし	異常なし	異常でないこと
色度	度	<1	<1	5以下
濁度	度	<1	<1	2以下

※参考基準₂：飲料水適合試験については、水道水質基準（平成15年厚生労働省令第101号）を参考基準としました。

6.2 東京経済大学新次郎池

敷地内の新次郎池を源に流れている湧水の流出口の直下で調査を行いました。BODは0.5未満mg/Lであり、年間を通じて低濃度で推移しました。

そのほかの項目についても全ての調査月で参考基準₁*を下回りました。

表8-11 東経大における調査結果と参考基準との比較（生活環境項目等）

令和2年度

単位：mg/L（pHを除く）

項目 \ 調査月	4月 ^{※1}	6月	8月	11月	1月	3月	平均値	参考基準 ₁ ^{※2}
pH	—	—	—	6.7	7.5	—	7.1	6.0以上8.5以下
BOD	—	—	—	<0.5	<0.5	—	<0.5	8以下
SS	—	—	—	<1	<1	—	<1	100以下
DO	—	—	—	8.6	9.6	—	9.1	2以上
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	—	—	—	6.0	5.7	—	5.9	10以下
トリクロロエチレン	—	—	—	<0.001	—	—	—	0.01以下
テトラクロロエチレン	—	—	—	0.0010	—	—	—	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン	—	—	—	<0.0002	—	—	—	1以下
四塩化炭素	—	—	—	<0.0002	—	—	—	0.002以下

注) —：調査を行っていない項目。

※1：水が流れていないため欠測となった。

※2：参考基準₁：生活環境項目については流入先の野川における環境基準（平成28環告37号，河川，D類型）を，その他の項目については，地下水の水質汚濁に係る環境基準（平成28年環告31号別表）を参考基準としました。

6.3 姿見の池の水質とホタルの成育条件

姿見の池は，JR武蔵野線トンネル付近の住宅の浸水対策として，トンネル内部に設置した横井戸から抜き取った地下水の有効利用のために再現された池で，地下水は姿見の池を経由し，野川源流へと流入しています。池への流入直前の地点と，地下水が集水管を経由し姿見の池へと続く水路が，ホタルが生息するために適した水質かどうかを検討するために，水路の2か所で調査を行いました。（実施日：令和2年5月7日）

ゲンジボタルの生息に必要な水質の条件は，酸素が十分に溶け込んでいること，カルシウム分が多いこととされています。姿見の池上流，下流ともに，DO，カルシウム，塩化物イオンは表8-12に参考値として示している「ゲンジボタルの生息条件」の範囲内であり，問題はないものと

のと考えられます。

表 8-12 姿見の池における調査結果とゲンジボタル生息地の水質との比較

調査地点		姿見の池 上流	姿見の池 下流	【参考】
項目	調査日	令和 2 年 5 月 7 日		ゲンジボタルの生息条件 (東京の生息 3 地域の値)
	単位			
pH	pH	6.7	6.9	6.5 ~ 8.3
BOD	mg/L	<0.5	<0.5	0.5 ~ 1.8
COD	mg/L	0.5	<0.5	0.5 ~ 3.4
SS	mg/L	<1	<1	—
DO	mg/L	10.1	9.9	6.8 ~ 11.8
カルシウム	mg/L	12	12	11.46 ~ 13.2
塩化物イオン	mg/L	9.4	9.7	6.19 ~ 11.2
硝酸態窒素	mg/L	7.25	7.28	0.43 ~ 0.45
アンモニウム態窒素	mg/L	<0.01	0.01	0.03 ~ 0.12
イオン状シリカ	mg/L	27	26	0.50 ~ 0.58
マグネシウム	mg/L	7.3	7.2	2.5 ~ 3.2
電気伝導率	mS/m	19.1	17.9	8 ~ 20
水温	℃	17.0	17.0	2.0 ~ 28.0

出典：「ホタル百科事典」(東京ゲンジボタル研究所 <http://www.tokyo-hotaru.com/jiten/hotaru.html>)

イオン状シリカ、マグネシウムについては、上流、下流とも参考値として示している「ゲンジボタルの生息条件」の範囲を上回る値となりました。

また、硝酸態窒素についても同様に、上流、下流ともに「ゲンジボタルの生息条件」の範囲を超えていました。ホタルが生息する条件の一つとして、ホタルの餌であるカワニナが豊富に生息することとされています。しかし、硝酸濃度が高くなるとカワニナは貝殻が溶けだして死んでしまうこともあり、ホタルの生息条件を満たさなくなるといった見解もあることから注視する必要があります。

7 井戸水調査

井戸水調査は年 1 回、市内 20 か所の井戸 (P. 148 図 8-8 参照) で以下の 7 項目について実施しました。調査結果を環境基準等と比較することにより、井戸水の汚濁状況の確認を行いました。

調査項目	①トリクロロエチレン, ②テトラクロロエチレン, ③1,1,1-トリクロロエタン, ④四塩化炭素, ⑤シス-1,2-ジクロロエチレン, ⑥1,1,-ジクロロエチレン, ⑦大腸菌
------	---

※地下水の環境基準との比較を行いました。なお、大腸菌については、地下水の環境基準が定められていないため、参考として水道水質基準を参考基準としました。

環境基準等の達成状況をみると、都立殿ヶ谷戸庭園 (南町 2 丁目) でテトラクロロエチレンが環境基準値を超過し、西元町一丁目では、大腸菌が検出されました。(P. 147 表 8-13)

都立殿ヶ谷戸庭園は例年環境基準値を超過しており、西元町一丁目は過去にも大腸菌が検出されていることから、今後も継続的に調査・監視していく必要があります。

表 8-13 井戸水調査結果と環境基準等との比較

調査年月日：令和3年2月4日

調査地点		西恋ヶ窪 1丁目40番	東恋ヶ窪 3丁目8番	本多5丁目 15番	本町3丁目 13番	都立 殿ヶ谷庭園 南町2丁目 16番	東元町 1丁目21番	東元町 3丁目2番	西元町 1丁目13番	戸倉公園 戸倉4丁目 8番	内藤橋井戸 内藤1丁目 28番	環境基準 (参考基準) ※
調査項目	時間 単位	8:50	9:25	9:45	10:15	10:45	11:15	11:25	13:05	13:35	12:00	
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.0011	0.0023	0.0012	0.15	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
大腸菌	—	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出	不検出	不検出	(検出され ないこと)

調査地点		光町1丁目 33番	もみじ井戸 光町1丁目 15番	90度井戸 富士本3丁目 19番	つつじ井戸 西町2丁目 22番	西町4丁目 17番	西町3丁目 14番	北町2丁目 7番	戸倉1丁目 15番	東恋ヶ窪 かしの木公園 東恋ヶ窪 6丁目17番	たきくぼ井戸 泉町3丁目 5番	環境基準 (参考基準) ※
調査項目	時間 単位	14:15	14:30	14:50	15:10	15:30	16:00	16:25	16:45	17:10	12:15	
トリクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.01以下
テトラクロロエチレン	mg/L	<0.0005	0.010	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0017	0.01以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	1以下
四塩化炭素	mg/L	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	0.002以下
1,2-ジクロロエチレン	mg/L	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	0.04以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	0.1以下
大腸菌	—	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	(検出され ないこと)

注) 0.15 : 基準値超過

※環境基準（参考基準）：地下水の環境基準との比較を行った。なお、大腸菌については、地下水の環境基準が定められていないため、参考として水道水質基準を参考基準とした。

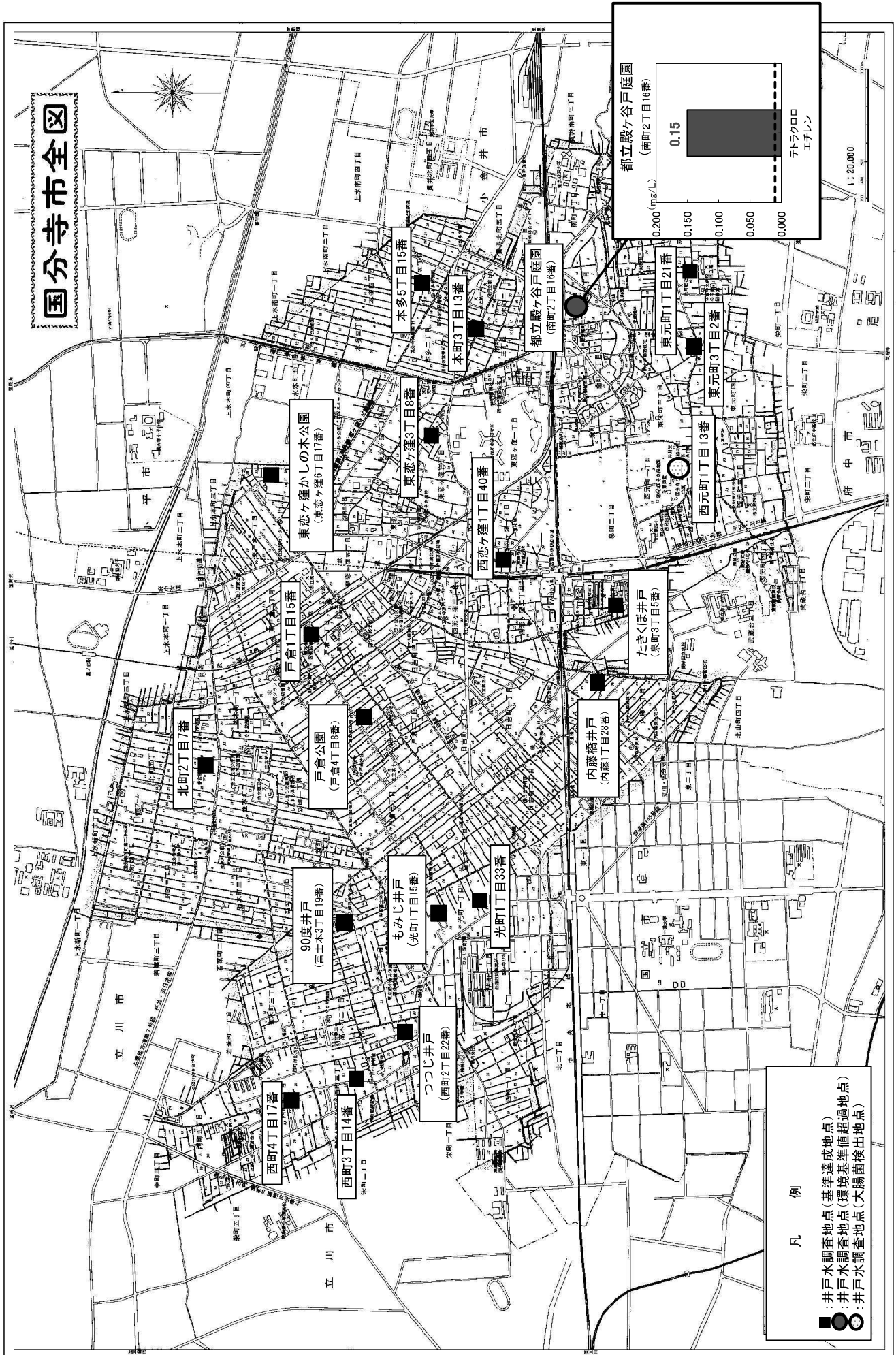


図8-8 井戸水の環境基準達成状況及び環境基準値超過地点における調査結果

8 野川水生・底生生物調査

市内を流れる野川に生息する水生生物を調査し生息状況を把握するとともに、生物学的
水質判定等を行い、野川の河川環境を保全するための基礎資料とするため調査を行って
います。野川上流の押切橋、下流の鞍尾根橋付近が完全なコンクリート三面貼りの生物の住
みにくい環境となったため、調査は中流の一里塚橋のみで実施しています。

調査日：令和2年5月7日（木）
調査地点：一里塚橋（野川中流）（下図）
調査項目：底生生物、付着藻類及び魚類の3項目

図8-9 野川中流（一里塚橋）



国分寺市内を流れる野川の中流地点であり、元町用水合流点の下流側。民家の間を流れており、流路幅は約1m、コンクリート三面張りであるが、橋の上流側は川幅が広く、池のようになっています。



〔 判定方法 〕

【耐 認 性】清水性種 (A)：汚濁に耐えられない種
汚濁性種 (B)：汚濁に耐えられる種

【汚濁階級指数】その生物が代表する水質階級
1：貧腐水性水域 2： β -中腐水性水域 3： α -中腐水性水域
4：強腐水性水域

【水 質 階 級】その生物がよく出現する水域
Os：きれいな水域 βm ：割合きれいな水域 αm ：汚れている水域
Ps：とても汚れている水域

【生物学的水質判定法】

優 占 種 法：最も出現頻度の高い種が示す水質階級で判定

Kolwitz 法：個体数にかかわらず最も多くの種が含まれる水質階級で判定

Beck-Tsuda 法

表8-14

生物指数(B.I)	水質指数	汚濁の度合
0~5	Ps強腐水性水域	とても汚れている
6~10	α -中腐水性水域	汚れている
11~19	β -中腐水性水域	割合きれい
20以上	Os貧腐水性水域	きれい

汚濁指数法

表8-15

汚濁指数	水質指数	汚濁の程度
1.0~1.5	Os貧腐水性水域	きれい
1.5~2.5	β -中腐水性水域	割合きれい
2.5~3.5	α -中腐水性水域	汚れている
3.5~4.0	Ps強腐水性水域	とても汚れている

(1) 調査結果

A. 底生生物による水質判定

川床に砂礫等の堆積する場所にサーバーネット (25cm×25cm) を設置して定量採集を行
い、2か所分を1試料としました。底生生物の分類学的集計により24種、1424個体が
確認されました (P. 150 表8-16)。優占種はミズムシであり出現個体数は811個体、
優占度は57.0% (P. 150 表8-17, P. 151 表8-20) でした。また、きれいな水域の指標

となる水質階級Osの種は、10種確認されました。

底生生物の調査にもとづく生物学的水質判定の結果は、野川中流はOs(きれいな水域)となりました(表8-18)。

表8-16
底生生物の出現種の分類学的集計結果

分類		調査地点	一里塚橋
水生昆虫	蜉蝣目(カゲロウ目)		2種
	毛翅目(トビゲラ目)		7種
	鞘翅目(コウチュウ目)		1種
	双翅目(ハエ目)		6種
扁形動物			1種
軟体動物			2種
環形動物			3種
節足動物			2種
種数合計			24種
個体数合計 (25cm×25cm×2回あたり)			1424個体

表8-17
底生生物の出現種の優占種と優占度


優占種		生物特性		
		耐忍性	汚濁指数	水質階級
優占種	ミズムシ Asellus hilgendorffii	B	3	αm
				
優占度(%)	57.0%			

表8-18 底生生物による水質判定結果

判定方法		年度	令和元年度	令和2年度
優占種法	判定結果		Ps	αm
Beck-Tsuda法	清水性種数(A)		8	10
	汚濁性種数(B)		14	13
	生物指数(2A+B)		30	33
	判定結果		Os	Os
Kolkwitzhu法	貧腐水性水域		8	10
	β-中腐水性水域		4	4
	α-中腐水性水域		4	3
	強腐水性水域		1	1
	不明種数		6	6
	判定結果		Os	Os
汚濁指数法	汚濁指数		1.94	1.85
	判定結果		βm	βm
総合判定			βm	Os

注) 清水性種(A): 汚濁に耐えられない種
 汚濁性種(B): 汚濁に耐えられる種
 Os: きれいな水域(貧腐水性水域)
 βm: わりあいきれいな水域(β-中腐水性水域)
 αm: よごれている水域(α-中腐水性水域)
 Ps: とてもよごれている水域(強腐水性水域)

B. 付着藻類による水質判定

砂礫等が堆積している川床の、比較的平らな礫に5cm×5cmのゴム板(コドラート)をあてがい礫に付着した藻類をこすり落として試料としました(1か所)。

調査の結果、30種、細胞数3,957細胞の付着藻類が確認されました(表8-19)。優占種はチャヅツケイソウで、細胞数1100、優占度27.8%でした。付着藻類による生物学的水質判定の結果は、野川中流の水質はβm(わりあいきれいな水域)でした(表8-21)。

表 8-19 出現種の分類学的集計結果

分類	調査地点 一里塚橋
緑藻類 Green Algae	2種
珪藻類 Diatoms Algae	28種
種数合計	30種
細胞数合計(1mm ² あたり)	3,957細胞

表 8-20 底生生物の優占種及び優占度

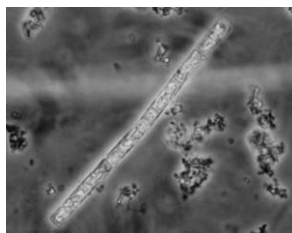
調査地点	一里塚橋
優占種 (優占度%)	チャヅツケイソウ <i>Melosira granulata</i> (27.8%) 

表 8-21 付着藻類による生物学的水質判定

判定方法	調査地点	一里塚橋
優占種法	判定結果	不明
Beck-Tsuda 法	清水性種数 (A)	11種
	汚濁性種数 (B)	18種
	生物指数 (2A+B)	40
	判定結果	0s
Kolkwitz 法	貧腐水性水域	11種
	β-中腐水性水域	22種
	α-中腐水性水域	9種
	強腐水性水域	4種
	不明種数	4種
	判定結果	βm
汚濁指数法	汚濁指数	2.13
	判定結果	βm
総合判定		βm

注) 清水性種 (A) : 汚濁に耐えられない種
 汚濁性種 (B) : 汚濁に耐えられる種
 Os : きれいな水域 (貧腐水性水域)
 βm : わりあいきれいな水域 (β-中腐水性水域)
 αm : よごれている水域 (α-中腐水性水域)
 Ps : とてもよごれている水域 (強腐水性水域)

C. 魚類の出現種

魚類の調査は、タモ網による捕獲及び目視による確認を行いました。調査の結果、カワムツ、コイ(飼育品種を含む)、モツゴ、タモロコ、オイカワ、ヨシノボリ類の6種が確認されました。

(2) 生物学的水質判定結果と水質調査結果の比較

野川中流の底生生物及び付着藻類による生物学的水質判定結果と、水質との関連性をみるために、国分寺市で継続して調査を実施している野川の水質調査結果のうち、有機汚濁の指標となるBODの測定結果との比較を行いました。また参考として魚類調査結果も記載しました(表8-22)。

今年度の底生生物による生物学的水質判定結果は、Os(きれいな水域)、付着藻類による生物学的水質判定結果は、βm(わりあいきれいな水域)でした。

魚類については例年確認されている4種(令和元年現種)のカワムツ、オイカワ、モツゴ、コイにタモロコ、ヨシノボリ類が加わった6種が確認されました。底生生物、付着藻類及び

魚類の出現種数は、多少の増減はあるものの近年5年間で大きな変化はみられませんでした。底生生物の優占種を見ると水質階級がαmのミズムシが第1位優占種となっており、付着藻類は水質階級無しのチャツツケイソウが第1種優占種でした。

水質判定及び生物学的水質判定の結果では、一里塚橋は「きれいな水域」から「わりあいきれいな水域」である判定がされましたが、平常時の水深は浅く、河床や岸はコンクリートで三面護岸されていて、水生生物にとって自然な生息環境とはいえません。

表 8-22 生物学的水質判定結果と水質調査結果との比較

調査地点 年度		一里塚橋			
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
底生 生物	生物学的水質判定結果	0s~βm	0s	βm	0s
	出現種数	30	29	23	24
	優占種	ミズムシ	ユスリカ亜科 の一種	イトミミズの 一種	ミズムシ
付着 藻類	生物学的水質判定結果	βm	βm	βm	βm
	出現種数	44	28	35	30
	優占種	チャツツケイソウ	ナガケイソウ	コバンケイソウ	チャツツケイソウ
BOD (mg/L) *1 (測定年度)		0.6 (H28)	0.8 (H29)	0.7 (H30)	0.7 (R01)
魚類出現種		<ul style="list-style-type: none"> ・アブラハヤ ・オイカワ ・カワムツ ・コイ ・モツゴ ・タモロコ ・ギンブナ (7種)	<ul style="list-style-type: none"> ・カワムツ ・オイカワ ・タモロコ ・モツゴ ・アブラハヤ ・ギンブナ ・コイ ・スゴロモコ ・ニゴイ ・ウグイ ・ヨシノボリ類 (11種)	<ul style="list-style-type: none"> ・カワムツ ・オイカワ ・スミウキゴリ ・モツゴ ・コイ ・メダカ ・チャネルキャット ・トフィッシュ (7種)	<ul style="list-style-type: none"> ・カワムツ ・コイ *2 ・モツゴ ・タモロコ ・オイカワ ・トウヨシノボリ類 (6種)

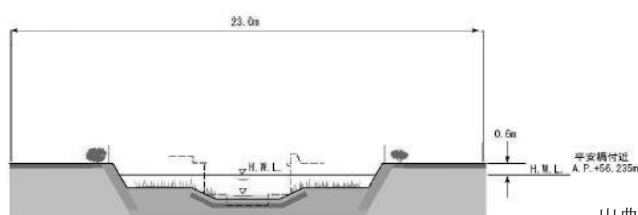
*1：BOD（生物学的酸素要求量）の解説はP. 159を参照

*2：コイ（飼育品種）を含む。

(3) 多摩川水系野川流域河川整備計画（平成29年7月 東京都）

国分寺市内の野川最下流端にあたる鞍尾根橋から最上流端までの区間は1時間50mm降雨に対処した改修事業が完了していません。「多摩川水系野川流域河川整備計画」（平成29年7月、東京都）によりますと、この区間では河道拡幅により低水路と高水敷を整備した複断面河道（図8-10参照）を用いた護岸整備を実施する計画です。複断面河道は、低水路の直線化を防止できて、水敷を散策路としても利用できる等のメリットがあります。水生生物保護の観点からはこうした整備の際に、流れには瀬や淵などがあり、河床や水際には生物の隠れ家となる草本類等がある環境が形成されることが望まれます。

図 8-10 計画標準断面図（野川，鞍尾根橋～不動橋の複断面河道整備）



出典：「多摩川水系野川流域河川整備計画」（平成29年7月 東京都）

9 野川・湧水地の流量

流量測定地点は、表8-23及び図8-11に示す地点であり、市内の主要な湧水及びそれらを水源とする野川・元町用水等から12か所を抽出しました。

表8-23 測定地点

No.	名称	地名	適用
1	真姿の池東側水路（真姿の池湧水）	西元町1丁目	湧水
2	国分寺東側水路（国分寺湧水）	西元町1丁目	湧水
3	元町用水（不動橋）	東元町3丁目	水路
4	殿ヶ谷戸庭園排水口	南町2丁目	湧水
5	東京経済大学湧水	南町1丁目	湧水
6	野川鞍尾根橋	東元町1丁目	河川
7	姿見の池東側水路（姿見の池湧水）	西恋ヶ窪1丁目	湧水+地下水
8	日立中央研究所湧水（野川上流）	泉町1丁目	湧水+地下水
9	姿見の池西側湧出口	西恋ヶ窪1丁目	地下水
10	国分寺内	西元町1丁目	湧水
11	元町用水水路下流	東元町3丁目	水路
12	小林理学研究所湧水	東元町3丁目	湧水

図8-11 流量測定地点一覧図



○測定結果

令和2年度の流量，地下水位の測定結果を近傍の気象庁観測所（府中）雨量と併せて，それぞれ，図8-12-1，図8-12-2に示しています。流量，地下水位ともに多量の降雨の後には，増大する傾向が見てとれます。

図8-12-1 流量測定結果及び気象庁府中観測所雨量

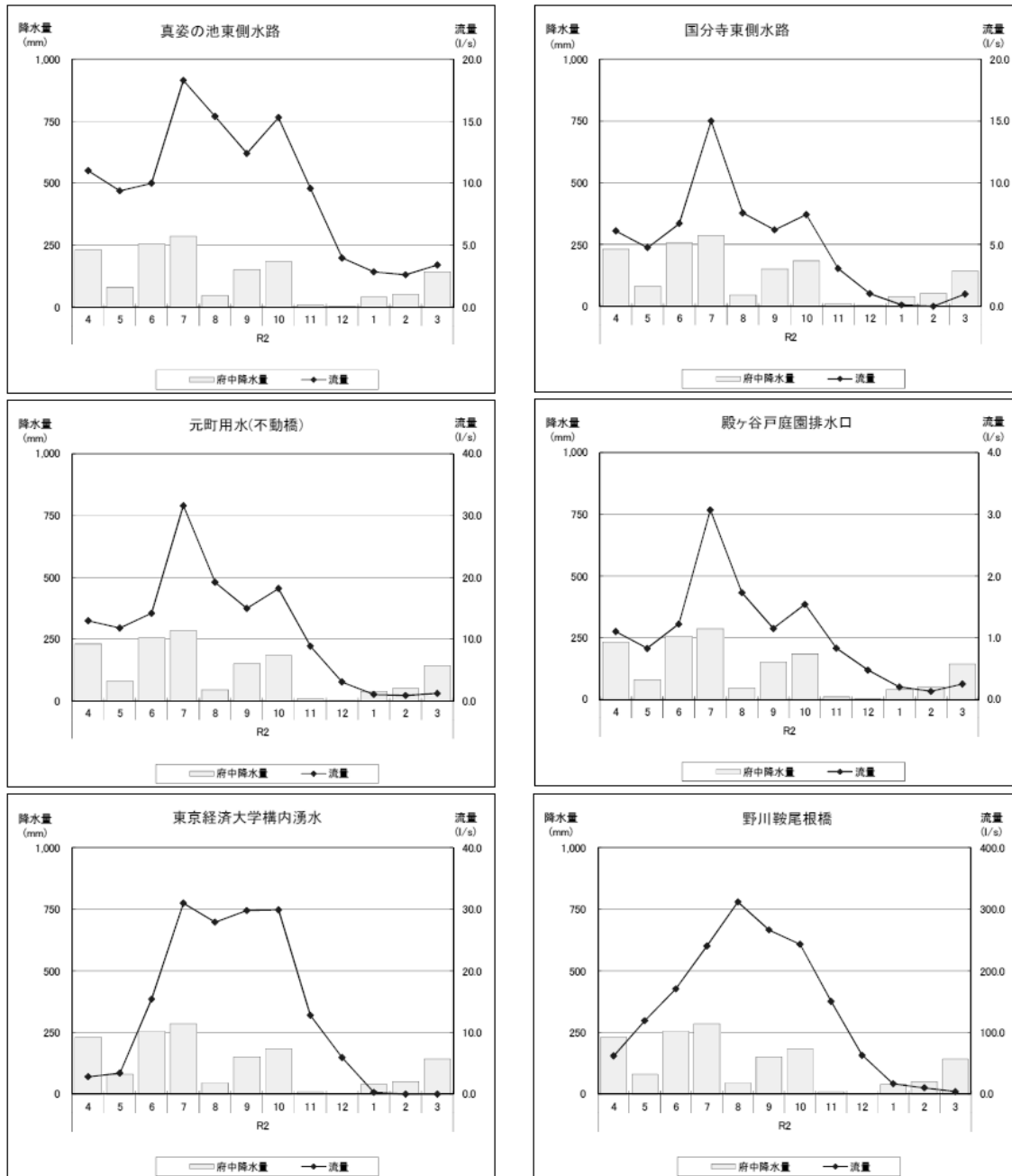
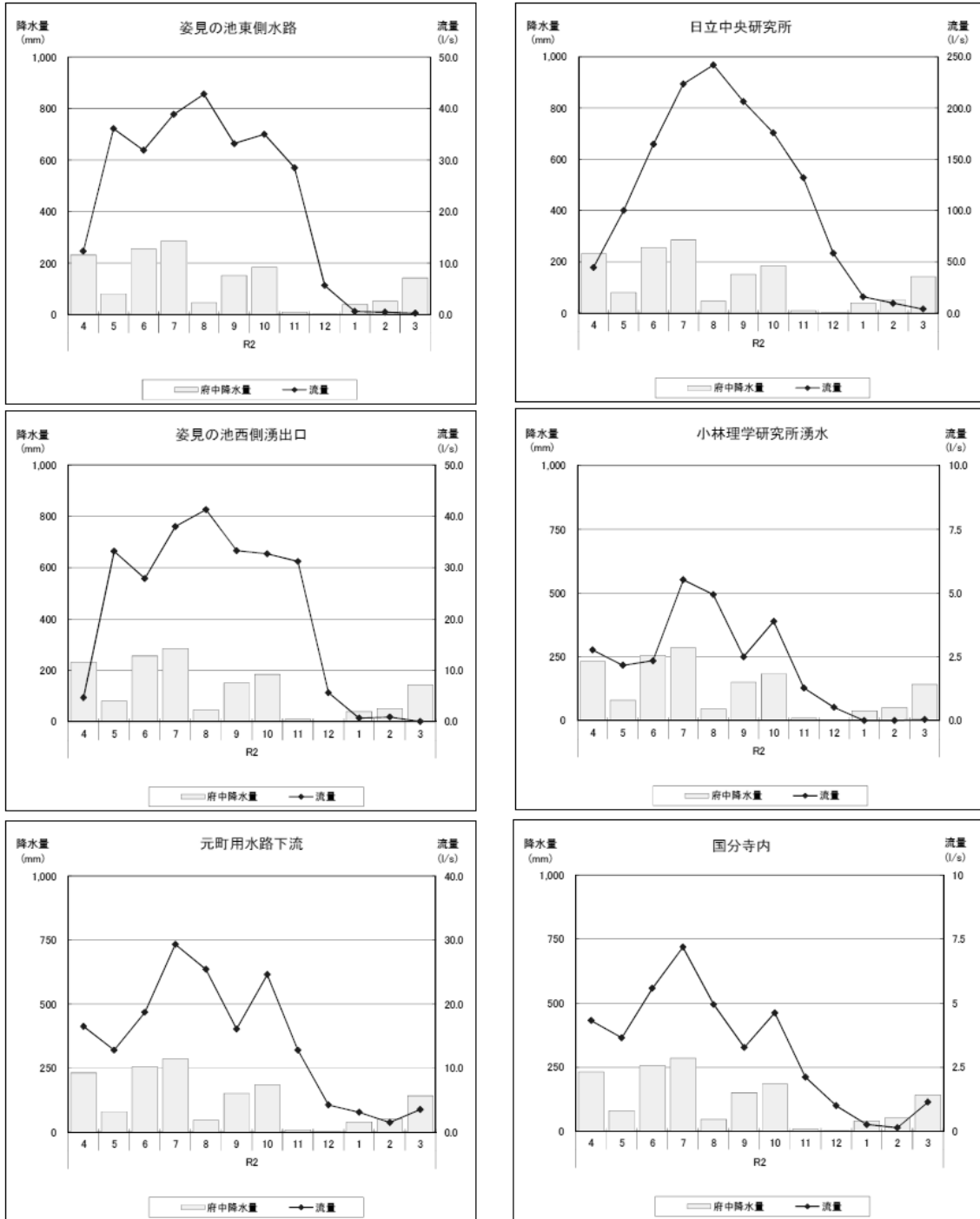


図 8-12-2 流量測定結果及び気象庁府中観測所雨量



10 放射線と放射性物質への対応について

○「国分寺市放射能対策に関する基本的な対応方針」の策定

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所の事故によって放射性物質が拡散し、新たな課題が生じました。

市では、平成24年5月に、市民の身体・生命を守り、安全・安心なまちづくりを進めるため、放射性物質に対する総合的な対策として、測定などの具体的取組と、高数値及び基準値を超えた数値が検出された場合の対応を定めた、『国分寺市放射能対策に関する基本的な対応方針』を策定しました。

(1) 空間放射線量測定

- ・除染基準値（市）…地上5cmで0.23 μ Sv/h
- ・市立保育所，市立公園8か所（黒鐘公園，窪東公園，こぼと公園，本多わかば公園，北町公園，南町さんかく公園，富士本わくわく公園，姿見の池），市立小中学校15校，その他施設2か所（プレイステーション，真姿の池湧水群）を定点として空間放射線量の測定を行います。さらに，通学路やその他の公共施設についても順次測定を行います。

(2) 給食食品等の放射性物質濃度測定

- ・検査基準値（厚生労働省）…野菜類，穀類，肉・卵魚等：100Bp/kg，飲料水：10Bp/kg，牛乳・乳製品・乳児用食品：50Bp/kg
- ・市立保育所，私立保育所，市立小中学校，私立幼稚園，社会福祉施設の給食食品を対象に，放射性物質の濃度測定を行います。

(3) プール水・公園親水施設等に関する放射性物質濃度測定

- ・水道水中の放射性物質に係る管理目標値（厚生労働省）…セシウム10Bp/kg
- ・市立小中学校の水泳プール，窪東公園やけやき公園の親水施設等に含まれる放射性物質の濃度測定を行います。

(4) 廃棄物等に関する測定

- ・清掃センター焼却灰（焼却残さの放射性物質に関する日の出町と二ツ塚廃棄物広域処分場東京たまエコセメント化施設による特別協定書）…8,000Bp/kg以下
- ・排ガス（放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則）…セシウム134：20Bp/kg，セシウム137：30Bp/kg
- ・清掃センターでもやせるごみ等を焼却した後の残さ（主灰・飛灰固化物），焼却により発生する排ガスの放射性物質の濃度測定を行います。また，清掃センター敷地境界線の空間放射線量の測定を行います。

※令和2年1月をもって清掃センターの焼却炉が休炉したことに伴い，焼却灰・排ガスの測定は実施していません。

○空間放射線測定器の貸出し

市民が自宅などの空間放射線量を測定できるように，平成24年3月から測定器の貸出しを行っています。

○測定結果について

令和2年度の測定結果について，基準値・管理目標値を上回る数値は検出されませんでした。測定結果は市のホームページ（トップページ→くらしの情報→地震関連情報【ページ番号：1000455】）を中心に公表しています。

なお，新型コロナウイルス感染症拡大防止のため，一部施設における空間放射線量の測定を休止しました。

11 環境基準※一覧

人の健康の保護及び生活環境の保全のために望ましい基準として、大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係わる環境基準が定められています。これは環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づいた公害対策を進める上での行政上の目標を示しています。

以下、本報告書に係る令和2年度現在の基準一覧を示します。

● 大気汚染に係わる環境基準

物質	環境上の条件	用語説明
二酸化硫黄 (SO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1時間値が 0.1ppm 以下であること。	硫黄酸化物(SO _x)の代表的なもので、主に燃料中の硫黄分が燃焼して発生する。慢性気管支炎、喘息など呼吸器疾患の原因となる。
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が 20ppm 以下であること。	燃料などの不完全燃焼により発生する。工場・事業所からも排出されるが、主に自動車から排出されている。血液中のヘモグロビンと結びつき酸素供給を妨げることで、中枢神経の痲痺・機能障害を起こす。頭痛・めまいなどの症状があらわれる。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が 0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が 0.20mg/m ³ 以下であること。	煤塵、粉塵やディーゼル車から排出されるガスに含まれる粒子など、大気中に浮遊する粒子状物質でその粒径が 10μm (1/100mm) 以下のものをいう。呼吸器に沈着し、呼吸疾患の原因となる。ディーゼル車排出ガス中の粒子は発がん性が疑われる。
二酸化窒素 (NO ₂)	1時間値の1日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	燃料の燃焼に伴い工場・自動車から排出された NO(一酸化窒素)が大気中で NO ₂ (二酸化窒素)になる。呼吸器障害を起こすほか、酸性雨の原因となる。
光化学オキシダント (O _x)	1時間値が 0.06ppm 以下であること。	空気中の窒素酸化物や炭化水素などが化学反応を起こしてできる酸化物の総称で、光化学スモッグの原因となる。目、のどの粘膜の炎症や、植物への被害を起こす。
ベンゼン	1年平均値が 0.003mg/m ³ 以下であること。	基礎的な化学原料として広く使われている。大量吸入による急性中毒で、頭痛、めまい、吐き気が現れ、死亡することもある。高い発がん性がある。白血病の原因となることが知られている。
トリクロロエチレン	1年平均値が 0.13mg/m ³ 以下であること。	油脂分解力が強く、金属機械部品等の脱脂洗浄剤として広く使用される。急症状として頭痛、吐き気、めまい、意識喪失などがある。慢性毒性として肝・腎臓障害が認められる。発がん性も疑われる。
テトラクロロエチレン	1年平均値が 0.2mg/m ³ 以下であること。	ドライクリーニング、金属の脱脂洗浄剤などとして用いられている。急性毒性として皮膚・粘膜刺激、麻酔作用(中枢神経抑制作用)、慢性毒性としては肝・腎臓障害が認められる。発がん性の疑いが高い。
ジクロロメタン	1年平均値が 0.15mg/m ³ 以下であること。	金属製品の洗浄剤及び脱脂溶剤、塗料剥離材などに使われている。めまい、吐き気、しびれなど神経系に対する作用がある。発がん性が疑われる。

※環境基準は、工業用専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所以外の地域を対象とする。

●騒音・振動に係わる環境基準

〈騒音〉

騒音規制法に基づく自動車騒音に係わる要請限度

(単位: dB デシベル)

区域の区分	当てはめ地域	車線等	時間の区分	
			昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
a区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 (AA区域を含む)	1車線	65	55
		2車線以上	70	65
		近接区域	75	70
b区域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらに接する地先, 水面	1車線	65	55
		2車線以上 近接区域	75	70
c区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	一車線 2車線以上 近接区域	75	70

〈振動〉

振動規制法の道路交通振動に係わる要請限度

(単位: dB デシベル)

区域の区分		時間の区分				
	当てはめ地域	8時	昼間	19時	夜間	8時
第一種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域		65		60	
第二種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域		70	20時	65	

項目	用語説明
騒音レベル (dB デシベル)	騒音の大きさを表す単位。通常の間人が聞きうる最小の音を0デシベルとし、耳に痛みを感じる音を130デシベルとするとき、この間を感覚等分することにより決められた値
振動レベル (dB デシベル)	振動の加速レベルに振動補正を加えたもので、単位としてはデシベルを用いる。
等価騒音レベル (L_{Aeq})	変動する騒音レベルのエネルギー平均値、すなわち、変動音と等しいエネルギーを持つ定常音のレベルをいう。(※ L_{Aeq} と表わされる場合もある)
要請限度	自動車排ガスによる大気汚染や、自動車交通による騒音及び振動により、道路の周辺の生活環境が著しく損なわれていると知事又は市町村長が認めるとき、道路管理者又は公安委員会に対しその改善を要請する際の基準

●水質汚濁に係わる環境基準

①生活環境の保全に関する環境基準(河川)

類型	利用目的の適応性	水素イオン濃度(pH)	生物化学的酸素要求量(BOD)	浮遊物質質量(SS)	溶存酸素量(DO)	大腸菌群数
AA	水道1級, 自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	50MPN [*] /100mL以下
A	水道2級, 水産1級, 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L以下	25mg/L以下	7.5mg/L以上	1,000MPN /100mL以下
B	水道3級, 水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L以下	25mg/L以下	5mg/L以上	5,000MPN /100mL以下
C	水産3級, 工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L以下	50mg/L以下	5mg/L以上	—
D	工業用水2級, 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L以下	100mg/L以下	2mg/L以上	—
E	工業用水3級, 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2mg/L以上	—

※MPN(最確数) most probability number

※基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

- | | |
|----------|---|
| 1 自然環境保全 | : 自然探勝等の環境保全 |
| 2 水道1級 | : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの |
| 水道2級 | : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの |
| 水道3級 | : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの |
| 3 水産1級 | : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用 |
| 水産2級 | : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用 |
| 水産3級 | : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用 |
| 4 工業用水1級 | : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの |
| 工業用水2級 | : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの |
| 工業用水3級 | : 特殊の浄水操作を行うもの |
| 5 環境保全 | : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度 |

項目	用語説明
水素イオン濃度(pH)	水の酸性・アルカリ性を示す指数。pH7が中性で7より小さくなるほど酸性が強く、7より大きくなるほどアルカリ性が強くなる。
生物学的酸素要求量(BOD) Biological Oxygen Demand	水中の有機性汚濁物質が微生物により酸化分解されるために必要とされる酸素量。数値が高くなるほど川は汚れていることになる。BODが高いと水中の溶存酸素量(DO)が減少し、水生生物の育成に影響を与える。魚の生育環境としては5mg/L以下が望ましく、人為的汚染のないきれいな河川では1mg/L以下、10mg/L以上となると悪臭が発生する。
溶存酸素量(DO) Dissolved Oxygen	水中に溶けている酸素量で、空気や、水中の植物の光合成により供給される。酸素量が一定量を下回ると水生生物は生存できない。きれいな河川の状態では8~9mg/L。比較的汚染に強いコイ・フナなどでも5mg/L以上が望ましい。
浮遊物質(SS) Suspended Solid	水中に浮遊する直径2mm以下、孔径1 μ mの濾材上に残留する物をいう。プランクトン・生物の死骸やその破片、排泄物、泥粒、下水、工場排水など人工的汚濁物質からなる。水の汚濁の状態を示す重要な指標のひとつで、河川水にSSが多くなると光の透過を妨げ、自浄作用を阻害したり、魚類に悪影響を及ぼす。
化学的酸素要求量(COD) Chemical Oxygen Demand	有機物による水質汚濁の度合いを示す指標で、CODの値の大きいほど汚染がひどい。水中の有機物に酸化剤を加えて反応させ、消費した酸化剤の量を酸素の量に換算した値。湖沼および海域の環境基準や排水規制の項目、総量規制の対象項目に採用されている。湖沼の水質環境基準としては、非常に清澄な水は1mg/L以下、水道原水としては3mg/L以下、不快を感じない限度は8mg/L以下である。
大腸菌群数	大腸菌群は大腸菌及びそれによく似た性質を持つ菌類の総称。糞便汚染の指標となる(土壌・植物由来も含まれる)。多量に検出された場合、赤痢、コレラなどの病原菌が存在する危険性がある。

②水質の人の健康の保護に関する環境基準及び 地下水の水質汚濁に係わる環境基準

項目	基準値	用語説明
カドミウム	0.003mg/L 以下	メッキ、顔料、電池などで使用されている。腎・肝臓に蓄積し障害をおこす。慢性中毒では、異常疲労、貧血、骨軟化などがある(イタイタイ病)。
全シアン	検出されないこと	メッキ、化学物質の原料、触媒などに使用。数秒～数分程度で中毒症状が現れ頭痛、めまい、意識障害、けいれんなどを起こし死亡することがある。
鉛	0.01mg/L 以下	鉛管、板、蓄電池など金属のまま利用される他、その化合物も多く利用される。貧血・食欲不振、筋肉虚弱等の症状がある。発ガン性が疑われる。
六価クロム	0.05mg/L 以下	顔料、染料、塗料、メッキや金属表面処理、酸化剤に使用。皮膚発疹、咽頭炎、鼻中隔炎症などがみられる。変異原性、発ガン性がある。
砒素	0.01mg/L 以下	半導体の原料、医薬品、農薬、殺鼠剤、防腐剤などに使用。急性では嘔吐、腹痛など。慢性中毒では皮膚の黒化・角化、神経炎を起こす。発ガン性も疑われる。
総水銀	0.0005mg/L 以下	有機水銀化合物、無機水銀化合物をあわせたもの。化学品製造、医薬品、乾電池などに使用。慢性中毒では興奮傾向、不眠といった中枢神経への影響がある。有機水銀のメチル水銀(アルキル水銀)は特に毒性が高い。
アルキル水銀	検出されないこと	諸臓器・脳に蓄積され、運動失調、視野狭窄、知覚障害等の中枢神経障害の要因とされる(水俣病)。生物濃縮率が高く魚介類に高濃度に蓄積される。
PCB (ポリ塩化ビフェニール)	検出されないこと	熱やアルカリに強く、電気絶縁性が高いなど工業的に利用度が高く、トランス油、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙等に利用された。難分解性で脂肪組織に蓄積され、影響が長期化する。皮膚色素沈着、内臓障害がある。胎盤透過性があり胎児・乳幼児に障害が及ぶ(カネミ油症)。
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	金属製品の洗浄剤および脱脂剤、塗料剥離材などに使用。分解されにくく地下水汚染の心配がある。めまい、吐き気、しびれなど神経系に対する作用がある。発ガン性が疑われる。
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	試薬、化学物質の原料として使用。オゾン破壊物質として「モントリオール議定書」にリストアップされている。発ガン性が疑われる。
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	塩化ビニル樹脂などの原料として使用。肝機能への影響がある。変異原性があり、発ガン性も疑われる。
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	塩化ビニルなど樹脂の原料、食品包装フィルムなどとして使用。肝・腎臓障害が知られている。麻酔作用がある。変異原性を持つ。
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	溶剤、プラスチックの原料として使用。高濃度で麻酔作用がある。
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	金属洗浄剤、ドライクリーニング溶剤、代替フロン原料として使用。中枢神経抑制作用がある。オゾン破壊物質。
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	油脂、ワックス、溶剤等として使用。変異原性を持つ。
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	代替フロンの原料、金属機械部品の脱油洗浄、羊毛・皮の脱脂洗浄剤として使用。めまい、頭痛などの神経症状、肝・腎臓障害が認められる。
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	代替フロンの原料、ドライクリーニング溶剤、などとして使用。頭痛、めまいなど神経系や肝・腎臓障害がある。発ガン性をもつ疑いがある。
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	農薬として土壌害虫殺虫剤に使用される。変異原性があり、発ガン性が疑われる。
チウラム	0.006mg/L 以下	農薬(殺菌剤として種子消毒、茎葉散布材として使用)。分解が速く、環境中での寿命は短い。
シマジン	0.003mg/L 以下	農薬(野菜、果樹、芝生の除草剤)。安定性が高いため残留性が高い。内分泌かく乱作用が疑われる。
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	農薬(水田除草剤)として使用されている。
ベンゼン	0.01mg/L 以下	染料、医薬品、農薬等様々な化学薬品の合成原料、溶剤、抽出剤として使用。白血病、再生不良性貧血を起こす。変異原性・発ガン性を持つ。
セレン	0.01mg/L 以下	コピー機の感光ドラム、ガラス着色剤、化合物は絶縁体として広く使用される。呼吸器への影響が知られている。
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸塩、亜硝酸塩として含まれている窒素。人体内で亜硝酸イオンとなるため、多量に人体に摂取されると、メトヘモグロビン血症などの障害を起こす。
ふっ素	0.8mg/L 以下	フッ素樹脂等の製造原料、ガラス等の表面加工に使用。過剰摂取により歯表面が斑状になったり、着色する。骨硬化症状による骨折リスクが高まる。
ほう素	1mg/L 以下	ガラス繊維材料、化合物は防腐剤、ゴキブリ駆除剤などに使われる。傷口や粘膜から吸収された時の毒性が指摘されている。
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	トランジスター、合成皮革や塗料、洗浄剤の調整用溶剤、繊維処理・染色・印刷時の分散剤、潤滑材などに使用されている。発ガン性が疑われる。

参考資料: 化学物質ファクトシート(環境省)
環境用語辞典(共立出版)他

③水生生物の保全に係る環境基準(河川及び湖沼)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	全垂鉛 基準値
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生息場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下

注) 基準値は年間平均値とする。

④底質の暫定除去基準

項目	暫定除去基準
水銀	25ppm 以上
PCB	10ppm 以上

●ダイオキシン類に係わる環境基準

ダイオキシン類による大気・水質の汚濁(水底の底質)及び土壌の汚染に係わる環境基準

媒体	基準値
大気	0.6 pg-TEQ/m ³ 以下
水質 (水底の底質を除く)	1 pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g以下
土壌	1000 pg-TEQ/g 以下
用語説明	ポリ塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシン(PCDD)のことで、きわめて強い毒性を持つ。ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)とコプラナーPCBも似た構造を持ち、併せてダイオキシン類と定義されている。

※TEQ: 毒性を評価する際の単位

※大気、水質は年間値

●微小粒子状物質に係る環境基準

物質	環境上の条件	用語説明
微小粒子状物質 (PM2.5)	1年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること	煤塵、粉塵やディーゼル車から排出されるガスに含まれる粒子など、大気中に浮遊する粒子状物質でその粒径が 2.5 μm 以下のものをいう。呼吸器に沈着し、呼吸疾患の原因となる。ディーゼル車排出ガス中の粒子は発がん性が疑われる。

令和3年度 環境報告書

令和2年度実績報告

編集発行：国分寺市まちづくり部まちづくり計画課



古紙パルプ配合率70%再生紙を使用



この冊子は、「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」の助成金を使用し、印刷しています。